

5608



掃海艇のペルシャ湾への派遣

(極秘・秘ベース関係資料集)

1991年3月20日

北米局安全保障課

I. 掃海艇派遣をめぐる法的諸問題	1
1. 掃海艇の派遣問題について	
(米保作成 2. 8. 20)	2
2. 湾岸危機後におけるペルシャ湾への掃海艇派遣について	
(条規作成 3. 3. 14)	14
II. 昭62当時の経緯	30
III. 主要国及び我が国の掃海能力	44
1. 主要国及び我が国の掃海能力	45
2. ペルシャ湾における掃海作業 (海幕作成ペーパー)	46
3. 海上自衛隊保有の掃海艇	47
IV. 関連電報	50
1. 村田大使意見具中 (3. 3. 14)	51
2. ドイツの掃海艇派遣	53
3. 各国の掃海作業及び機雷情報	70

I . 掃海艇派遣をめぐる法的諸問題

掃海艇の派遣問題について

1990. 8. 20

北 米 保

現下の中東情勢に関連して、我が国自衛隊の掃海艇を派遣して掃海に当たらせることが、我が国法制上可能かどうかにつき検討すれば、次の通り。

1. 要旨

(1) 公海上に遺棄されたと認められる機雷について、それが我が国船舶の航行の安全にとり障害となっている場合に、その航行の安全を確保するために、これを除去する行為は、武力の行使に当たるものではなく、自衛隊法上可能。

(2) 他方、最終的には掃海の具体的な態様等を見る必要があるが、中東の紛争継続海域においてイラクの敷設した機雷を我が国が掃海することについては、場合によってはイラクから攻撃が加えられる可能性も排除できないことを考えれば、紛争継続海域において機雷掃海を行うことが武力行使と全く関係がないとの議論をすることは甚だ困難ではないかと考えられる。

(3) よって、法的議論からすれば、2つのことが可能と考えられる。1つは、紛争が終結した後に我が国掃海艇を派遣し、掃海を行うことである。2つ目は、掃海艇を関係水域に派遣し維持するが、武力行使に当たるような行為はしないこととすることである。

2. 昭和62年のイラン・イラク紛争の際、中曽根総理が国会において(8月27日、衆・内)、「機雷を除去するという行為は、武力行使ではないのです。・・・公海上でそういう障害が起きた場合に海上自衛隊が除去する・・・ことはもちろん合法であります。・・・ペルシャ湾においても・・・遠いところに行ったからといって海

外派兵という・・・ものに当たらない・・・」旨答弁したこともあり、政府部内で本件につき種々議論がなされたところ、同年９月上旬、防衛庁、法制局、外務省の３者で、「自衛隊が自衛隊法第９９条に基づき、公海上に遺棄された機雷のようにどこの国からも如何なる権利の主張も行われることのないような機雷の除去を行うことは、そもそも武力の行使に当たらず、『武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することである』と定義付けて説明されている（昭和５５年政府答弁書）『海外派兵』の問題は生じない。」との想定問答をまとめた。

更に、昭和６２年９月２９日閣議決定された黒柳議員の質問書に対する答弁書において、政府は、次の３点を内容とする政府の見解を明らかにしている。

（１）（自衛隊法第９９条（注：別添：）に関連して）浮遊しているか定置しているかを問わず、公海上に遺棄されたと認められる機雷について、それが我が国船舶の航行の安全にとり障害となっている場合に、その航行の安全を確保するために、これを除去する行為は武力の行使に当たるものではなく、自衛隊法上可能である。

（２）なお、一般に機雷の除去が武力の行使に当たるか否かは、それが如何なる具体的な状況の下で、また、如何なる態様で行われるか等により判断されるものであり、一概に言うことは困難である。

（３）自衛隊法第９９条に基づく海上自衛隊の機雷等の除去の権限は、公海にも及び得るが、具体的にどの範囲まで及ぶかについては、その時々状況等を勘案して判断されるべきであり、一概には言えない。

３．つまり遠近にかかわらず、公海における自衛隊による掃海が全て問題ありということではなく、具体的態様等によって武力行使に当たるか否かを判断すべきものであるとすることができる。

よって、本件を判断するに当たっては、今回の事態の具体的態様等を見なければならぬ。

4. (1) 自衛隊の掃海艇が中東に行き、公海上で「遺棄されたと認められる機雷」を掃海することは、自衛隊法上可能である。その場合、上記答弁書では、これら機雷が「我が国船舶の安全にとり障害となっている場合に」との限定がついているが、一般的に言って、関係水域は、我が国船舶の通航の水域となっており、この点についての実態は存在する。

(2) さて、今回想定される事態は、今後イラクが多国籍軍等の船舶の通航を阻害するため機雷を敷設する場合であるところ、右機雷はその意味で「公海上に遺棄されたもの」と認められず、イラクのものであることが明白であり、かかる状況下で、掃海を行うことはイラクに対する敵対行為であることを免れず、その意味でかかる掃海活動を行うことは憲法でいう武力行為に当たるのではないかとの疑問が出され得る。

紛争継続海域において、イラクの敷設した機雷を我が国が掃海することについては、少なくともイラクからは、イラクと多国籍軍との間の軍事紛争という大きな紛争の一環として考えられるであろうし、同時に、イラクからは敵対行為として捉えられ、場合によっては、イラクから我が国掃海艇に対し攻撃が加えられる可能性も排除できない。この場合、我が方としてどう対処すべきかといった問題も生じ得る。かかる可能性が排除できないことを考えれば、紛争継続海域において機雷掃海を行うことが、武力行使とは全く関係がないとの議論をすることは甚だ困難ではないかと考えられる。また、上記答弁書との関係でも、「遺棄された機雷の掃海」が自衛隊法上唯一可能な掃海の活動と読むべきものとして（制限列举として）書かれているわけではないものの、右答弁書との関係も問題とされ得る。

5. しかしながら、我が国からの遠近に拘らず、公海上において、我が自衛隊が合法的に行い得る掃海活動がある以上、我が国掃海艇を、関係水域に派遣し、~~その水域に~~当該水域に維持すること自体は、何ら法的な問題はない。要は、そこで具体的に如何なる活動を行うか行わないかであり、少なくとも、法的には、武力行使に当たるような活動をしなければ問題ないと考えられる。

6. 結論として、2つのことが可能と考えられる。1つは、紛争が終結した後に我が国掃海艇を派遣し、掃海を行うことである。対象となる機雷は「遺棄された」と認められるからである。2つ目は、掃海艇を関係水域に派遣し、維持するが（航海に約30日が必要であり、出港準備も入れれば多大の日数がかかる）、武力行使に当たるような行為はしないこととすることである（実体としては、上記4（2）を考えれば、紛争の終結まで待機するか、又は、「遺棄された」と認められる機雷に限ってこれを掃海することになる）。（但し、第2のケースの場合、実体論として、緊張時に米側等より出動を依頼された場合、上記の法的立場があるからといって我が国がこれを断りきれぬかどうかという問題がある。よって、我が方掃海艇を派遣する場合は、かかる法的限界を米側などに十分納得せしめておくことが、少なくとも法律上の要請として、必要ではあろう。）

（注1）上記6の態様による掃海艇派遣であっても、これを決意することは、国際社会の一致した行動に我が国としても貢献するとの視点からは、極めて効果が大いものと思料される。

（注2）今回のイラクの行動は国際的に非難されるべき行動であること、掃海作業は防衛的性格の活動であることなどは、憲法及び国内法上の問題を検討するに際しては、irrelevantな要素と考えられるが、政治的には最大限利用すべきものである。

（了）

(X) 6ページ〜12ページ(表)

2 前項の規定による償還義務は、本人の死亡により消滅する。

3 長官は、心身障害により第一項の規定による償還ができなくなった者に対しては、政令で定めるところにより、その償還すべき金額の全部又は一部の償還を免除することができる。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定による償還に関し必要な事項は、政令で定める。

〔参照条文〕 一項の政令 令二二〇の一五、一二〇の二六、三項の政令 令二二〇の一七、四項の政令 令二二〇の一八、勅統義務 隊法六四の二

(機雷等の除去)

第九十九条 海上自衛隊は、長官の命を受け、海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行うものとする。

(土木工事等の受託)

第一百条 長官は、自衛隊の訓練の目的に適合する場合には、国、地方公共団体その他政令で定めるものの土木工事、通信工事その他政令で定める事業の施行の委託を受け、及びこれを実施することができる。

2 前項の事業の受託に関し必要な事項は、政令で定める。

〔参照条文〕 一項の政令で定めるもの 令二二〇、一項の政令で定める事業 令二二一②、二項の政令 令二二二—一二六

(教育訓練の受託)

第一百条の二 長官は、防衛庁本庁の防衛大学校、防衛医科大学校その他の文教研修施設、技術研究本部若しくは調達実施本部において隊員以外の者について教育訓練を実施することの委託を受けた

基本法令 自衛隊法

場合において相当と認めるとき、自衛隊の学校において外国人について教育訓練を実施することの委託を受けた場合において相当と認めるとき、又は政令で定める技術者の教育訓練を実施することの委託を受けた場合において他に教育訓練の施設がないと認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該委託を受け、及びこれを実施することができる。この場合における当該隊員以外の者の処遇については、教育訓練に必要な限度において、隊員に準じて政令で定める。

2 長官は、前項の場合においては、政令で定めるところにより、授業料を徴収することができる。

3 隊員以外の者に対する教育訓練の委託の手続は、政令で定める。

(参照条文)

一項の政令で定める技術者 令二二六の二、一項の政令 令二二六の六—一二六の九、二項の政令の定め 令二二六の五、三項の政令 令二二六の三、一二六の四、一二六の一〇、一二六の一、(二項関連) 防衛大学校等における受託 隊法一七④・組織令四四③、自衛隊の学校における受託 隊法二五②

(運動競技会に対する協力)

第一百条の三 長官は、関係機関から依頼があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、国際的若しくは全国的規模又はこれらに準ずる規模で開催される政令で定める運動競技会の運営につき、政令で定めるところにより、役務の提供その他必要な協力を行なうことができる。

〔参照条文〕 政令で定める運動競技会 令二二六の二、政令の定

湾岸危機後におけるペルシャ湾への掃海艇派遣について（法的論点）

（議論のためのとりあえずのメモ）

条 規

3. 3. 14

1. イラン・イラク紛争時における掃海艇派遣論議の論点

(1) 憲法上の問題

① 機雷除去と武力の行使

黒柳明議員の質問主意書に対する答弁書（別添1）において

（イ）「一般に機雷の除去が武力行使に当たるか否かは、それがいかなる具体的状況の下で、またいかなる態様で行われるか等により判断されるものであり、一

概に言うことは困難である」という前提の下、

（ロ）「浮遊されているか定置されているかを問わず、公海上に遺棄されたと認め

られる機雷について、それが我が国船舶の航行の安全にとって障害となっていて、その航行の安全を確保するために、これを除去する行為は武力の行使に当たるものではない」との整理が行われた。

② 海外派兵との関係

海外派兵とは、「一般的に言えば、武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することである」と定義づけられてきており（別添2）、公海への派遣については海外派兵との関係はそもそも問題にならないとの答弁（別添3）が行われている（本件答弁は、機雷の除去と武力行使との関係についての上記①の答弁書の発出後に行われており、特定の態様による機雷の除去が、仮に「武力の行使」に当たる場合があったとしても、公海上であれば「海外派兵」には当たらないという点に眼目がある（個別的自衛権による説明は排除されない。）と思われる。）。

(2) 自衛隊法（別添7）上の問題

日本近海において従来行われてきた機雷の処分は自衛隊法第99条に基づき行われてきているものと考えられるが、同条に基づく機雷等の除去の権限の及ぶ地理的範囲については、公海上にも及び得るということのほか一般的な見解は示されていない（別添1、4）。なお、自衛隊法上「武力の行使」は防衛出動時においてのみ認められる（第88条）ものであり、同法第99条に拠っては、「武力の行使」に当たるような機雷の除去は認められないものと考えられる。

(3) 掃海艇が攻撃された場合の対処

当時イラン・イラク紛争中であったこともあり、我が国の掃海艇に対する攻撃が行われた場合の対処はどうなるのかということが議論されたがinconclusiveに終わった模様。

2. ポスト湾岸危機の活動としてのペルシャ湾内での機雷の除去について

上記1. の検討を踏まえ、とりあえずの法的論点を検討すれば次のとおり。

(1) 憲法上の問題

① 機雷除去と武力の行使

今回想定される機雷除去の実態が上記1. (1)①の黒柳質問主意書に対する答弁書において「武力の行使」に当たらないとされたもの（公海上の遺棄機雷）にそのまま該当しないとすれば、一案として以下のような説明により「武力の行使」に当たらないと説明することが考えられるが、法制局との協議を要し、いずれにせよ、実態がかかる説明と合致しなければならない。

（イ）安保理決議686は、イラクに対し、敵対行動の停止、イラク及びクウェートの隣接水域におけるイラクの機雷を特定するための全ての情報及び援助を提供すること等を要求しているが、イラクもこれを受け入れる旨明らかにし敵対行動を停止している。イラクが敷設したことが明らかな機雷であっても、イラクが安保理決議686に基づいてその所在につき通報越しているものについては、当該機雷を我が国が除去してもイラクに対する敵対的な行動にはならない。

(ロ) 黒柳質問主意書に対する政府答弁書においては、「我が国船舶の航行の障害になっている場合に、その船舶の航行の安全を確保するため」の機雷の除去について述べているが、その点については、(イ) 我が国による機雷の除去が一義的には第三国の船舶の航行の安全を確保する結果となるものであっても、敵対行動が既に停止している現在、それが機雷の敷設を行った国に対する敵対的な行為となるような事態は基本的には考えられない、更に、(ウ) 将来に渡ってクウェイト方面に我が国船舶が出入りすることは十分想定されるので、クウェイト近傍の水域における機雷の除去は我が国船舶の航行の安全を確保することにもなると考えられる。

(ハ) 黒柳質問主意書に対する答弁書においては「公海上の」遺棄機雷について述べているところ、今回想定される機雷除去については、機雷の敷設箇所によっては、機雷の除去作業がクウェイト等の領海内で行われる可能性もあり得るが、機雷の除去が公海上で行われるか他国領域内で行われるかによって、当該機雷の除去が武力行使に当たるか否かが左右されるわけではない。(国際法上、公海と異なり領海において機雷の除去のような行為を行うことは沿岸国の同意なしに行い得ないという点はあるが、これはクウェイトの同意を得れば良い話である。)

② 海外派兵との関係

仮に我が国掃海艇がクウェイト等他国領海で機雷の除去を行う場合でも、それが「武力の行使」に当たらないような機雷の除去であれば、そのための掃海艇の派遣は定義上「海外派兵」に当たらないことは明らか。

(2) 自衛隊法上の問題

上記1.(2)のとおり黒柳質問主意書に対する答弁書においても、公海上であればどこでも自衛隊法第99条に基づく機雷等の除去が行い得ると断言しているわけではなく、また、他国領海における機雷の除去を同条に基づき行い得るか否かについては判断を示してはいないが、公海については特に問題があるとは思われず、他

国領海についても沿岸国の同意を前提とすれば自衛隊法第99条の適用があるとの解釈にさほど無理があるとは思われない。

(3) 掃海艇が攻撃された場合の対処

- ① 敵対行動が停止されている湾岸地域の現状からみて、派遣される我が国掃海艇が攻撃されるような事態はそもそも想定し難いと考えられる。
- ② なお、純粹に理論的な問題としては、平成2年秋の臨時国会において国連平和協力法案との関連で国連平和協力隊に参加する自衛隊の部隊が攻撃された場合について、自衛隊法第95条に基づき、自衛隊の人又は船舶・航空機等の防護のため、正当防衛・緊急避難等の要件を満たす場合には武器の使用が認められるものと考えられ、かかる武器の使用は憲法第9条にいう武力の行使には当たらないとの考え方が防衛庁、法制局、外務省との間で整理されている（別添5）。

3. 停戦成立との関係

法制局等より、現在はイラクと多国籍軍との間の戦闘行為は一方向的に停止されているだけであり、万が一イラクと多国籍軍との間の敵対行動が再開されるような事態になれば、イラクが敷設した機雷を除去することがイラクの敵対行動を妨害するものとなり、機雷の除去が武力の行使に当たらないとの上記の前提が崩れるとの指摘が行われる場合には、機雷の除去は双方の間で停戦の合意の成立後行うとの説明ぶりも考えられよう。

4. 国連決議との関係

- (1) ペルシャ湾への掃海艇の派遣を決定している独政府のスポークスマンは、記者会見において、クウェイト海域における機雷除去の任務を引き受けることにより、独政府は国連安保理の要請に応えることにもなるとして、その根拠として安保理決議660及び678を引用している（安保理決議678は安保理決議660の実施のために必要な手段を講ずる権限を与えており、安保理決議660は90年8月1日時点の原状の回復を要請しているところ、敷設された機雷の除去も右要請の中に含まれるとの考え方の趣である（別添6）。）。

(2) 我が国が、機雷除去のために掃海艇を派遣する場合、それが我が国独自の政策決定のみによるものではなく、国連からの要請にも応えるものであるとの説明を行い得ることが望ましいことは言うまでもない。

他方、我が国による掃海艇派遣の可否を決定するに当たってクリアすべき最大の論点は、右によって行われることになる機雷の除去という行為が「武力の行使」に該当するかという点である。この点についていかなる論理構成をとるかによるが、仮に上記2. のような論理構成をとるとした場合、安保理決議660や678を国連からの要請の根拠として援用することが得策か否かについては慎重に検討すべきである。即ち、安保理決議660や678はイラクによる侵略行為を非難し、右を撤回させるための各国の共同行動（ある意味で制裁的行動）の根拠として従来説明されてきたところ、上記2. の論理構成によるとすれば、今般の機雷除去はこれまでの共同行動とは別個の戦闘行為停止後の対クウェイト協力として説明することになることから、両者の間の考え方の整合性につき法制局等から疑義を呈せられる可能性がないとは言えないからである。このような観点から言えば、国連からの要請の根拠としては、むしろクウェイトの復興につき同国の政府及び国民と協力するために全ての適当な行動をとることを各国に要請している安保理決議686の主文6を援用することがより適当との考え方もあり得ると思われる（周辺水域の航行の安全が確保されなければクウェイトの復興は実現できない等の説明は不可能ではないかと思われる。）。

(別添1)

項目	ペルシヤ湾の安全航行確保問題 (答弁書)
昭和62年9月29日	衆・参 委員会 黒柳 明 君 (公)
様習の除去と武力の行使	様習除去権限の及び範囲
ヘルシヤ湾の安全航行確保問題に関する質問 主眼書 右の質問主眼書を国会法第七十四条によつて提出する。 昭和六十二年九月十八日 参議院議長 阪田 正明殿 黒柳 明 ヘルシヤ湾の安全航行確保問題に関する質問主意書 最近、ペルシヤ湾では船舶に対する無差別的な攻撃、機雷敷設が行われ、日本船舶のタンカーが被弾する事態にまで至っている。従来船舶入量の五十五%をペルシヤ湾に依存している我が国としても、ペルシヤ湾での安全航行確保のために緊急に対策を講じる必要がある。以下三つの質問をしたい。 一 ペルシヤ湾での安全航行確保問題に対する政府の基本姿勢を明らかにされたい。 二 本問題を検討するために外務省内に特別作業班が設置され、有威外相は「予断を持たずに、あらゆる角度から検討せよ」と指示されたと聞くが、検討内容として、①ペルシヤ湾米軍と海上自衛隊との共同行動、②海上自衛隊によるペルシヤ湾公海上の機雷の掃海、③海上自衛隊による日本船舶の護衛、④ペルシヤ湾米軍への直接の財政負担、⑤ペルシヤ湾航行の安全確保のためにつくられる国際的枠組みへの負担、⑥	
米軍の間接的支援のための在日米軍への負担増などが伝えられているが事実か。また、それだけの可能性についての政府の見解はどうか。不可能とする場合は、憲法上できないのか、法令上できないのか、政治上できないのかを明らかにされたい。また、検討結果によつては、法律及び条約等の改正もあろうかと考えているか。 三 本問題に関連して、中曽根総理は八月二十七日の参議院内閣委員会で、「機雷掃海は武力行使ではないから、自衛隊を派遣しても海外派兵には当たらない」として、法的には可能との答弁をしているが、機雷掃海が武力行使に当たらないとする理由は何か。また、それは機雷の状態(例えば敷設された場合、浮遊している場合、所有権が明らかか否か)で異なるか。 四 自衛隊法第九十九条は機雷等の除去を海上自衛隊の任務としているが、これは平時における我が国周辺の海域を対象としたものではないのか。本条が適用される地理的範囲を示されたい。 昭和六十二年九月二十九日 内閣総理大臣 中曽根康弘 参議院議長 阪田 正明殿 参議院議員黒柳明君提出ペルシヤ湾の安全航行確保問題に関する質問に対し、別添答弁書を送付する。	
参議院議員黒柳明君提出ペルシヤ湾の安全航行確保問題に関する質問に対する答弁書 一及び二について (1) 我が国は、ペルシヤ湾における安全航行の最大の受益国の一つであり、政府としては、同湾における日本人乗組員及び日本関係船舶の安全確保にできる限り努力するとともに、国際社会の責任ある一員として同湾をめぐる情勢の改善のために応分の貢献を行うことが必要であると考えている。 (2) ペルシヤ湾における日本人乗組員及び日本関係船舶の安全の確保については、政府として、これまで、我が国派遣要員に対しこの地域における航行安全対策の実施を指示してきたところであるが、最近のペルシヤ湾情勢の一層の緊迫化にかんがみ、関係省庁及び海運労使の一層緊密な連絡体制を整え、同湾内外の航行安全に関する情報等を海運労使に対し迅速に伝達する等の措置により、この海域における安全航行の確保が図られるよう最大限の努力を払っていく所存である。 (3) また、政府は従来から、ペルシヤ湾情勢の緊張の背景にあるイラン・イラク紛争を解決するための外交的努力を積極的に行うとともに、イラン及びイラク両国に対して湾内外における戦闘行動の自制を強く働きかけていくところであり、今後ともかかる努力を継続していく所存である。	

このため、外務省内において検討を行つてゐるのは事実であるが、節内的な検討の具体的な内容について答へすることは差し支へない。

(1) 通商手帳の取扱いに關する大綱の條

を指示したものであらう。

在國境下の島

自衛隊法第九十九条に基づき海上自衛隊の旗

種々の除害の施設は、公害にも及び得るが、果
然均などの原因にもなつてゐるからについては、その
世々の不防衛を招来して斯種をなすべく、我
り「一紙は五言となす」。

「それは言えない。」

昭和五十五年十月七日稻葉誠一
衆議院議員提出自衛隊の海外派兵
日米安保条約等の問題に関する質
問主意書

三

3 自衛隊の海外派兵・海外派遣をどのように定めてくれるのか、これぞその定案で、④は海外⑤は特許と明示されたい。

また、我が國(清)・國內法(清)の自國法に於いてそれは認められてゐるのか。認められないとすればその条文のどこに之を明言してゐるか。

4. 諸米について諸國の異なる四谷米の海外輸出に對しては、海外流通を具體的では説明せられた。

このために我が国憲法・国内法上での必要となる面が必らずあることは、そのとおりである。

三、

昭和五十五年十月二十八日
付答弁書

三ノズビ 4 徒ヌ・いふゆる言外深ヌとは、一

契約に依り、其の力行使の目的を以て爲す
 したたけ、即ち他國の領土、領海、領空に對して
 權利を行使するに於ては、主權の行使に對しては
他國の同意を要せず、主權の行使は他國の同意を要せず
 といふのである。

このように海外進出に力をつけている企業は、

は、從來これを定議づけたことはないが、力行使の目的をもたないで部隊を他國へ派遣することは、毫芒上許されないわけではないと考へてゐる。しかしながら、法律上、自衛隊の任務、制限として規定されていないものについては、その部隊を他國へ派遣することゝできないと考へてゐる。このやうな目新理の他國への派遣については、毫芒どうするかわからないといふ具體的な思想をもつてゐない。

項目 ペルシヤ湾への機雷掃海と海外派兵

昭和 63 年 4 月 13 日 参 外 務 委 員 会 岡崎 武彦 君 (共)

公海への派兵は海外派兵にあらず

○青森(邦彦)政府委員(外務省) ただいま自衛隊のペルシヤ湾への派遣が海外派兵に当たるのではないかと御質問がございましたので、法律的な面に限って御答弁いたします。

従来より政府は、いわゆる海外派兵とは、一般的にいえば武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することであるという定義づけで説明しておりますので、自衛隊の派遣が他国の領海ではなくて公海にとどまる場合には、従来から御説明しております海外派兵の概念には当たらないということでございます。

念のため、ただいま全く法律的な側面の御説明でございますので、政府の政策はただいま外務大臣が申し上げたとおりでございます。

○岡崎委員 公海上であつたらあゝいふ軍事紛争地域に自衛隊等が行つても海外派兵に当たらないという解釈、これは大変なものだと思います。それでは、これは二、三回取り上げられたことがありまして、中曾根さんが去年の八月二十七日、内閣委員会でお示されたことですが、機雷を除去するという行為は武力行使ではないという答弁をされて、次のように述べられております。

「例えば日本海、豊後沖で、公海上でそういう陣営が起きた場合に海上自衛隊が除去する、こういうことはもちろん合法であります。公海上において合法であります。」

「では、ペルシヤ湾においても、公海上で日本のタンカーが来るというに危ない、そういうところで除去するのは法的にどうかと言え、法的にそう差があるとは思わない、同じ日本の船舶の安全のために陣営を除去するということであります。ですから、私は、法的には武力行使にも当たらないし、遠いところに行つたからといって海外派兵という、いわゆる派兵というものに当たらないものであろう、そう解釈されます。」

このように答弁がございまして、これは国会でもちよつと取り上げられ、政府の答弁書は、派遣しているか定置されているかを問わず、公海上に遺棄されたと認められる機雷について、それが我が国船舶の航行の安全にとつて障害となつてゐる場合に、その航行の安全を確保するために、これを除去する行為は武力の行使に当たるものではなく、自衛隊法上可能である旨を答弁したものである。

こういうふうになされてゐるわけです。派遣しているものが遺棄されたかどうかの判断はなかなか難しいし、言ひ答へた私は思ひます。

きょうこで聞きたいのは、武力行使の問題をさらに進めて海外派兵問題です。こういう場合も、先ほど青森さんは、公海上だつたら問題ないというふうにおっしゃいましたけれども、海外派兵ではないのか。これは大変な問題だと思いますけれども、どうなんですか。

○青森(邦彦)政府委員(外務省) 先ほど御説明した点でございますけれども、私が御答弁申し上げましたのは、従来、政府がとつております法的な立場でございます。それに従えば、海外派兵とは他国の領土、領海、領空に武力行使の目的をもつて派遣した部隊を派遣するというものでございまして、その法的立場からいいますと、公海上に派遣することはこの概念に当たらないというところを申し上げた次第でございます。

○岡崎委員 これは外相、公海上だつたら自衛隊が、機雷掃海でないです、こういう機雷除去等を含むいわば軍事的な手段等も含む、こういうことでペルシヤ湾等、しかも軍事紛争地域に行つてゐるときに、それが公海上だから、これは海外派兵じゃないということが適用すると思ひでしようか。どうでしょう。

○宇野国務大臣 先ほどお申し上げておるのです、確かに自衛隊法によれば、「海上」と書いておるわけですが、それはあくまでも純法律論のお話をただいまも条約局長が申したわけでありまして、法律ばかりで物が進むわけじゃありません。

ん。やはり政治的な、国際的な配慮といふことも必要であります。

したがうして、そういうことを純法律論で述べても、やはりかつて被害者であつたアジアの方々にとりましても大変なことでございますから、したがうして、あくまでもこうしたときにはそうした純理論を申し述べるよりも、やはり公海上であつても、それは日本近辺において、もしそれ、いろいろな有事が発生した場合のことならばいざ知らず、また、そういうような物騒な航行の安全を妨げるような事態に遭つたならばいざ知らず、遠いところまで行くということについてはやはり格段な政治的な配慮をしなくてはいけないだろう、私はこういうふうに申し上げておる次第でございます。

○岡崎委員 きょう法制局の方が見えてゐると思ひますからちよつとお聞きしますけれども、今外相もおっしゃつたように、豊後沖等ではいざ知らず、あんな遠いところまで行つてやるようなことは、もちろんこれは政治的にはやらないということでございますけれども、しかし、法律解釈として、こういう軍事紛争地域に出かけていって、しかも、そこでそれが遺棄されたというふうに判断されるという前提に立つておられますけれども、この機雷除去作業をやる。今度の、先ほど挙げました金丸信さんのところのこのレポートによりますと、それに対する妨害等があればこれについては直ちにまた対応するのだということまで書いてあるのです。

例えばこういうふうに出てゐるのですが、「自衛隊法による「機雷の除去」は「云々」とありまして、「ペルシヤ湾における掃海そのものは戦時行動ではないが、相手からの攻撃は当然警戒しておかなければならない。これに対して我々も外部からのありうる攻撃に対しては、掃海隊を派兵する必要があるであらう。」(このうち「とも当然想定されるような行為ですね。」)

これが法解釈として明らかでない海外派兵だと私は
思いますけれども、海軍さんはそうじゃないと
おっしゃいますけれども、法制局の厳密な解釈を
お願いします。

○大出政府委員　まず海外派兵ということにつ
いての問題があったわけですが、これは先ほ
ど条約局長の方から御答弁がございましたよう
に、我が憲法のもとにおいて海外派兵というもの
を一定の定義をした上で、そういう意味の海外派
兵というものは認められないというふうに申し上
げてきておるわけでありませう。

その内容は、先ほど条約局長が申し上げま
したように、いわゆる海外派兵というのは、一
般的には武力行使の目的をもって武装した部隊を他
国の領土、領海、領空に派遣することであるとい
う考え方をとりまして、このような海外派兵とい
うものは我が憲法のもとにおいては許されないとい
うふうに申し上げてきておるところであります。

ただいまのお話で、機雷の除害というような問
題に関連をいたしましての御質問でございますが、
これはベルシャ湾というようなことではな
く、ごく一般論として私の方では申し上げさせて
いただきますけれども、御質問は、武
力の行使に当たるかどうかということであろうか
と思ひますが、この点につきましては、先ほど先
生がお挙げになりました昨年の九月二十九日付の
答弁書により答弁されておるとおりでございます
て、一般論として機雷の除害が武力の行使に当た
るかどうかというところは、それがいかなる具体的
な状況のもとで、またいかなる態様で行われるか
ということ等によりまして判断をされるべきもの
だというふうに考えておるところであります。

○岡崎委員　聞いたのは、武力の行使じゃないん
だよ。海外派兵問題です。
ベルシャ湾のような具体的な今述べたような
ケース、これも海外派兵の解釈に当たらないとい

うようになるのですか。一言でお願いします。

○大出政府委員　その点につきましては、先ほど
条約局長が御答弁されましたように、この海
外派兵という概念、我が憲法のもとにおいて許さ
れないとされる海外派兵という考え方は、武力行
使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領
海、領空に派遣することである、こういうような
定義をいたしまして、このようなものは認められ
ないというふうに申し上げてきたところでありま
す。

先ほど条約局長がお話しになりましたの
は、この領海というところではなくて、公海と
いうことであつた、それ自体はここで言うところ
の海外派兵には当たらないんだという趣旨の御説
明があつたかと思ひますが、同様に考えておると
ころであります。

○岡崎委員　公海ならば機雷を除害するような行
為をやつても、これは武力行使にも当たらない
し、海外派兵にも当たらないということになるお
けですね。大問題じゃありませんか。これに對す
る、適案されたとはいへ、当然いろいろな反応が
あるはずだし、私たちが懸念する海外派兵という
のは、ベルシャ湾に自衛艦が出ていくこと自体が
海外派兵だというふうに考えますし、まして機雷
の除害作業をやつたりする、こういうことをやれ
ばなおさら明らかに海外派兵行為だと思ひますけ
れども、それでも、なおかつこれは海外派兵に當
たらないとおっしゃるのですか。簡単にお願いし
ます。

○斎藤(邦彦)政府委員(外務省)　政府の方針、政
策につきましては外務大臣が申し上げたとおりで
ございます。

それから、機雷の掃海が武力行使に当たらない
かどうかという点につきましては、先ほど第一部
長の方から答弁書の御紹介があつたとおりでござ
います。

海外派兵かどうかという点につきましては、第

一部長が御答弁申し上げましたのも私が機雷掃海
に上げたものも、それが適当かどうか、あるいは
自衛艦隊法上のもので許されるべきかどうかとい
う点を離れまして、従来から政府が御説明してき
ております禁止されている海外派兵の概念から
は、公海に對する自衛艦の派遣は当たらないとい
うことを申し上げておるだけでございます。

○岡崎委員　一般論だけじゃなくて、具体的にベ
ルシャ湾というところで、そして機雷除害をやつ
たということをやつてゐるのですよ。中曾根さん
の答弁もそのことに触れてゐるわけですね。そう
いうことをしても、なおかつこれは海外派兵でな
いかということを知つてゐるのです。一般論じゃ
なくて、そのことを含めて判断したいと思ひま
す。

○斎藤(邦彦)政府委員(外務省)　同じことを申し
上げざるを得ないわけでございますけれども、た
だいま御指摘のようなケースでありまして、そ
れが適当かどうかという点は全く別にいたしまし
て、自衛艦が公海にとどまる限りにおきまして、
従来、政府が御説明しております海外派兵の概念
には当たらないということでございます。

自衛隊法九九条により機雷除去を行い得る地理的範囲

(一〇九回・昭六二・一〇・一五)
参・決算(附会中)三三三頁

○片上公人君 自衛隊法の第九十九条、機雷除去の海上自衛隊の任務の地理的範囲について答弁者は、その権限は公海上にも及び得るが、具体的にどの範囲にまで及ぶかについては、そのときどきの状況等を勘案して判断されるべきで、一概には言えないとしております。

(平)

(取)

やはりこの

規定はごく限定された周辺海域にとらえるのが妥当で、少なくともこの規定からヘルンツァ海の掃海が可能とするのは拡大解釈過ぎると考えますが、政府の見解を伺いたいと思います。

○説明員(依田智治君) 自衛隊法九九条の規定の趣旨は、船舶の航行の安全等、我が国の公共の安全を確保するということで、いわば警察行動として海上にある機雷等の掃海物を処置する任務を専門的知識を有している海上自衛隊に与えた規定であるというように一貫してあるわけでございます。

趣味的には、戦後日本の近海に大戦中等に敷設した機雷がまだ残存しているというように、そういうものを除去するというのが当初のねらいであったかと思いますが、この規定は、特別に経過規定として国内の掃海物処置というように、特別に一事の、当分の間というように、規定されてあるわけでございます。一般的規定としてできているわけでございます。しかも特に領海、領空について限定するわけでもないわけでございます。そういう点から公海にも必要に応じて適用できるといふように解してあるわけでございます。

ただ、ヘルンツァ海の公海かどうかという点も先生御質問でございますが、これは現在政府としては、前回後藤田長官がこの参事委員会で明快に回答しておりますが、派遣する考えはないということでございます。法的にも実は詳細な検討をやっております。ただ、法的に論議的結論として申し上げさせていただきますと、純粋の公海という点では、特に日本近海の公海とヘルンツァ海の公海とが異なるというわけじゃないかと思っております。ただ、ヘルンツァ海というのは現在、私の指摘するまでもなく、国際紛争が行われている。あの際、後藤田長官も交戦海域という言葉を申し上げましたが、そういう海域でございますので、そういう場所では機雷を除去すると

いうことになってきますと、公海といってもそのところで相当慎重な判断を要するということで、私どもとしても法律判断をする場合においてもそういう点も踏まえて総合的に判断する必要があるというように考えている次第でございます。

自衛隊法八二条及び九九条と自衛隊のヘルンツァ海派遣について

(一一一回・昭六二・一一・九)
参・内閣・一五頁

○川端委員 ……自衛隊法の八十二条及び九九条。例えば八十二条は、「長官は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができ」というふうに書いてありますが、そういうふうな使命を持ってかられる長官としての御見解を伺いたいと思います。

○依田政府委員 ……八十二条「海上における警察行動」、それから九九条「機雷等の除去」というような規定につきましては、いずれも海上における警察行動を規定しているものでございまして、海上保安庁等が一時的に通常は警察行動をやっているわけでございますが、特別の場合で海上保安庁の手を余る場合、また自衛隊の専門的知識を有している者が処置した方がよいような場合というところで、例外的にこの規定が発動されることになっているわけでございます。

もうひとつこの規定は領海に限るといふ規定もございませんので、必要に応じて公海にも及び得るといふことはこれまで解釈としてなされておるところでございますが、ヘルンツァ海というように問題ににつきましては、現に交戦中というか、そういうような戦況が行われているというような海域でございまして、具体的にこういう海域に、そういう規定をもとに行けるかどうかという問題については、そのときの状況とかいろいろ複雑な要素が絡んでおりますので慎重に検討してまいる必要がある。法的にもできるかどうかを慎重に検討してまいる必要があるというものがこれまでの政府の一貫した考えでございます。そういうことも勘案した上で、現在、総理の所信表明演説にもございすように、非軍事的手段による我が国としての積極的貢献を図ってまいるという方針が出されてあるわけでございます。その点をまず御理解いただきたいと思いますというわけでございます。

問16 海外にある自衛隊の船舶・航空機が、仮に外国から攻撃を受けた場合、一般法理論として自衛隊法第95条により武器を使用することができるか。

(答弁資料)

仮定の議論を行うのは必ずしも適切なことではないと考えるが、一般的な法理論として申し上げれば、以下の通りである。

1 自衛隊法第95条は、自衛隊の船舶・航空機等を防護するために設けられた規定であり、その趣旨から、次のような制限がある。

ア 武器の使用は、自衛隊の船舶・航空機等を職務上警護する自衛官に限られる。

イ その目的は、自衛隊の人又は船舶・航空機等の防護に限られる。

ウ 武器を使用する場合は、個々の事態に応じて合理的に必要と判断される限度に限られ、使用する武器の種類も一般的には小火器が中心となる。

エ 正当防衛、緊急避難の要件を充たす場合にのみ、人に危害を与えることが許される。

2 したがって、自衛隊の船舶・航空機が攻撃を受けた場合、直ちに自衛隊法第95条により武器を使用するというのではなく、先ずかかる攻撃を回避することに最大

限の努力を払うべきことは言うまでもない。

- 3 しかしながら、差し迫った状況の下においては、言わば最後の手段として、自衛隊法第95条に基づき上記の制限の範囲内で武器を使用することは許されると考えられる。

(更に、海外においてそのような武器を使うことは、憲法上許されるのかと問われた場合)

我が国の国内法上、自衛隊法第95条の規定の範囲内で行われる武器の使用は、憲法第9条にいう武力の行使に当たらないものであり、そもそも憲法上の問題は生じないと考える。

(更に、自衛隊法第95条による武器の使用と国際法の関係を問われた場合)

自国の政府の船舶・航空機が国外において、外国から不法な攻撃を受ける等の差し迫った状況において、最後の手段として、必要最小限度の武力の行使として自衛隊法第95条の規定する範囲内で、かかる侵害を排除することは、国際法上認められた武力の行使に該当するものと考えている。

(注)

国際法上武力の行使は、自衛権の要件を満たす場合には違法性を阻却されるが、このような武力の行使は、本

格的な戦闘行動に限られず、右に至らざる程度の実力の行使も含まれる。このような本格的な戦闘行動に至らざる程度の実力の行使の根拠が、国内法上の概念としていかなる性格のものとして位置づけられるかは各国の国内法に委ねられているものである。

(防・防)

(防・運)

(官・法)

(別添6)

3/7 着 ドイツ発 703号 (郵11巻)

B04892-01

在電第702号に關し、

独政府スーダンの記者会見における発言資料を入手したところ次の通り。

尚、原文を別FAX信にて送付する。

1. 独政府は米国の要請に基づき、かつ国連の安全保障理事会の要請に従って、5隻の掃海艇及び2隻の補給艦からなる独海軍掃海部隊を、機雷の除去の為にペルシャ湾に派遣する。この部隊は独国の指揮の下にある。独海軍は技術的に進歩した掃海能力(無人の機雷掃海部隊)を有している。
2. 湾岸での戦闘の終結に伴い、イラク軍が敷設した約1200個の機雷の除去が緊急の課題となった。それは湾岸周辺における船舶の航行を再開する為の前提条件である。国際的な民間船舶の航行を奨励することは、独商船の保護及びペルシャ湾でオイルベストの除去に従事している独特殊船の保護にも役立つ。
3. 独政府は人道的な援助を、湾岸での平和の再建の為に貢献する。湾岸での安全な海上航路は、この地域の経済的な健全性の回復プロセスの開始に不可欠の前提条件である。それは同時に欧州の原油供給(独は約15%依存)にも貢献するものである。
4. クウェートの湾岸における機雷除去任務の引き受けに際しても、独政府は国連の安全保障理事会の要請に従う。90年11月28日の安保理決議第678号により国連加盟国は、安保理決議第660号の遂行の為に必要な手段を講ずることとされた決意に従う。これはまた、安保理決議第660号は90年8月1日時点の状況の回復を、これはまたその間に敷設された機雷の除去をも、要求している。
5. 国連安全保障理事会は全ての国に、この目的の為に適切な方法で措置を講ずることを要請した。

(丁)

自衛隊法

(防衛出動)

第七十六條 内閣総理大臣は、外部からの武力攻撃（外部からの武力攻撃のおそれのある場合を含む）に際して、わが国を防衛するため必要があると認める場合には、国会の承認（衆議院が解散されているときは、日本国憲法第五十四条に規定する緊急集会による参議院の承認。以下本項及び次項において同じ）を得て、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。ただし、特に緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで出動を命ずることができる。

2 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで出動を命じた場合には、内閣総理大臣は、直ちに、これにつき国会の承認を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、又は出動の必要がなくなつたときは、直ちに、自衛隊の撤収を命じなければならない。

(防衛出動時の武力行使)

第七十八條 第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、わが国を防衛するため、必要な武力を行使することができる。

2 前項の武力行使に際しては、国際の法規及び慣例によるべき場合にあってはこれを遵守し、かつ、事態に応じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならないものとする。

(武器等の防護のための武器の使用)

第九十五條 自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料を職務上警護するに当たり、人又は武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(爆発物の除去)

第九十九條 海上自衛隊は、長官の命を受け、海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行うものとする。

Ⅱ．昭 6 2 当時の経緯

ベルシャ湾問題に係る我が国の措置検討の経緯

2. 8. 16

北 米 保

1. 1987年5月17日、ベルシャ湾情勢が日毎に緊迫度を増す中で、米フリゲート艦スターク号がカタール北方沖でイラク軍の攻撃を受け被弾するという事件が起り、これを契機に、米国において特に議会を中心に、ベルシャ湾の航行安全確保のため日本及びNATO諸国に応分の軍事的役割を担わせるべしとの機運が高まっていった。

かかる背景の下、外務省内においては、我が国の対応を検討するため栗山外務省議長とするタスクフォースが9月7日設置された。

2. 翌9月8日、ワシントンにおいて、米政府より我が方に対し、「目に見える日本の貢献」を行って欲しいとして、以下のオプションを含む具体的措置をとるよう申し入れ越した。

①掃海艇の派遣

②ベルシャ湾情勢緊迫化に伴う米海軍の追加的作戦費用（年間200～240百万ドル）の半分（100百万ドル）の分担

③米艦船の修理費用の分担

④在日米軍経費の大幅増額

3. 自衛隊の掃海艇派遣については、上記に先立つ8月27日、中曽根総理が衆議院内閣委において、（イ）機雷を除去するという行為は武力行使には当たらず、（ロ）海上自衛隊が公海上でこれを行うことは、合法であり、海外派兵にも当たらないが、（ハ）国際紛争に巻き込まれる恐れのあるような場所にはるばる自衛隊を派遣するようなことは適当でないとの政治判断からこれをやらない、との趣旨を答弁された。本件については、外務省、防衛庁、法制局の間で法的問題につき検討し

た結果、①浮遊しているか定置されているかを問わず、公海上に遺棄されたと認められる機雷について、それが我が国船舶の航行の安全にとり障害となっている場合に、その航行の安全を確保するために、これを除去する行為は武力の行使に当たるものではなく、自衛隊法上可能である、②一般に機雷の除去が武力の行使に当たるか否かは、それがいかなる具体的な状況の下で、またいかなる態様で行われるか等により判断されるものであり、一概に言うことは困難である、③自衛隊法第99条に基づく海上自衛隊の機雷等の除去の権限は、公海にも及び得るが、具体的にどの範囲にまで及ぶかについては、その時々状況等を勘案して判断されるべきであり、一概には言えない、との取敢えずの整理を行った（9月17日付参議院黒柳明議員提出の質問趣意書に対する答弁書、別添1）が、実際に自衛隊の掃海艇を派遣することは、国内政治上の現状に照らして現実的なオプションであるとは考えられず、その後特に具体的な計画について検討が進められるには至らなかった。

但し、米側は、その後も、例えば9月14日、在京アンダーソン公使より栗山外客に「掃海艇派遣は引き続き最優先検討事項たるべし」と申し入れるなど、日本がかかる措置をとることにつき引き続き期待を表明した。これに対し日本側は、9月21日の日米首脳会談において、中曽根総理よりレーガン大統領に対し「自衛隊の派遣はできないが、幅広い可能な限りの政府としての貢献の方法を検討中」と発言した。

4. 他方、自衛隊の掃海艇に代わるオプションとして、海上保安庁の巡視船（日本船に対する情報の提供と救難活動を本務とする）を派遣してはどうかとの考え方が浮上し、これは、「非軍事的手段による貢献という我が国の基本的立場」との関係で、国内政治的にも受け入れられやすいとの判断もあり、9月中旬頃から10月の初めにかけて外務省と海保との間で検討が行われた。

巡視船の派遣についての最大の問題は、巡視船が負うべきリスクの極小化及びかかるリスクを負うことについての政治的決断であった。当初海保は、本来自衛隊により対応すべき性格の任務について、政治的理由でそれが不可能であるため、攻撃に対してより脆弱な巡視船が対応させられるのは納得できないとの感触を示した

が、その後の総理自身の指示もあり、本件計画については相当細部に亘る詰めが行われた。

5. 10月1日に至り、中曽根総理から「巡視船の派遣は中止する」との指示があった。関係者によれば、本件については後藤田官房長官と総理との間で長時間にわたって協議が行われ、官房長官が、「戦後40年間、日本は、軍隊やその種のことを海外に出したことはない。今後とも日本がとるべき選択ではない」として最後まで譲らず、橋本運輸大臣も総理の意向を受けて中止を了承した由である。（なお、後藤田正晴著 「内閣官房長官」別添2）

6. これを受けて外務省では、ベルシャ湾問題についての他の貢献の方途（直接拠出、経協、在日米軍支援等）につき改めて白紙から検討を開始したが、10月3日、ワシントンで行われた栗原・ワインバーガー会談において、「ワ」より、航行援助施設（DECCAシステム）への日本の協力について示唆があった。外務省は、直ちに右システムにつき調査・検討を開始し、本件についての計画をまとめ、10月7日、他の諸施策と共に、発表を行った（別添3）。

参院議員恩賜 明君提出ベルシヤ湾の安全航行確保問題に関する
質問に対する答弁書

一及び二について

(1) 我が国は、ベルシヤ湾における安全航行の最大の受益国の一つであり、政府としては、同湾における日本人乗組員及び日本関係船舶の安全確保にできる限り努力するとともに、国際社会の責任ある一員として同湾をめぐる情勢の改善のために応分の貢献を行ふことが必要であると考へている。

(2) ベルシヤ湾における日本人乗組員及び日本関係船舶の安全の確保については、政府として、これまで、我が国海運労使に対しこの海域における航行安全対策の実施を指示してきたところであるが、最近のベルシヤ湾情勢の一層の緊迫化にかんがみ、関係省庁及び海運労使の一

層緊密な連絡体制を整え、同湾内外の航行安全に関する情報等を海運労使に対し迅速に伝達する等の措置により、この海域における安全航行の確保が図られるより最大限の努力を払つていく所存である。

(3) また、政府は従来より、ベルシヤ湾情勢の緊張の背景にあるイラン・イラク紛争を解決するための外交的努力を積極的に展開するとともに、イラン及びイラク兩國に対して湾内外における戦闘行動の自制を強く働きかけているところであり、今後ともかかる努力を継続していく所存である。

更に、我が国としてベルシヤ湾における安全航行の確保のために右外交的努力に加えて行い得る適切な貢献がある場合には、可能な限り積極的に行ふべきものと考えらる。

このため、外務省内において検討を行つてゐるのは事実であるが、

34

部内的な検討の具体的内容について答弁することは差し控えた。

三について

(1) 御指摘の委員会における内閣総理大臣の答弁は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十九条による「根拠の除去に関する質問に対する答弁であるところ、浮遊しているか定置されているかを問わず、公海上に遺棄されたと認められる根拠について、それが我が国船舶の航行の安全にとり障害となつている場合に、その航行の安全を確保するため、これを除去する行為は武力の行使に当たるものではない、自衛隊法上可能である旨を答弁したものである。」

(2) なお、一般に根拠の除去が武力の行使に当たるか否かは、それがいかなる具体的な状況の下で、またいかなる態様で行われるか等により判断されるものであり、一概に言ふことは困難である。

四について

自衛隊法第九十九条に基づく海上自衛隊の根拠等の除去の権限は、公海にも及び得るが、具体的にどの範囲にまで及ぶかについては、その時々

々の状況等を勘案して判断されるべきであり、一概には言えない。

質問第二号

ベルシャ湾の安全航行確保問題に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十二年九月十八日

黒柳 明

参議院議長 藤田 正 明 殿

一

ベルシャ湾の安全航行確保問題に関する質問主意書

最近、ベルシャ湾では船舶に対する無差別的な攻撃、機雷敷設が行われ、日本船舶のタンカーが被弾する事態にまで至っている。総原油輸入量の五十五％をベルシャ湾に依存しているわが国としても、ベルシャ湾での安全航行確保のために緊急に対策を講じる必要があるので、以下若干の質問をしたい。

一 ベルシャ湾での安全航行確保問題に対する政府の基本姿勢を明らかにされたい。

二 本問題を検討するために外務省内に特別作業班が設置され、倉成外相は「予断を持たずに、あらゆる角度から検討せよ」と指示されたと聞くが、検討内容として、①ベルシャ湾米軍と海上自衛隊との共同行動、②海上自衛隊によるベルシャ湾公海上の機雷の掃海、③海上自衛隊による日本船舶の護衛、④ベルシャ湾米軍への直接の財政負担、⑤ベルシャ湾航行の安全確保

三

四

のためにつくられる同盟的枠組みへの負担、⑥米軍の間接的支援のための在日米軍への負担増などが伝えられているが事実か。また、それぞれの可能性についての政府の見解はどうか。不可能とする場合は、憲法上できないのか、法令上できないのか、政治上できないのかを明らかにされたい。また、検討結果によっては、法律及び条約等の改正もありうると考えているか。

三 本問題に関連して、中曽根総理は八月二十七日の衆議院内閣委員会で、「機雷掃海は武力行使ではないから、自衛隊を派遣しても海外派兵には当たらない」として、法的には可能との答弁をしているが、機雷掃海が武力行使に当たらないとする理由は何か。また、それは機雷の状態(例えば設置された場合、浮遊している場合、所有権が明らかか否か)で異なるか。

四 自衛隊法第九十九条は機雷等の除去を海上自衛隊の任務としているが、これは平時におけるわが国周辺の海域を対象としたものではないのか。本条が適用される地理的範囲を示されたい。右質問する。

後藤田正晴著「内閣官房長官」

ペルシャ湾安全航行寄与問題

外交・防衛のあり方について、私と中曽根さんとの間で真正面から議論をするというようなことはほとんどなかった。だいたい、二人の考え方、判断は一致していた。ただし、ペルシャ湾安全航行対策のときはぶつかった。

昭和六十二年七月米海軍はペルシャ湾でクウェートのタンカーを護衛する作戦を開始した。イラン・イラク戦争を続ける両国が湾内に敷設した機雷に第三国の船舶が触雷する事故が頻発したためだ。ところが、作戦を始めて間もない七月二十四日、米海軍の艦艇三隻に守られてペルシャ湾をクウェートに向けて航行中の超大型タンカーがクウェートの南東百九十キロで触雷、被害こそ小さかったものの、ペルシャ湾安全航行問題をクローズアップさせることになった。

米國は英仏などに掃海艇の派遣など協力を要請する。ただし、この時点ではまだ各国ともイラン・イラク戦争への深入りを避けるため慎重に構えていた。ところが、八月十日、ペルシャ湾の外側のオマーン湾でパナマ船籍の米國の大型タンカーが浮遊機雷に触れ、左舷に直徑四メートルもの大きな穴があく被害をうけた。それまでは安全と見られていたホルムズ海峡の外側も決してそうではなくなっていることを重視し、翌十一日に英仏がさっそく掃海艇および支援船の派遣を決めた。

こういう情勢のなか九月十六日の閣議後、中曽根さんに呼ばれ、海上保安庁の巡視船あるいは海上自衛隊の掃海艇を派遣したい旨の相談があった。

私は強く反対したが、中曽根さんも強硬だった。このときは結論を持ち越したが、九月二十一日、ニューヨークでの日米首脳会談で中曽根さんが我が国としてもペルシャ湾の安全航行に何ら

かの貢献をする旨表明、決着をつけざるを得なくなった。どういう貢献ができるかをめぐる政府部内の議論は、中曽根さんと外務省が掃海艇あるいは巡視船の派遣を主張、私がそれに反対という構図だった。私の意見はこういうものだった。

「ペルシャ湾は既に交戦海域になっている。軍事紛争に巻き込まれる恐れのある行動は絶対にとつてはいかん。巡視船といえど武装船だ。正当防衛でたとえば発砲しなければならぬ事態が起きたとする。日本が正当防衛を主張しても相手は交戦行為と見る。それが国際常識ではないか。そうすると、これは日本の従来からの平和国家としての國是そのものと正面衝突することになる。我が國の船舶の安全航行のためであり、それは自衛権の範囲内だという解釈も認められん。ペルシャ湾まで自衛権を拡大することは出来ぬ。いかに安全航行という大義名分があろうと、とにかく武力行使につながる恐れのある対応はだめだ。非軍事の分野に限るべきだ」

しかし、中曽根さんも外務省も考えを変えない。そこで第二段階では角度を変え、艦船を派遣すれば中東政策を変更することになるがそれも分かったうえでのことか、と切り込んだ。

「我が國の中東外交の基本を変えるんですか？ 日本は戦前戦後を通じて中東に対してはフリーハンドでやってきた。イラン・イラク兩國に公平にものが言えるたった一つの先進國だ。今回の問題で何故、この中東政策を変更するんですか？ 自衛艦とか巡視船とかをペルシャ湾に派遣すれば、イランは必ず日本を敵視しますよ」

これで中曽根さんも船の派遣はやめようということになったわけだが、このとき私は意識的に

相当きつい調子でものを言った。総理の部屋で中曾根さんと私が向かい合って座り、やりあった最後にはこんなセリフも吐いた。

「海上自衛隊あるいは海上保安庁の船の派遣は閣議決定で決めるんでしょうな。重大な政策の変更ですから、当然閣議決定すべきものと思う。しかし、そのとき私は閣僚としてサインしませんよ」

官房副長官だった渡辺秀央君がこれに同席していたが、渡辺君はこのときの話になると、「いやあ、あのときはびっくりしたなあ。長官、こわいぐらいでしたよ」と言う。

外務省事務当局もこの問題ではいっになく強硬だった。いくらダメだと言ってもなかなか言うことを聞かない。それで私も最後は、

「やれるものならやってみる。つぶす。帰れ」

と怒鳴ることになったものだ。このためこの当時、外務省内では「後藤田流の慎重運転だけでは国際的な対日要請に應えられない。日本の孤立化につながりかねない」という批判の声もあったようだ。私とて、タンカー護衛で日本が恩恵を受けていることが分からぬわけではない。しかし「国際的な対日要請」というが実体は「国際的」でも何でもない。米国の要請に従って、日本が軍事的危険性を冒すことの重大さが分かっている者主張だ。

こういうやりとりで船の派遣案をつぶしたが、私もただ自分の考えを頑迷に主張したわけではない。実はこの時期に宮沢大蔵大臣と栗原防衛庁長官がそれぞれ訪米していたのだが、この二人

が米側の反応を探ってくれた。宮沢さんはニューヨークからワシントンへ行く飛行機だったか、シュルツ國務長官と一緒にあった機会にこの話をされたようだ。

「シュルツ長官は『日本にそこまで要求するのは無理でしょう』といっている」と連絡してくれた。栗原君も私のところへ電話して来て、

「後藤田君、これはアレだぞ、絶対に船を出すのはいかんよ」

ということだった。こういうこともあったので自信をもって反対論を唱えることができた。

このペルシャ湾安全航行への貢献問題は十月七日、電波などをつかった安全航行システムの建設資金を拠出することを総合安全保障関係閣僚会議と閣議で決定し、決着した。これで米国やヨーロッパの各国も満足したし、イランも不満はないらしい。

ペルシヤ湾における自由安全航行確保のための

我が国の貢献に関する方針

昭和62年10月7日

ペルシヤ湾における我が国船舶の安全航行の確保は、本来我が国自身が責任を負うべきものであり、我が国としては、自らの国益を守るためにも、また、国際社会において重要な地位を占めるに至った我が国の責任を果たしていくためにも、ペルシヤ湾における自由安全航行のために、従来からの外交努力に加え、より大きな貢献をすることが国内的にも国際的にも求められている。

政府としてはかかる認識に基づき、我が国の貢献はあくまでも非軍事的手段によるもの、基本的立場に立って、あらゆる角度から検討してきた結果、我が国として当面なし得る貢献としては次の方策が適切であると判断し、その実現のために、直ちに関係諸国及び国連と所要の協議を開始する。

1. 船舶の安全航行に資する目的で、湾岸協力理事会諸国及び他の同湾利用国との協力の下に、湾岸地域に高精度の電波航行援助施設を早急に設置するための協力を行うこととし、これに要する経費を負担する。
2. 湾岸及びその周辺地域の経済発展が長期的にはこの地域の平和に欠くことができない要素であるとの見地から、これらの諸国に対し経済・技術協力の拡充を図る。の一環として、オマーンに対しては、同国の要請を受けて農業開発、インフラストラクチャー整備のため通常より緩和された条件の日本輸出入銀行のアンタイド・ロー枠2億ドル程度を設定する。また、ジョルダンについては、円借款及び日本輸出入行融資枠で計3億ドル程度を設定する。

紛争終結後、イラン・イラク両国の復興のために、我が国としても出来る限りの力を行う。

3. 国連を越える和平努力に関し、今後、安全保障理事会決議598実施のための

戦監視団の派遣等国際的枠組が成立し、その経費が必要となる場合には、我が国はその国際的責任に相応の積極的な財政負担を行うこととする。また、それまでの間、事務総長が紛争当事国間の調停を行うために必要とする経費については、先に事務総長に対して検討方表明した我が国の国連に対する緊急特別拠出金2,000万ドルの内から、1,000万ドルを限度としてこれに充当し得ることとする。

なお、米国が、ベルシャ湾を含め国際的な平和と安全の維持のためにグローバルな役割を果たしている状況の下で、我が国の安全保障にとり不可欠な日米安保体制のより一層の効率的運用を確保する見地から、適切な対象について在日米軍経費の経波の方途について米国と協議を行う。

Ⅲ．主要国及び我が国の掃海能力



3. 3. 14

北米保・北米地

1. 主要国の掃海能力

- (1) 主要各国の掃海艇の保有数、米国29隻、英国38隻、独54隻、仏24隻、サウディ4隻、ベルギー27隻。
- (2) 掃海技術が最も進んでいるのは独で、無人機雷探知機を保有。
- (3) 現在中東に派遣されている掃海艇は11隻（英5隻、米4隻、サウディ2隻）で、この他に17隻（仏4隻、ベルギー3隻、蘭2隻、英3隻、独5隻）が派遣される予定。

2. 我が国の掃海能力

- (1) 我が国は、掃海艇32隻、掃海母艦1隻を保有。
- (2) 中東に派遣し得る能力を保有している掃海艇は6隻。（その他はエンジンの性能により長距離航行が困難）。掃海母艦の航行能力は問題なし。
- (3) 掃海を行う場合は、3～4隻による掃海が効率的との由。
- (4) 中東地域までの所要日数、約35日（途中、数か所に補給のため寄港が必要か）。
- (5) 掃海能力は、先進国の中でも一流。

3. 湾岸の機雷関係情報

- (1) 湾岸には1000～1200個の機雷が敷設（米国防省）。
- (2) イラク軍はクウェイト沿岸に機雷を敷設したものと考えられる。
- (3) 掃海作業は長期にわたるものであり、約半年かかるとの情報もある。

ペルシヤ湾における掃海作業（戦後処理）



1 作業の目的

湾岸戦争後のクウェートを中心とする中東地域復興の先駆けとして、復興資材等を輸送するために、ペルシヤ湾を航行する船舶の安全を確保すべく、同湾内に残された地雷を除去する。（隊法 9 9 条：地雷等の除去）

2 派遣兵力及び基本的任務等

派遣人員	派遣部隊	基 本 的 任 務	備 考
約 500 名	掃海艇 × 4 隻 45% × 4 → 180%	○原則として、3 隻で掃海作業を実施 ○1 隻は補給地等で補給、整備、待機等 ○各国の掃海部隊と、機能分担・海域分担等により協力して作業を実施	
	掃海母艦 × 1 隻 180%	○作業海域あるいは泊地において、作業指揮・通信中枢・補給支援等	
	補給艦 × 1 隻 140%	○補給地と泊地の間を往復し、掃海母艦に補給	主用補給地：ミナ・サルマン（バーレーン） 補用補給地：ダンマン（サウジアラビア）
	特別移動整備隊	○必要に応じて現地に進出し、補給地・泊地で掃海艇の整備・修理支援	
	連絡員 若干	○各国の掃海部隊との連絡・調整	○各国代表で構成される調整委員会（仮称）等で勤務

3 進出計画

(1) 掃海艇及び掃海母艦 ?

? 佐世保 → スービック（フィリピン） → シンガポール → ペナン（マレーシア） → コロンボ（スリランカ） → ボンベイ（インド）
→ フジャイラ（アラブ首長国連邦） → ミナ・サルマン（バーレーン）
（航程：約 8 7 5 0 マイル 進出速力：8.5～9.5 ノット 所要日数 3 4 日）

(2) 補給艦

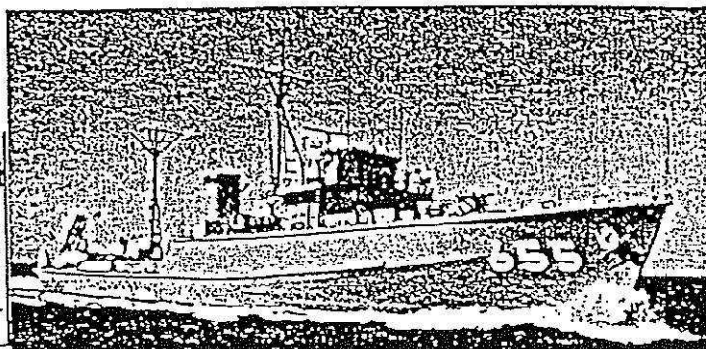
横須賀 → コロンボ（スリランカ） → ミナ・サルマン（バーレーン）
（航程：約 8 6 5 0 マイル 進出速力：12.5～13.5 ノット 所要日数 2 2 日 コロンボで掃海艇及び掃海母艦と一時的に会合）

掃海艇「はつしま」型

MSC "HATSUSHIMA" Class

649「はつしま」	657「なるしま」	665「ひめしま」
650「にのしま」	658「ちちしま」	666「おぎしま」
651「みやしま」	659「とりしま」	667「もろしま」
652「えのしま」	660「ははしま」	668「ゆりしま」
653「うきしま」	661「たかしま」	669「ひこしま」
654「おおしま」	662「ぬわしま」	670「あわしま」
655「にいしま」	663「えたしま」	671「さくしま」
656「やくしま」	664「かみしま」	

派遣可能艇



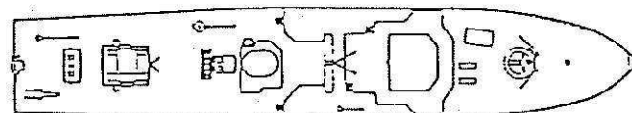
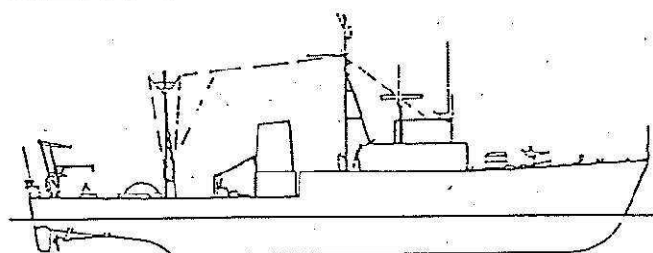
主要要目

基準排水量 440t(あわしま以降、490t)
 主要寸法 (長さ、幅、深さ、喫水)
 55×9.4×4.2×2.4m
 (喫水2.5m-おおしま以降)
 58×9.4×4.2×2.9m(あわしま以降)

船型 船首楼型
 主機 ディーゼル2基2軸
 馬力 1,440PS (1,400PS-やくしま以降)
 速力 14kt
 要兵装 20mm機関砲×1 掃海装置一式
 定員 45名

記事

4次防タイプの中型掃海艇。3次防「たかみ」型に比べて、一回り大きく、航洋性を増した。「たかみ」型ですで見られた機雷掃討の考え方をさらに進め、新型機雷処分具S-4を搭載、処分の安全、迅速化を図っている。従来は、探知した機雷の処分のため、処分員が潜水して機雷に爆



雷を装着、爆破していたが、S-4は、発見した機雷に有線誘導で爆雷をとりつけ、艇上での遠隔操作により爆破処分する。

大型化に伴って、「たかみ」型に比べて外寸は若干大きくなったが、馬力・速力・兵装・乗員数は変わっていない。「あわしま」以降、居住環境改善のため50t大型化している。

掃海母艦「はやせ」型

MST "HAYASE" Class

462「はやせ」(建造・石横東京)

S45.9.16 46.6.21 46.11.6 竣工

主要要目

基準排水量 2,000t

主要寸法 (長さ、幅、深さ、喫水)

99×14.5×8.4×4.2m

船 型 平甲板型

主 機 枝 ディーゼル4基2軸

馬 力 6,400PS

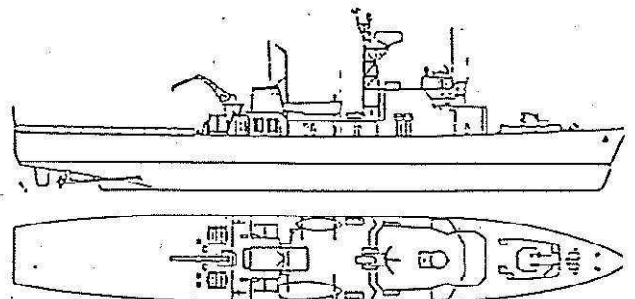
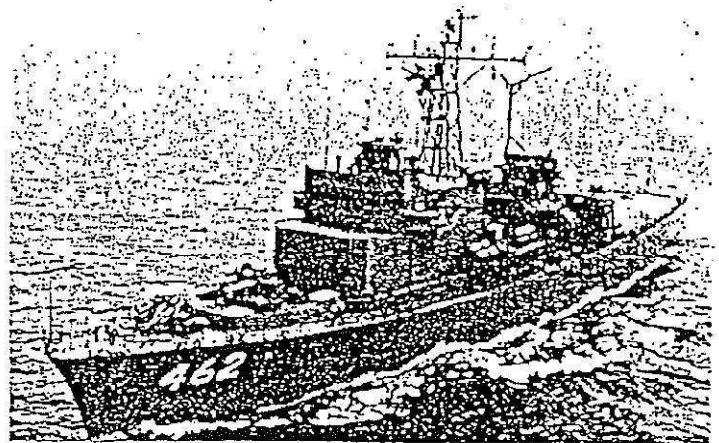
速 力 18kt

主要兵装 50口径3インチ連装速射砲×1 20インチ単装機関砲×2 3連装短魚雷発射管×2 訓練用機雷搭載装置一式

定 員 180名

記事

掃海部隊の支援を主任務とし、「はやとも」の老朽化に伴う代替として建造された。掃海艇用の燃料、食糧など補給物資を搭載し、かつ旗艦としても使用するので司令部設備を有している。後部構造は、V-107型掃海ヘリコプターが発着可能なヘリコプター甲板となっており、掃海部隊支援用の電探用リールと5トンクレーンも備えている。そのほか訓練機雷搭載装置一式、水中処分隊用の再圧タンクなども装備している。本艦は運用上の見地から、機雷敷設艦「そうや」と類似



した艦型、装備をしており、多くの共通点を備えている。

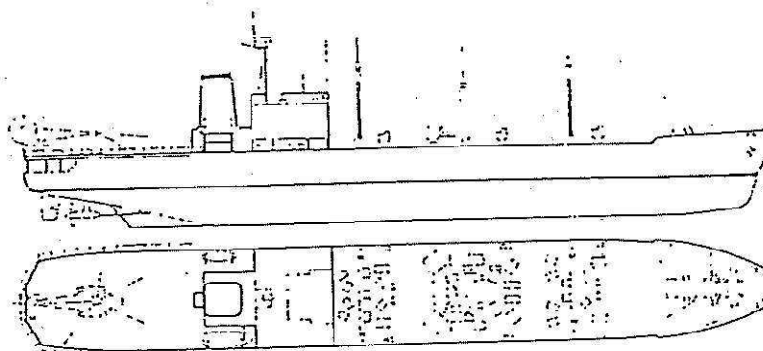
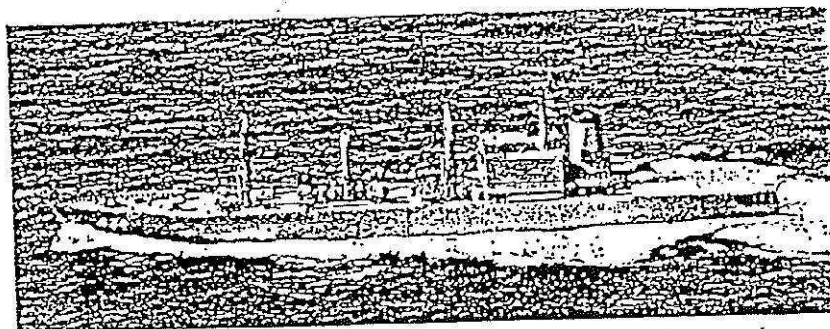
船体は、全通二層の平甲板型を採用し、また機雷敷設機軸を1尾に装備している関係上、「そうや」と同様に艦尾部にもなだらかなシアアがつけられている。

補給艦「とわだ」型 AOE "TOWADA" Class

422「とわだ」(建造・日立造船)
S60.4.17 H1.3.25 62.3.24 竣工
423「ときわ」(建造・石川島)
S 5.12 H1.3.23 H2.3.12竣工
424「はまな」(建造・日立造船)
S63.7.8 H1.5.18 H2.3.29竣工

要目

基準排水量 8,100t (*8,150t)
寸法 (長さ、幅、深さ、喫水)
167×22.0×15.9×8.1m (*喫水8.2m)
船型
主機 2基 2軸
馬力 26,000PS
速力 22kt
特殊装置 洋上補給装置一式
補給品艙内移送装置一式
定員 140名
(*印は「ときわ」以降)



記事

老齢化した「はまな」の代替更新のため建造されたが、現有「さがみ」よりさらに大型化し、能力向上を図っている。外観も「さがみ」を拡大した感じで、前部が給油と保潔・糧食等の物資搭載用設備、後部が飛行甲板となっており、同ヘリポートは将来導入が見込まれる大型機の発着が可能なように余裕をもたせてある。コンピュータ利用の熟

料補給状況判読装置や補給品の艙内移送装置など各種の自動化が図られている。護衛艦部隊の長期行動を可能にするため、昭和62年度計画で建造の2隻が平成元年度末に就役し各護衛隊群に1隻ずつ補給艦を随伴させられる態勢が整った。「ときわ」以降は、2段ベッド化など居住性向上のための50t大型化している。

IV. 関連電報

局長

六管標緊急要件

米13長
AL

米北長

極秘

政外
大務務 典房
次次
臣秘官官密審長長

北経外
大大 察括 博代表
使使研審審表

対文会厚情
察人電在儀警史

外報官	参報際内外
文長	審一二
参政保対旅外	(限定配布)
審地中東	往電第3064号に関し、
参北東西	1. わが国のペルシャ湾におけるそう海協力問題は本使自ら深く関与した87年のイラン・イラク紛争時に
北米長	続き今次危機に際しても再度議論があつたところであり、今一度国内で大きい議論の対象となる可能性のある
中南長	本問題を再び取り上げることには消極的な向きも国内に少なくないと思うが、幸い多国籍軍の圧勝により
密西ソ洋	紛争まき込まれ論はもはや説得力を持たない現在、(1)わが国自身の船舶をも含む国際海運の安全、
西東	(2)クウェイトに対する戦後復こう協力の一かん、(3)わが国の友好国たるサウジアラビア、イラン、
参一〇アア	その他の湾がん諸国民の安全一般に寄与するという人道的考慮に立つた協力といった位置付けの下に派遣の
次総経途博	可能性を今一度検討し直してみる価値ありと史料する。
密経潮国	2. もとより、かかる協力が実現できれば、上述の3点の如き国際的安全に対する実質的こうけんとして大
参経エ国	きな意義があるのは明らかであるが、わが国にとっては残念ながら昨年8月以降ついに人的こうけんを行
安ネ二	えなかつたわが国に対する評価をはん回する絶好の機会にもなることの意義は更に大きいと考える。特に去
参海	る1月90億ドルの支援におとらず、自衛隊輸送機の人道目的のための派遣を高く評価してくれた多くの米
密準	国行政府や議会人からは、自衛隊機が派遣されなかつたことの経緯はどうであれ、日本は結局実行する気
密政国開無	ないことを口約束だけしたのだとつめたく受け取られていることをわすれてはならない。法的に日本とに通
参調技有理	つた問題をかかえる独が、紛争後の協力として第2次大戦後初めてそう海という隻のペルシャ湾派遣にふみ
密協協	切つたことは、国際的に高い評価を得ており、この際わが国が同様の措置にふみ切ることは同様の、あるいは
密政経人	はわが国への強い期待を持っている米国及び湾がん諸国からドイツへの評価以上の評価につながりうると本
参軍社	
科原	
参情折調	
企安	

総 番 号 R054259

月 13日

平成 3年 3月 14日

米 国 発
本 省 着

主 管

外 務 大 臣 殿

村 田 大 使

北米局長

そう海てい派遣問題

第3065号 極秘 大至急

往電第3064号に関し、

1. わが国のペルシャ湾におけるそう海協力問題は本使自ら深く関与した87年のイラン・イラク紛争時に
続き今次危機に際しても再度議論があつたところであり、今一度国内で大きい議論の対象となる可能性のある
本問題を再び取り上げることには消極的な向きも国内に少なくないと思うが、幸い多国籍軍の圧勝により
紛争まき込まれ論はもはや説得力を持たない現在、(1)わが国自身の船舶をも含む国際海運の安全、
(2)クウェイトに対する戦後復こう協力の一かん、(3)わが国の友好国たるサウジアラビア、イラン、
その他の湾がん諸国民の安全一般に寄与するという人道的考慮に立つた協力といった位置付けの下に派遣の
可能性を今一度検討し直してみる価値ありと史料する。

2. もとより、かかる協力が実現できれば、上述の3点の如き国際的安全に対する実質的こうけんとして大
きな意義があるのは明らかであるが、わが国にとっては残念ながら昨年8月以降ついに人的こうけんを行
えなかつたわが国に対する評価をはん回する絶好の機会にもなることの意義は更に大きいと考える。特に去
る1月90億ドルの支援におとらず、自衛隊輸送機の人道目的のための派遣を高く評価してくれた多くの米
国行政府や議会人からは、自衛隊機が派遣されなかつたことの経緯はどうであれ、日本は結局実行する気
ないことを口約束だけしたのだとつめたく受け取られていることをわすれてはならない。法的に日本とに通
つた問題をかかえる独が、紛争後の協力として第2次大戦後初めてそう海という隻のペルシャ湾派遣にふみ
切つたことは、国際的に高い評価を得ており、この際わが国が同様の措置にふみ切ることは同様の、あるいは
はわが国への強い期待を持っている米国及び湾がん諸国からドイツへの評価以上の評価につながりうると本

極秘

使としては考えるところである。

3. 本件はもともと政治決断の問題であるというのが本使の理解であるが、いずれにせよ本件そう海作業は相当の長期を要すると見込まれており、決断のタイミングは今からでも決して遅くはなく、むしろ今こそ絶好の機会ではないかと考える。御決断を得られれば来たる大臣御訪米の際に、米側にわが方方針を御伝えいただき、可及的速やかに実行に移されることが適切であろう。

4. なお、本件派遣は、わが方としては、米側の要請があれば動きやすいといった面もあるかとは思われるが、この7ヶ月の経験に照らし、米側としても進んでわが国に対し本件をしようようしたくはないとの気持ち強いと思われ、またあるべきすがたとしてもわが方の自主的判断に従って行うとの形をとることが望ましい。ただ、全くわが方の一方的イニシアティブというのも問題であろうから、本来、それは国連安保理決議(678)の求めているところであるとの立場に立ちつつ、形の上ではクウェイト政府ないしサウジアラビア政府(GCC総体でも良い)から、出来ればそう海に協力してもらえないだろうかとの打しんを受け、米国もこれを強くセコンドするとすることがあるいは妥当ならずやと考える。

5. なお、前述の通り、自衛隊輸送機による難民輸送の件が、米側に強い期待外れの感を味合わせる事となつたことにかんがみ、今回の場合は、クウェイト海域における機らい除去のニーズがあり、既に各国とも参加していること、またわが国のそう海能力のゆうしゆうさはしゆう知のこととされているので、もし基本的御方針の決定がなされた以上は国内の一部に如何なる反対があろうとも不迟疑の決意で実行し、かつそう海の実績において、独を含む他のいずれの国よりもすぐれた成績をおげるとの心積りで当たることがぜひとも必要と考える。

在米各公館、国連代、サウデイ、独に転電した。(了)

07/20:50

2655 01/08 P01 R049028

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲所（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08-025

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次 次
臣 秘官官 密 密長長

北 経外査総 博
大 大 察括 代
使 使 研 密 表

総ロ対文会厚情オ

寮人④在儀警史

総 番 号 R049028

主 管

月 7日

ド イ ツ 発
本 省 着

欧 西 1

平成 3年 3月 7日

外 務 大 臣 殿

木 村 大 使

独そう海部隊の湾がん派遣（防衛情報）

第703号 大至急

（以下FAX送信 BO4892-01）

④報官

参報際内外

文長

審一二

長

参政保対旅外

長

審地中東

長

参北東西

北米長

審一二保地

中南長

参一二

④長

④西ソ洋

長

④東

近ア長

参一二アア

長

次④経途博

長

審④源国

参経エ国

安ネ二

参海 密準

経協長

審政国開無

参調技有理

④長

審条協規

国長

審政経人

参軍社

科審

科原

④調長

④④④調

④安

外務省

53

B04892-0/

往電第702号に関し、

独政府がマスツの記者会見における発言資料を入手したところ次の通り。

尚、原文を別FAX信にて送付する。

1. 独政府は米国の要請に基づき、かつ国連の安全保障理事会の要請に従って、5隻の掃海艇及び2隻の補給艦からなる独海軍掃海部隊を、機雷の除去の為にペルシャ湾に派遣する。この部隊は独国の指揮の下にある。独海軍は技術的に進歩した掃海能力（無人の機雷掃海部隊）を有している。
2. 湾岸での戦闘の終結に伴い、イラク軍が敷設した約1200個の除去が緊急の課題となった。それは湾岸周辺における商船の航行を再開する為の前提条件である。国際的な民間船舶の航行を援助することは、独商船の保護及びペルシャ湾でオイルペストの除去に従事している独特殊船の保護にも役立つことである。
3. 独政府は人道的な援助が湾岸での平和の再建の為に貢献する。湾岸での安全な海上航路は、この地域の経済的な健全性の回復プロセスの開始に不可欠の前提条件である。それは同時に欧州の原油供給（独は約15%依存）にも貢献するものである。
4. クウェートの河川における機雷除去任務の引き受けに関しても、独政府は国連の安全保障理事会の要請に従う。1990年11月28日の安保理決議第678号により国連加盟国に、安保理決議第660号の遂行の為に必要な手段を講ずることを可能にした決議に従う。独政府は、安保理決議第660号は90年8月1日時点の状態の回復を、これはまたその間に敷設された機雷の除去をも、要求している。
5. 国連安全保障理事会は全ての国に、この目的の為に適切な方法で措置を講ずることを要請した。

(丁)

11/08:27

2871 02/08 P01 R050370

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の内容に関する照会は検閲所（内線2171、2174）
 3. その他本電の取扱い等に関する照会は典整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08-025

政府外務省
 大務次官 典務
 次官 典務
 秘書官 典務
 北経外査係 典務
 大使館 典務

総 番 号 R 0 5 0 3 7 0

月 8 日

平成 34年 3月 9日

ド イ ツ

本 省

主 管

欧 西 1

外 務 大 臣 殿

木 村 大 使

独そう海部隊の海がん派遣（内話：防衛情報）

第732号 秘 至急（ゆう先処理）

往電第703号に關し、

8日、独海軍そう海ていの派遣等に関し海軍總監部関係者と当館小西がこん談したところ、間込みのままなるもきよう味ある点次の通り。

1. そう海部隊指き官の交替

（1）ベルシヤ湾に派遣されるそう海部隊の指き官は、今まで海軍中さであつたが、今回の派遣決定に伴い、海軍大さがその指き官となつた。

（2）これはNATO指き下での派遣では無く、ドイツ独自の国家指きの下での派遣であることから、独立行動に伴う責任の増大に対処する為である。

2. 派遣日程

（1）第一じんの出発は11日（月よう日）であり、き艦であるテンダー1隻と機らいそうさくてい（MINENSUCHBOOT）2隻（SCHLESWIGとPADERBORN、2隻ともトロイカ・システムを装備）の計3隻が出港し、数日後に他の4隻が出港する。

（2）理由は技術的なものであり、機らい処理てい（MINENJAGDBOOT）3隻はエンジンの部品交換が必要な為である。また補給艦1隻は他の補給艦と交替する予定である。

（3）トロイカ・システムは3隻の無人の子船（名称：アザラシ）が1個セットに成っているが、近い内に更に1個セット（同3隻）を派遣する予定である。

3. その他の戦後処理支援

（1）近い内にオイル・ベスト除去の為に特殊船（取りあえず1隻）が派遣される予定である。この船は交

外 務 省

対文会厚情オ
 察人④在儀警史

四報官 参報際内外

文長 密一二

頃参長 参政保対旅外

ア 密地中東
 参北東西
 一

長 密子二保地

中南長 参一二

④ 密西ソ洋
 密東
 二

長 参一アア二

次密途博
 密密洲国
 参経エ国
 安ネ二

参海 密準

経協長 密政四開無
 参調技有理

密条密規

密経人

参軍社

科 科原

密密調
 密安

秘

電信写

通省に所属しているが、船員は全員連邦軍の文官である。

(2) また現在地中海でしようかい活動を行つてゐる海軍のしようかい機3機も、湾がんのしようかいの為に派遣されることになろう。

4. 今回の派遣決定のはい景

(イラン・イラク戦争当時及び昨年にも派遣が検討されたが、実現には至らなかつたとよく聞するところ、当時とどのような相違があつて今回実現したと考えるのかとの質問に対し)

私見ではあるがかん境条件は全く異なり、今回は戦争状態ではなく、平時における派遣である。また国連安全保障理事会の決定にも合致する派遣であり、人道的な援助活動と認識している。(了)

02708:20

0001 00708 P01 R022183

注意

1. 本電の取扱いには慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08-029

大 政務外外儀官
大務次典房
巨務官官密密長長

ア北経外資 博代表
大北大大 務代表
使使使研 務代表

経対文会厚情オ
密密密密密密密密

外報官 参報際内外

文長 参一

通多長 参政保対旅外

ア 参地国東
参北東西

北 参一

北 参一

中 参一

④ 参一

長 参一

長 参一

長 参一

長 参一

長 参一

長 参一

長 参一

長 参一

長 参一

長 参一

長 参一

長 参一

総 番 号 R022783

平成 3年 2月 2日

ドイツ 発
本 省 務

主 管
欧 西 1

外 務 大 臣 殿

木 村 大 使

イラクのクウェイト侵攻（独海・空軍の同行）（防衛情報）

第324号 秘 至急（ゆう先処理）

往電第255号に関し、

1. 湾がん戦争に伴う独海・空軍の動向（地中海及びトルコ所在）を2月1日時点でまとめると次の通り。

（特記なき限り、平）

（1）海軍

（イ）NATO南欧連合軍（COMNAV SOUTH）れい下；

そう海部隊（7隻）、約500名、東地中海（クレタ島しゅうへん）

そう海てい 5隻操らい処理てい（MINENJAGD BOOT） 3隻、操らいそうさくてい（MINE
NSUCHBOOT） 2隻

補給艦 1隻（WESTERWALD）、給油艦（TENDER） 1隻（DONAU）

（ロ）NATO地中海緊急艦隊（NAVOCFORMED）れい下；

2隻、約240名

フリゲート艦 1隻（BREMEN）

給油艦 1隻（RHOEN）

（ハ）NATO海きよう常設艦隊（STANAVFORCHAN）れい下；

2隻、110名

そう海てい 1隻（FULDA）

補給艦 1隻（COBURG）

（ニ）独海軍部隊；（NATOれい下ではない）

外 務 省

秘

電信写

6隻、約1,100名

ミサイルくちく艦 1隻 (MOELDERS、300名)

くちく艦 1隻 (SCHLESWIG-HOLSTEIN、300名)

フリゲート艦 2隻 (AUGSBURUG、KOELN、各200名)

補給艦 2隻 (GLUECKSBURUG、EIFEL、計110名)

(ホ) 独海軍えんきよ離てい察機 (BREGUET ATRANTIC型) 3機

1月30日、例年行われている「海外海域監視訓練」の一かんとし、地中海西部への飛行に出発

この3機はNATOのMPA (MARITIME PATROL AIRCRAFT、30機) 所属であり、地中海のELMAS基地に飛行 (この項目は秘)

(2) 空軍 (在トルコ)

(イ) ERHAC基地;

独空軍アルファ・ジェット 18機、220名

化学てい察車FUCHS 2両

ローランド1個中隊 (STAFFEL)、発車ほ体車両 8両

(各車ランチャー 2基で16個ランチャー) 約200名

(ロ) DIYARBAKIR基地; (ベルギー空軍駐留)

ホーク1個部隊 (EINHEIT)、ランチャー 9基、約400名

ただし、ロンランド及びホーク部隊は未派遣

2. 当館注

(1) 往電第255号の海軍兵員の数は、定員数に基づくもので今回の数とは異なる。これに関して海軍関係者に再度確認したところ、任務、編成により異なるので、正確な数字は言えないとのこと。なお、今回の数は報道されたもの。

(2) (ニ) 項の独海軍部隊6隻は、海軍演習「DESEX 1/91」に基づき大西洋で演習を行っていた部隊であるが、地中海への派遣が決定された。2月6日到着予定。(往電第169号参照)

(3) 空軍防空部隊の派遣に関しては、調査部隊 (将校4名、下士官9名) が1月30日に出発しており、

秘

電信写

来週（2月4日からの週）の中ごろに帰国するものと見られ、早い場合にはその週末に所要の部隊が出発することになる。

（なお、ナウマン防衛局長は1月29日、派遣までにローランド部隊については10日、ホーク部隊については14日を要すると述べていた。このカッコ内は秘）

米、国連代、EC代、EC各国（除ルク）に転電した。（丁）

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

取扱注意

電信写

08-029

大 政事外外儀官
大務務 典房
臣秘官官密長長北経外査総 博代表
大大 察括
使使研密密

対文会厚情オ

察人園在儀警史

外報官 参報隊内外

文長 参一二

参政保対旅外

参地田京
参北東京西

参日二

参一二

参西洋
参西東

参一二アア

次総経途博
参経海国
参経エ国
安ネ二

参海 密準

参政国開無
参調技有理

参条協規

参政経人
参国社

科原

参参調
参

総 番 号 R048962

月 7日

平成 3年 3月 7日

ドイツ 発

本 省 著

主 管

欧 西 1

外 務 大 臣 殿

木 村 大 使

独の戦後処理支援（そう海ていの派遣）（防衛情報）

第702号 （取扱注意） 大至急

往電第701号に関し、

1. 海軍総監部に確認したところとあえず次の通り。

(1) 独そう海部隊の派遣決定は報道の通りである。

(2) NATOとは関係無く、独政府独自の決定であり、NATOとの指き関係は解除された後、派遣される。

(3) この派遣は、国連の要請（米国が代表して要請）に基づき、安全確保、人道的な援助の観点から派遣されるものと理解している。

(4) 野党との関係では、これから議論が行われようが、必ずしもSPD全体が反対では無く意見が分かれており、例えば、ブランド元首相は賛成している。

2. また、野党SPDのフォーゲル党首は、7日、記者会見において、「そう海ていのベルシ+湾派遣決定により、政府は憲法上のグレーゾーンに足をふみ入れたが、連邦軍がさい害支援に輸送機を派遣するのと同様、今次そう海が、オイル流出除去支援につながるものであり、また民間船の航行を確保するという人命にかかるものであると容認しうる。」旨述べ、政府の今次決定には反対しないとの考えを明らかにした。

3. 当館注

コルボフSPD防衛政策スポークスマンも、そう海てい派遣に関してはSPDも合意するであろうとの見通しを述べている。（往電第671号参照）

米、英、仏、白に転電した。（了）

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08-025

大 政 事 外 外 儀 官
大 務 務 典 房
臣 秘 官 審 審 長 長

傅代表
總括審
査察審
外研
經大
北大使

才情厚會文對口總

史警在國人祭

報官 參報際內外

文長 番一二

参政保对旅外

東二
西一

中東
北西

北米長

修一二

洋ノ四番
一
東四

卷一二了了
一一

次經途博

長 參 經 工 國
安 木 二

參海	寄準
----	----

經協長 審政開無
參調技有理

規協案審

国 審政経人
長 参軍社

科原

國訓長

總 番 号 R049028

月 7 日

平成 3 年 3 月 7 日

ドイツ省 発着

主 審

欧西 1

外務大臣殿

木村大使

独そう海部隊の湾がん派遣 (防衛情報)

第703号 犬至急

(以下FAX送信 BO4892-01)

B04892-0/

往電第702号に関し、(3月6日) (概説) 独政府の記者会見における発言資料を入手したところ次の通り。
 尚、原文を別FAX信にて送付する。

1. 独政府は米国の要請に基づき、かつ国連の安全保障理事会の要請に従って、5隻の掃海艇及び2隻の補給艦からなる独海軍掃海部隊を、機雷の除去の為にペルシャ湾に派遣する。この部隊は独国の指揮の下にある。独海軍は技術的に進歩した掃海能力(無人の機雷掃海部隊)を有している。
2. 湾岸での戦闘の終結に伴い、イラク軍が敷設した約1200個の除去が緊急の課題となった。それは湾岸周辺における商船の航行を再開する為の前提条件である。国際的な民間船舶の航行を援助することは、独商船の保護及びペルシャ湾でオイルベストの除去に従事している独特殊船の保護にも役立つ。
3. 独政府は人道的な援助、湾岸での平和の再建の為に貢献する。湾岸での安全な海上航路は、この地域の経済的な健全性の回復プロセスの開始に不可欠の前提条件である。それは同時に欧州の原油供給(独は約15%依存)にも貢献するものである。
4. クウェートの河州における機雷除去任務の引き受けに関しても、独政府は国連の安全保障理事会の要請に従う。90年11月28日の安保理決議第678号により国連加盟国に、安保理決議第660号の遂行の為に必要な手段を講ずることを可能にした決議に従う。安保理決議第660号は90年8月1日時点の状態の回復を、これはまたその間に敷設された機雷の除去をも、要求している。
5. 国連安全保障理事会は全ての国に、この目的の為に適切な方法で措置を講ずることを要請した。

注意

1. 本電の取扱いには慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08-029

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次 次
巨 秘官官 審審長長
北 経外査総 博
大 大 察括 代
使 使 研審 表

総 番 号 R048865

月 7日

平成 3年 3月 7日

ド イ ツ
本 省

主 管
欧 西 I

外 務 大 臣 殿

木 村 大 使

○対文会厚情オ

察人④在儀警史

独の戦後処理支援（そう海ていの派遣決定）（報道：防衛情報）

第701号 大至急

（以下FAX送信 BO4891-01）

外報官	参報際内外
文長	参一二
参長	参政保対旅外
参長	参地国京 参北東西
北米長	参一二④
中南長	参一二
④	参西④洋 西東
参長	参一二アア
参長	次総経途博 参経国 参経工国 安本二
	参海 参準
経国長	参政国開無 参調技有理
参長	参条協規
参長	参政経人
参長	参④社
参長	科原
参長	参④防調 参④

往電第671号に関し、

1. 7日付GAが標記に関しロイター／dpa電として報ずるところと次の通り。

(1) フォーゲル政府スピークスマンが6日発表したところによると、独政府は現在地中海に派遣されている掃海部隊の湾岸への派遣を決定した。これは米国の要請に基づくものである。

(2) 同政府スピークスマンは、イラクが敷設した約1200個の機雷の除去は、平和の回復に貢献する「人道的支援」であると明確に位置付けた。

また、同地域の経済的な健全性の回復と同時に欧州の原油供給に貢献するものであり、更にドイツ商船等の保護にもなると述べた。

(3) 17日トクレス島を出港する予定。

2. 当館注

(1) 地中海に派遣されている掃海艇部隊の細部に関しては、往電第324号を参照願いたい。

(2) この掃海部隊は世界で唯一のトロイカ(Troika)システムを装備(掃海艇5隻の中2隻がこれを装備)している。

そのシステムは1隻の母船が3隻の子船(名称:アザラシ、無人で特殊な機雷除去装置を装備)を無線で操縦しながら、機雷(磁器及び音響機雷)を除去するというもの。

米、英、仏、白に転電した。

(了)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡あり。

極秘

電信写

限定配布

政務次官 典房
大務次官 密長
北経外資 密長
大使 密長

継番号 R052074

月 11日

平成 3年 3月 12日

米 国 発
本 省 着

主 管

北米局長

外務大臣 殿

村田 大使

対文会 厚情
察人 在儀 密長

ゲンシャー独外相の訪米

外報官 参 報 際 内 外

第2919号 極秘 大至急

文長 密 一 二

(限定配布)

領移長 参 政 保 対 旅 外

先般のゲンシャー独外相の米国訪問（2月27日-3月1日）につき、8日、当地独大使館ブロイガー公使が大島に述べたところ次の通り。（中東こうけん策をめぐって日独がしばしば一しよに批判されることが多いところ、「ゲ」外相の訪米に当たつての独の対応振りは貴大臣の御訪米の準備にあたり参考になりうる点もあるかと思われ、本使よりルーフス大使に詳しいブリーフ方依頼しおいたもの。）

ア 密 地 中 東
参 北 東 西

中 密 二 線 地

1. 訪問スケジュール等

中 密 一 二

(1) 湾がん戦争の終結後、ヨーロッパ諸国の外相レベルの米国訪問が相次いだ。米側はヨーロッパのビッグ3（英、仏、独）に対し既ね同様に接遇を行つた。即ち、ブッシュ大統領表けい（10分-15分）、その後のスコウクロフト大統領補佐官との会談、ベーカー長官との会談（1時間半）、チエイニー国防長官との会談（30分）がそのはしらであり、「ゲ」外相の場合も既ねその通りであつた。独側からも英、仏と同じレベルの接遇を得られるよう米側には念押しした。

密 四 ノ 洋
西 東

密 一 〇 ア ア
二

(2) 他方、独の場合、日本とならんで湾がん危機への対応につき米議会やプレスから厳しい批判をあげてきた。従つて、「ゲ」外相の訪米に当たつては行政府に対すると同等に、あるいはそれ以上に議会対策を重視することとし、議会要人とのこん談にまる一日をかけて民主、共和両党指導部とは（都合で会えなかつたドール上院共和党リーダーを除き）殆ど全てのの人に積極的に会つた（フォーレー下院議長、ゲップハート同民主党院内総務、マイケル同共和党院内総務、ミッチェル上院民主党院内総務、ベル上院外交委員長ほか。また米独議連関係のメンバーにも会つた）。

次 総 経 途 博
密 経 漁 国
参 経 エ 国
安 ネ 二

(3) また、プレス対策にも力を入れ、ブッシュ、ベーカーとの会談が終わつた後に1回、チエイニーとの

参 海 参 準

密 政 国 開 無
参 調 技 育 理

参 案 協 規

密 政 経 人

参 軍 社

科 原

参 情 析 調
企 安

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

極秘

会談後に1回行った。

2. 議会指導部とのこん談

(1) 誤解に基づくものを含め米議会に渡がんこうけん策をめぐり数多くの対独批判がなされてきていたもので、「ゲ」外相としては、これ以上このような批判が続くことは独米関係の為にならず、この機会にキテンと独の立場につき理解を得ることに力を注いだ。

(2) 即ち、独としては憲法問題があるので多国籍軍への直接的な軍事参加こそなし得なかつたものの、トルコへの空軍派遣、東地中海へのそう海でい派遣をはじめ、化学兵器使用の場合の特殊たん知装置の米軍への供与、旧東独軍保有の戦車運搬車の供与、給油を含む在独の独軍基地の米軍に対する使用認可、在独米軍の中東移動に伴う輸送その他の便ぎ供与（特に地上戦で重要な働きをした第7軍団は独から移動したものであること）等の具体例に触れつつ、軍事面でも相当に実質的な協力を行ったことを説明した。

(3) 更に財政面では、独は経済規模では日本の半分以上（先方発言のまま）ではあるが日本の2/3に近い支援を米国その他の多国籍軍参加国に行つたこと、イスラエル援助を行つたこと等を説明した。コミットされたもののデイスバースが遅いではないかとの批判が聞かれるので、対米追加拠出の55億ドルは3回に分けて支出するが、2月20日には第1回支出が実施済みであることを伝えた。

(4) 独軍の海外派兵問題については、憲法改正の方針、見通しに触れた。

(5) 更に「ゲ」外相は独の中東こうけん策が少ないとの批判に応える方策の一部として、統一後の旧東独の経済状況は予想をはるかに超える深刻な様相を呈していること（本年末の失業者が400万人に達すると見通されること等）、また、世界のじ目は湾がんに集中しているが次のクライシス・ポイントは東欧・ソ連であり実はここは中東よりもつと危険になる可能性があること、独としてはこの地域で重要な役割と責任を有するところ増税を含む各種施策により諸国難に対応する必要があること等に言及した。また、独は旧東独のソ連軍支援にきよ額を投じつつ同盟国たる米国には湾がん協力を出ししふつていないかとの米議会の一部の批判に対し、独のソ連軍支援は撤退のための支援であつて欧米各国の共通の利益になるはずのものであることを指摘し誤解をとくことに努めた。

(6) このように、「ゲ」外相は議会の対独批判に対し弁解調におちいることなく、むしろ実績と方針をキテンと示しつつPREEMPTIVEに対応したといえよう。これに対し、議会要人の側からは独批判めい

注意

1. 本電の取扱いに慎重を期せられない。
2. 本電の内容に関する照会には検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会には調査班（内線3169）に連絡ありたい。

極秘

電信写

た発言は特に聞かれず、理解を深めることが出来たものと思つている。

3. 行政府との会談

(1) 議会に比べ行政府は独の中東こうけん策についてはよく承知、理解しており、かつ評価もしているの
で、大統領、国務長官、国防長官との会談では米側から「感謝している、評価している」との発言が冒頭に
なされただけで、それ以上に話題になることはなかった。

(2) 従つて、主たる話題は湾がん戦後の諸問題に向けられ、「ゲ」外相は独としては戦後の中東において
政治面、経済面で積極的に係わつていく用意がある旨を表明した。米側からは、戦後の平和プラン、復興
再建計画、中東和平問題等について一般的な説明がなされたが、具体的かつ詳細な話は出なかった。これは
独に対してだけでなく、英、仏に対しても同様の説明振りであつたようである。現時点では米側としては、
まず中東諸国の考えをよく聞くことに徹すること、主役はあくまで中東各国であり、米国ではないとの立場
をよくふまえて対応していく考えであることを述べていた。米側に具体案がないこと (AMAZING L
ACK OF CONCRETE VISION) にはやや意外感を禁じえないというのが英、仏、独の共
通した印象である。

(3) 「ゲ」外相は、ヨーロッパにおけるC S C Eのプロセスが、戦後の中東和平に参考になるのではない
かとの考えを説明した。従来、中東和平国際会議問題については、これを熱心に押す仏をはじめとするヨー
ロッパ諸国と「適当な時期に適切な構成の下で行うべし」との立場に立つ米国との間で相違があるが、湾
がん戦争の結果、状況が変化しうる可能性がある。そこで「ゲ」外相は、70年代当初の外交を想起しつつ、
西独の東方政策に基づく信頼じよう成措置及び東部国境問題の解決に向けて二国間ベースの外交努力の積み
上げを先行させたこと、その後でヘルシンキ会議というマルチの過程に入つてC S C Eのプロセスが結実し
たことに触れ、このアナロジーが湾がん戦後の中東和平にもプロセスとしては大いに参考になりうるのでは
ないか、またヘルシンキ会議の3つのバスケット方式のようなアプローチのし方も参考になりうるのでは
ないか、とるる説明した。ブッシュ大統領もベーカー長官もこの話に大きな関心をよせて聞いていた。

4. 湾がんへの独そう海ていの派遣

(1) 独統一に米国が協力してくれたからこそ可能になつたことは独国民がよく認識しているところである
が、湾がん危機に際しては、率直にいつて米国に対し独として十分協力できなかったとのUNEASINE

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

極秘

SSが独逸に残り、何とかばん回できないかとの気持ちがあつたのは事実であるが、戦争が終わつた後のそう海ていの湾がん派遣（5隻）は絶好のタマとなつた。

（2）経緯的には、「ゲ」外相がブッシュ、ペーカーとの会談後の記者会見でそう海てい派遣について質問を受けた^際に「米側から要請があれば別だが、そういう要請には接していない」と答えた。

その記者会見の後でチエニー国防長官との会談となり、その席上ではそう海ていのことは話題とならなかつたものの、会談後にチエニーのスタッフから独大使館に電話で、「チエニーは会談で出すことをわすれたが、独がそう海ていを湾がんに派遣すれば有意義なこうけんと考えているのでお伝えする」旨の連絡が上つた。

米側は、右の「ゲ」外相の記者会見発言を知り、要請を出せばみやくがありそうだとふんで言つてきたものと思う。

（3）独政府としては、紛争にまき込まれうる事態においてはそう海ていの湾がん派遣は憲法上の問題もあり、行えなかつたものの、戦争終了後であれば、「人道上の見地」から行いうるとの立場でこれにふみ切ることとしたものである。人道上の見地からする独軍の海外派遣は、エチオピアきがの際など軍用機による援助物資輸送をはじめ先例がないわけではない。国民の一部に批判はあるかもしれないが、戦闘が終わつた後の派遣であつてみれば、クウエイトの将宗の海上商業活動を助けること、諸外国の海上安全にも資すること、ましてや独商船の安全にも資するので国益そのものにつながるとのメリットは十分に理解されるものと思われ、従つて合憲性をめぐつて独国内で裁判が提起されるといつた面倒なことは起こらないと思う。

5. その他

（1）独の会社が違法輸出によりイラクの化学戦能力向上に役割を果たした話が出されるのではないかと心配されたが、出ないで済んだ。もし出されれば独側としては、イラクに対する武器供与の90%は安保理常任理事国によるものであり、独はこの点全く手がよごれていないこと、化学戦能力向上に資する輸出規制は独の国内法で厳しく取り締まる体制ができていること、しかし、いくら政府が規制を厳しくしても法のあみの目をかいくぐる不法者は残念ながら抑え切れないこと、違反した会社に対しては厳しい処はつかなされたが、そのような不法者が独にあつたからといつて独政府を責めるわけにいかないことは、あたかも米国政府がいかに厳しいまやく対策を行つても米側でまやく問題はいつこうに無くならず、だからといつて米国政府

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

極秘

電信写

が共謀していることにはならないというのと同じである等の説明をする準備をしてきた。もしイラクが化学兵器を使用していれば、右のような議論をもつてしても独の立場はくるしいものにならざるを得なかつたであらう。幸いにして化学戦は起きなかつたので、独側としては安どのむねをなで下ろしたところである。

（2）なお未確定であるが、2ヶ月内にコール首相は訪ソ、訪米を行う可能性がある。

ドイツに転電した。（了）

主管課緊急処理用

極秘



① 政事外外儀官
大務務 典房
臣秘官官密密長長
北経外査総 博
大大 察括 代
使使研審審 表

総 番 号 R 0 4 8 6 3 4

月 6 日

平成 3 年 3 月 7 日

米 国 発
本 省 着

主 管

中近東アフリカ局長

外 務 大 臣 殿

村 田 大 使

② ロ対文会厚情オ
察人憲在儀警史

③ 参報際内外

文 審一二

移 参政保対旅外

長 参地中東
参北東西

北 審一二保地

中 参一二

欧 審西ソ洋

参西東

参一二アア

次総経途博
審経漁国

参経エ国
安ネ二

参海 密準

参政開無
参調技有理

参条協規

参政経人
参軍社

科原

参情析調
企安

ベルシャ湾そう海作業

第 2 7 4 7 号 極秘 至急 (ゆう先処理)

(限定配布)

5 日、マクデヴィッド国防省極東部長が大島に対し述べたところ次の通り。取りあえず。

1. ベルシャ湾がんには約 1 0 0 0 個—1 2 0 0 個と見積もられる機らいが放置されているところ、戦後処理の一かんとしてゆうしゆうなそう海能力を有する日本が「自発的に」そう海作業を申し出ていただければ極めて有意義であるとする。(本件につき米国から日本に対して要請を行う考えはない。)

2. (当方よりの質問に対し)

(1) 機らい除去にはイタリアが参加していると承知する。除去に要する期間は参加隻数にもよるが、6ヶ月位とみられる。参加を前提に日本側において御関心があれば詳細情報を御連絡する。

(2) 独は本日、クウェイトの海上商業活動の安全を維持するため 5 隻のそう海ていと 2 隻の補助艇を派遣する旨発表したと承知する。現地到着は 1 ヶ月後であろう。

独に転電した。

御見込みにより関係公館に転電願いたい。(了)

16/08:44

8803 01/01 P01 R056316

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は横関班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08-037

大 政事外外僚官
大 務務 典房
臣 秘官官審審長長

印 経外査総 博
大 大 察括 代
使 使 研審 表

総口対文会厚情オ

察人園在儀警史

参 参 際内外

審 一 二

参 政保对旅外

審 印 東 二

参 印 東 西 二

密 日 二 保 地

密 日 二 保 地

参 一 二

審 西 〇 洋 二

西 東 二

参 日 〇 了 了 二

参 日 〇 了 了 二

参 日 〇 了 了 二

次 総 経 途 博

審 経 漁 国 二

参 経 エ 国 二

安 永 二

参 海 二

審 準

審 政 国 開 無

参 調 技 有 理

審 条 協 規

審 政 経 人

参 團 社

科 原

参 信 防 調

参 信 防 調

総 番 号 R056316

月 15日

平成 3年 3月 16日

米 国 発

本 省 着

主 管 情 安

外 務 大 臣 殿

村 田 大 使

湾がん危機（そう海作戦）（防衛情報）

第3181号 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 WS4346-01）

外 務 省

密

(中)(密)

15日、米海軍省軍政部より、デガートス
トーム掃海作戦に関する資料を入手したとこ
ろ、21FA×16にて送付あり。

11か国に於て、掃海作業に従事している
各国の兵力状況を要約。

米海軍：MSO×3, MCM×1, MCMN

11コフター×⁶ (＝2-スリム搭載)

カナダ：MSO×4

英国：MSO×3

ベルギー：MSO×2, マインハンター⁷×1

独：MSO×2, マインハンター×3 (東
地中海)

追加兵力について

仏：3隻, スラッダ⁸ 3隻, 伊：3隻

英国：2隻

主たる
艦の件。

英, 仏, 独, ⁹ベルギー, スラッダ, カナダ
に要約した。

14/09:13

6837 03/04 P01 R054186

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

04-033

極秘

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官密密長長

北経外査総 博代表
大大 察括
使使研審審

総口対文会厚情

察人團在儀歴史

外報官 参報際内外

文長 参一

参政保対旅外

参地中東
参北東西

参一

参一

参西ソ洋
参西東

参一

次総経途博

参経海國

参経エ國
安ネ

参海 密準

参政国開無

参調技有理

参条協規

参政経人

参國社

科原

参一

総 番 号 R054186

月 13日

平成 3年 3月 14日

米 国 発
本 省 着主 管
近 2

外 務 大 臣 殿

村 田 大 使

湾がん危機（海軍省ブリーフィング）（防衛情報）

第3037号 極秘 至急（ゆう先処理）

13日午前、海軍省において、ソ連を除く湾がん地域への兵力派出国、NATO諸国及び韓国、日本の海軍駐在武官等に対して、ブリーフィングが行われたところ、その概要は次の通り。（当館から道家、コガ出席）

1. 空ほの移動

（1）ルーズベルトはベルシャ湾からコウ海へ移動し、空ほアメリカと交代する。（3月20日コウ海着の予定）

（2）ミッドウェイはぼ港へ帰投中。

（3）サラトガ、ケネディ及び戦艦ウイスコンシンは、地中海へ向け航行中。

2. イラク軍機の状況

（1）多国籍軍機への迎撃は1月17日以降1月24日ころまでしか見られず、最大でも1日当たり70ソーテイで、末期は10ソーテイ程度であつた。

（2）1月25日以降2月12日ころまで、イラン領への越境が続き、最終的なイラン領内のイラク軍機数は、戦闘機及び輸送機等合計147機である。

（3）バンカー内のイラク軍機594機のうち、375機に損害を与えた。（92機撃破、283機損しよう）

3. イラク海軍力は殆どかいめつした。

4. シルクワーム対艦ミサイルは、FAYLAKA島に1基、クウェイト沿がんのASHSHUAYBAHに6基、計7基を発見した。

5. イラク側から提供された資料によれば、ふ設された機らい数は1089個（係機機らい：822個、ち

外 務 省 73

極秘

電信写

んてい幾らい267個)で、そのうち237個(砲実170個、不砲実67個)を処分した。残りを処分するには、約6ヶ月を要すると見積もられる。しかし、クウェイトの主要港への水路は直ちにそう海可能である。

6. 今回の紛争の結果、中東地域で1位だったイラクの戦力は、主要兵器の数だけを比べると、4位-6位に転落した。

戦車: 7,100両→3,000両 6位

ほう: 4,250門→1,500門 5位

戦闘用航空機830機→600機 4位

なお、ブリーフィング中配布されたペルシヤ湾北部の幾らい原に関する資料を別FAX信にて送付申し上げる。別FAX信については本省接到後極秘に指定替え願いたい。

本電のみ、国連、英、仏、イタリア、中、ソ連、独、サウデイ、シリア、ジョルダン、エジプト、イラン、トルコ、イスラエルに転電した。(了)

FAX信

秘

25
165
26 15
27 15
総番号 R054245

28 18 月 13日

平成 3年 3月 14日

外務大臣殿

米 国 発
本 省 着

村田 大使

主 管

近 情 安

湾がん危機（海軍省ブリーフィング）（防衛情報）

FAX信 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 WS4128-02）

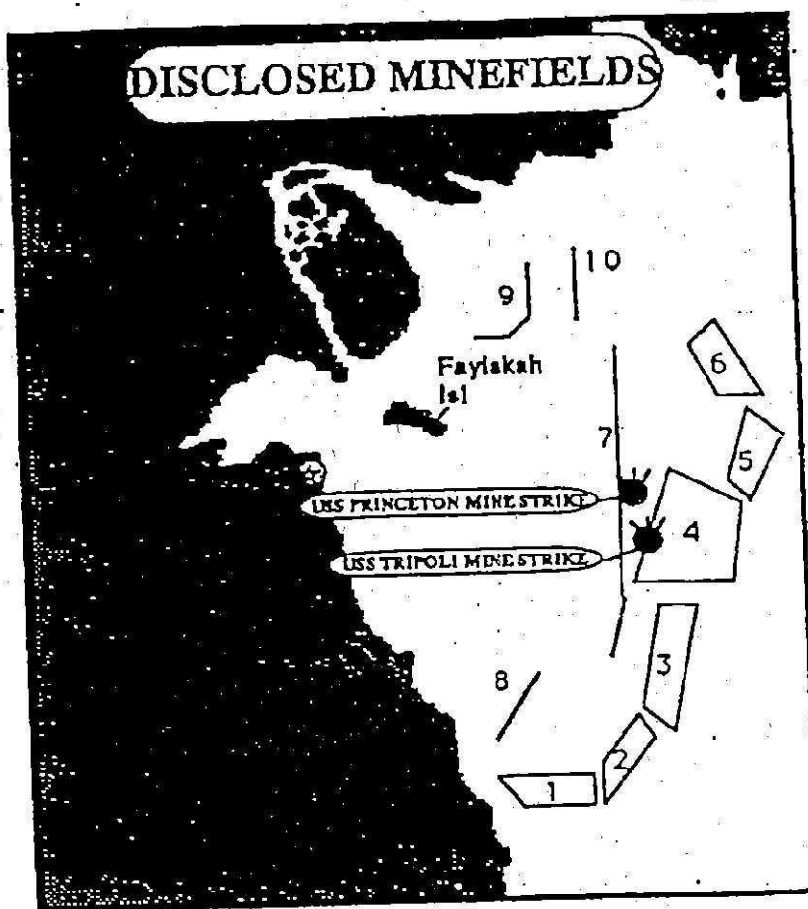
防衛庁	逓信省	送金庁	警察庁	大蔵省	通産省	課長 電信写發送 首席
部	部	部	部	部	部	
月	月	月	月	月	月	
日	日	日	日	日	日	

SECRET

RELEASABLE TO MULTI-NATIONAL FORCE

WS4128 1

往電第3037 号別FAX付

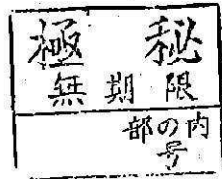


SECRET

RELEASABLE TO MULTI-NATIONAL FORCE

ア
リ
フ

ア
リ
フ
資
料



ペルシャ湾における 機雷及び掃海に関する資料

- 図表 1 ペルシャ湾内概況図
- 図表 2 クウェイト沖概況図
- 図表 3 クウェイト沖機雷敷設状況
- 図表 4 敷設機雷数
- 図表 5 各国掃海艇派遣状況
- 図表 6 日本より掃海艇を派遣する際の想定航路

図表1

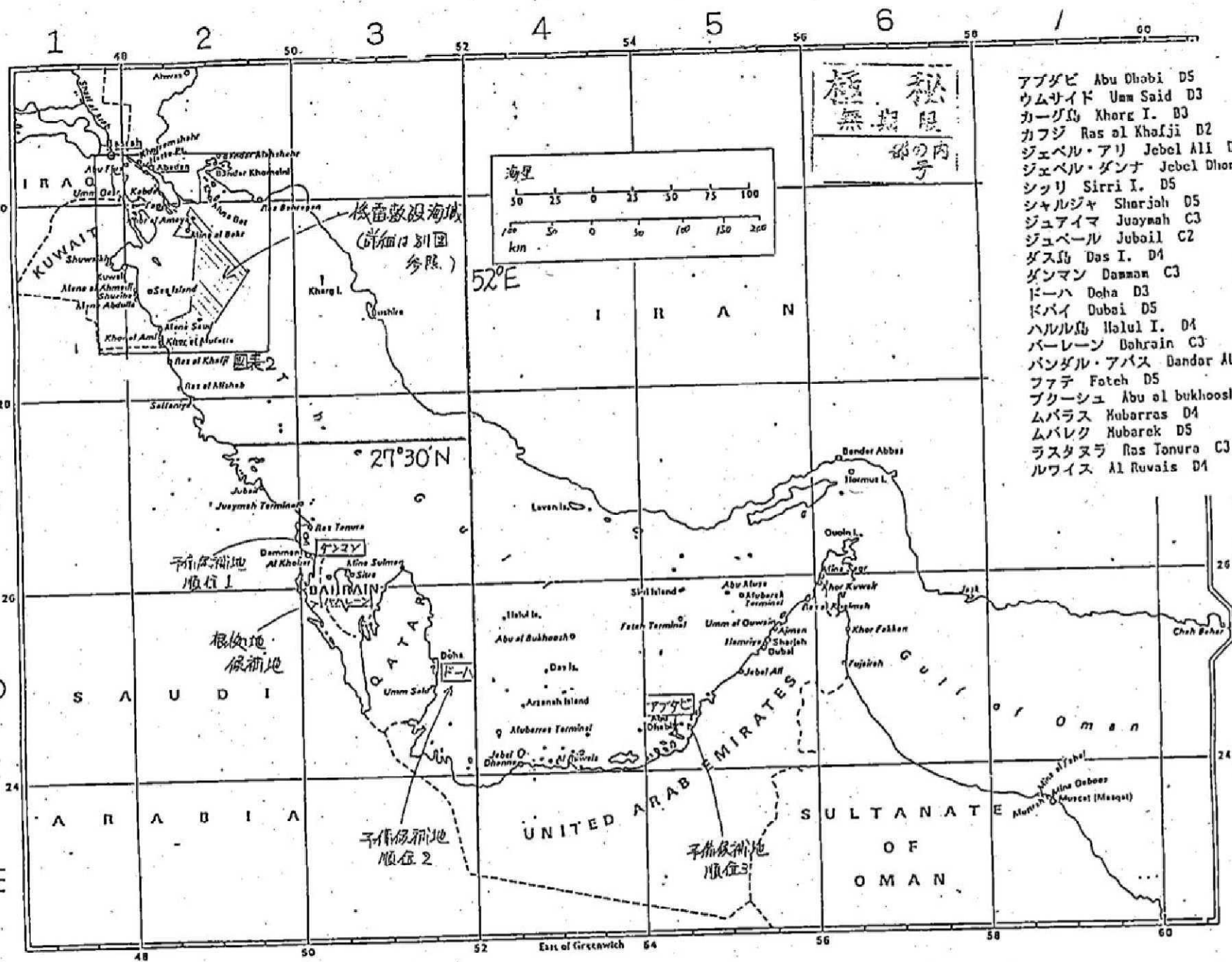
A

B

C

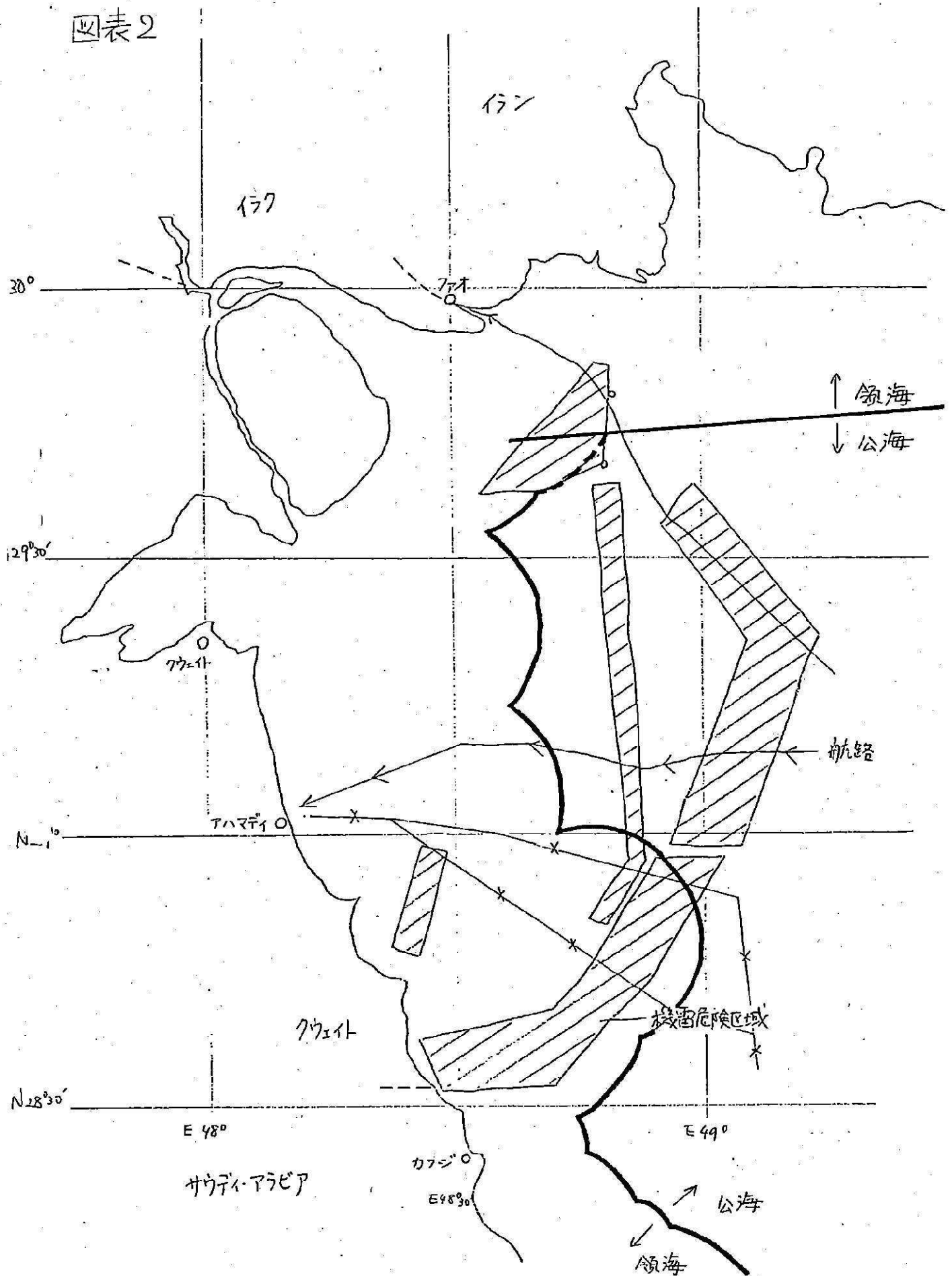
D

E



アブダビ Abu Dhabi D5
 ウムサイド Umm Said D3
 カーク島 Kharg I. D3
 カフジ Ras al Khafji D2
 ジェベル・アリ Jebel Ali D5
 ジェベル・ダンナ Jebel Dhanno D4
 シッリ Sirri I. D5
 シャルジャ Sharjah D5
 ジュアイマ Juaymah C3
 ジュベール Jubail C2
 ダス島 Das I. D4
 ダンマン Dammam C3
 ドーハ Doha D3
 ドバイ Dubai D5
 ハルル島 Halul I. D4
 バーレーン Bahrain C3
 バンダル・アバス Bandar Abbas C6
 ファテ Fatch D5
 ブクシュ Abu al bukhoosh D4
 ムバラス Mubarras D4
 ムバレク Mubarek D5
 ラスタヌラ Ras Tanura C3
 ルワイス Al Ruwais D4

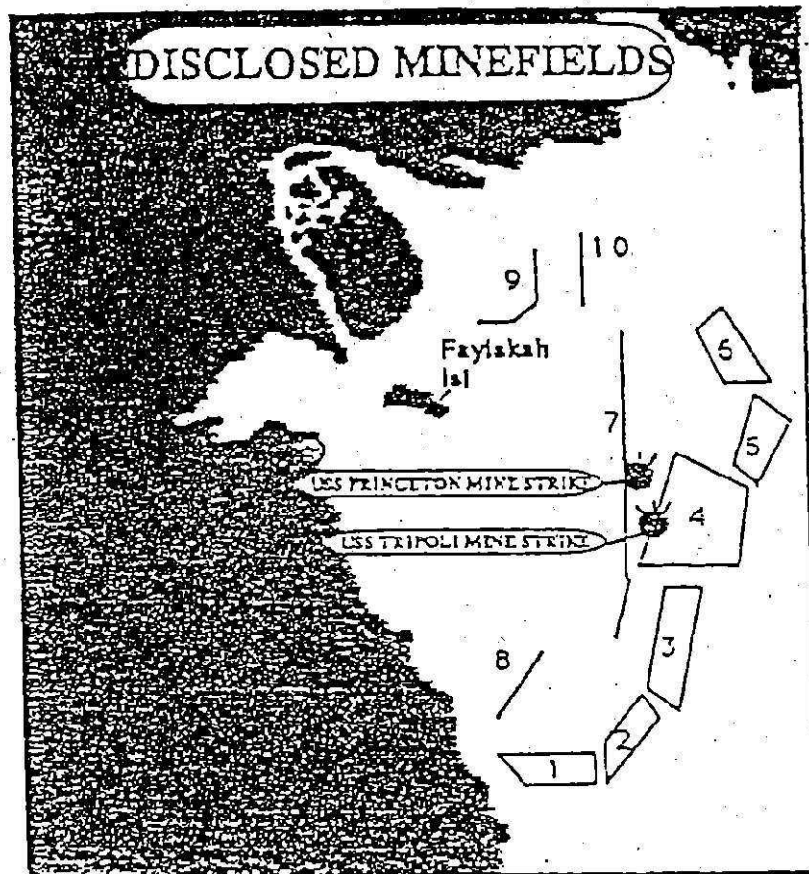
図表2



SECRET

極	秘
無	期
限	部
	の
	内
	号

図表3



上記 1 ~ 10 の海域における機雷数は、
図表4参照。

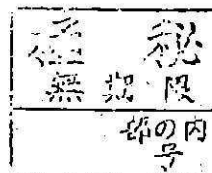
SECRET

图表4

核 心
部 门
密 级

SECRET			TOTAL MINES LAYED		
BOX #1	QUANTITY	TYPE	BOX #5	QUANTITY	TYPE
ROW A	39	BOTTOM MINE	ROW A	39	MOORED MINE
B	57	MOORED MINE	B	57	MOORED MINE
C	93	MOORED MINE	C	93	MOORED MINE
	189			189	
BOX #2			BOX #6		
ROW A	39	BOTTOM MINE	ROW 1	104	MOORED MINE
B	57	MOORED MINE		104	
C	81	MOORED MINE	LINE #7		
	177		ROW 1	40	BOTTOM MINE
BOX #3			2	10	BOTTOM MINE
ROW A	39	BOTTOM MINE		50	
B	57	MOORED MINE	LINE #8		
C	93	MOORED MINE	ROW 1	22	BOTTOM MINE
	189		LINE #9		
BOX #4			ROW 1	44	MOORED MINE
ROW A	39	BOTTOM MINE	LINE #10		
B	57	MOORED MINE	ROW 1	18	BOTTOM MINE
C	93	MOORED MINE	ROW 2	18	MOORED MINE
	189			35	
			TOTAL 1167		

図表 5



各国掃海艇派遣状況

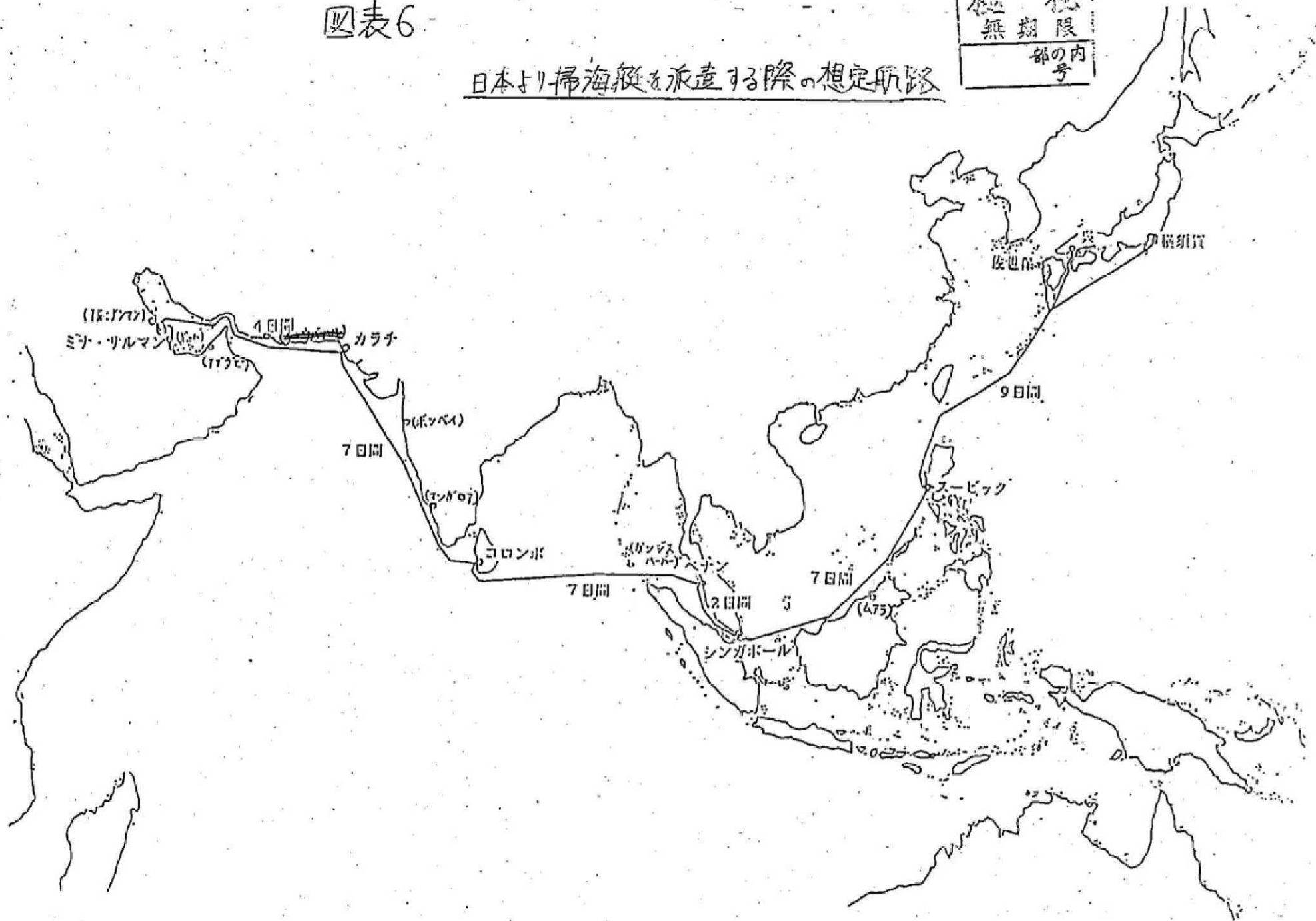
米海軍関係者、ベルギー海軍関係者等より得た情報を総合すれば、各国のペルシヤ湾への掃海艇派遣状況は以下の通り。

	現在作業中の掃海艇 (単位：隻)	今後参加予定の掃海艇 (単位：隻)
米国	4	
WEU (西欧同盟)		
英 国	3	
フランス	2	
ド イ ツ	0	5
イタリア	0	3 (20日より)
ベルギー	3	
オランダ	3	
サウディ・アラビア	2	

図表6

日本より掃海艇を派遣する際の想定航路

極 無	秘 限
期	部の内号



注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

極秘

電信写

04-032

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

印経外査総 博代表
大大 察括
使使研審審

総口対文会厚情オ

察人團在儀警史

印報官 参参際内外

文長 参一二

参参保対旅外

参参印東
参参印東西

参参二保

中参長 参一二

欧参参西の洋
参参四東

参参印アア
参参一二

次総経途博
参参経漁国
参参工国
安ネ二

参参海 参参準

参参政国開無
参参調技有理

参参条協規

参参政経人
参参團社

参参科原

参参調

参参

総 番 号 R075054

月 11日

平成 3年 4月 12日

米 国 発
本 省 着

情 安

外 務 大 臣 殿

村 田 大 使

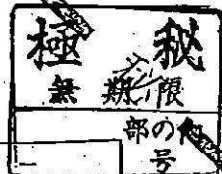
湾かん情勢（そう海作業）

第4291号 極秘 至急（ゆう先処理）

11日、米海軍省より、バルシャ湾における機らしいの処分状況に関する情報（10. 1600Z現在）を入
手したところ別FAX信にて送付する。別FAX信については本省接到後極秘に指定替え願いたい。（了）

外 務 省

F A X 信



主 管

総 番 号 R075072

月 11日

平成 3年 4月 12日

米 国 発
本 省 着

情 安

外 務 大 臣 殿

村 田 大 使

湾がん情勢 (そう海作業)

F A X 信 秘 至急 (ゆう先処理)

(以下FAX送信 WS5775-01)

015043115 18:10

電文入帳 B

05011045-0001

往電第929 | 号別FAX信

SECRET

OPERATION DESERT STORM

S 5775 1

USCINCENT MINE ACTIVITY

11 APR 91

STATUS	LAST 24 HOURS	AS OF 101600Z
MINELIKE OBJECTS	0	652
DUPLICATES	0	14
CONFIRMED	0	558
DESTROYED	1	544
EXPLOITED BY EOD	0	7
SUNK	0	2
PENDING	1	25
LOST	0	3
CONFIRMED NON-MINES	0	24
STATUS UNCONFIRMED	0	33

SECRET

(7)

18/09:28

7127 01/01 P01 R079263

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

04-026

極秘

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長
北経環外査総 博
大 大 ア 察括 代
使使大研審審 表

対文会厚情オ

察人團在儀警史

外報官

参報際内外

文長

審一二

長

参政保対旅外

長

審地中東

参北東西

長

米長

審一二

中南長

参一二

欧

審西②洋

西東

アア

審一二

経

次総経途博

長

審経漁国

経エ国

安ネ二

参海

審準

経協長

審政国開無

参調技有理

長

審条協規

国

審政経人

長

参團社

科審

科原

調長

参調調

調調

総 番 号 R079263

主 管

月 17日

米 国 発

近 1

平成 3年 4月 18日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

村 田 大 使

湾がん情勢（そう海作業）（防衛情報）

第4489号 極秘 大至急

貴電近一第2436号に関し、

17日、米海軍省より入手したペルシャ湾における機らいの処理状況次の通り。

16日1600Z現在

確認機らい数 : 636個

破かい : 620個

OEDによる爆発処理 : 7個

なおイラク側の情報によれば機らい総ふ設数は1167個。（了）

外 務 省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

極秘

04-026

大 政 小 外 外 儀 官
大 務 務 典 房
臣 秘 官 官 密 審 長 長

北 経 環 外 査 総 博
大 大 ア 察 括 代
使 使 大 研 審 表

対 文 会 厚 情 オ

察 人 在 儀 警 史

外 報 官

参 報 際 内 外

文 官

審 一 二

移 長

参 政 保 対 旅 外

長

審 地 中 東
参 北 東 西

即 米 長

密 二 密 三

中 南 長

参 一 二

欧

密 西 洋
西 東

即 下

密 三 密 二

経

次 総 経 途 博

長

密 経 漁 国
経 エ 国
安 ネ 二

密 海 密 準

経 協 長

密 政 国 開 無
参 調 技 有 理

密 長

密 条 協 規

国 長

密 政 経 人
参 團 社

科 審

科 原

密 調 長

参 信 協 調
密 密

総 番 号 R082697

主 管

月 22日

米 国 発

近 1

平成 3年 4月 23日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

村 田 大 使

わが国そう海ていN9お派遣（防衛情報）

第4663号 極秘 大至急

貴北米長第2406号、往電第4489号に関し、

22日、米海軍省より入手したペルシャ湾における機らいの処理状況に関する情報次の通り。

21日1600Z現在

確認機らい数： 691個

破かい： 675個

EODによる爆破処理：7個（了）

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08-027

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

北経環外査総 博
大大ア 察括 代
使使大研審審 表

口対文会厚情オ

察人①在儀警史

外
報
官

参報際内外

文
長

審一二

長

参政保対旅外

ア

審地中東

長

参北東西

北
米
長

審一二①②

中
南
長

参一二

欧

審西①洋

長

西東

ア
長

①②アア
一二

経

次総経途博

長

審経漁国

経エ国

安ネ二

参海

審準

経
協
長

審政国開無

参調技有理

図
長

審条協規

国

審政経人

長

参①社

科
審

科原

調
長

参情研調

①②

総 番 号 R080437

主 管

月 19日

ア 首 連

発

近

1

平成 3年 4月 19日

本 省

着

外 務 大 臣 殿

米 山 大 使

クウェイト港湾のそう海作業

第574号 至急（ゆう先処理）

今般クウェイトでのそう海作業の視察を行つたDAVID GUY HOLTHOUSE オーストラリア海軍少将の発言（17日）の当地紙報道。

1. クウェイト港湾、海ひんにおけるそう海作業に参加しているオーストラリア海軍潜水チーム（23名）は客月より現在までに40個の大型機らいを除去した。米、英、仏及びオーストラリア海軍が共同で作業を続けておりこれまでに約700個の主に小型機らいを除去し、今後5月までにクウェイト港湾内の機らい、爆発物は100%除去される見込み。

2. ただし、クウェイトの港湾までのアプローチ区域のそう海は、依然いくつかの残がいその他の障害物が残っており、関係現地当局が今後いつどのようにして除去するかにつき決定することになっており、早急に除去作業が完了するわけではない。

米、英、仏、オーストラリア、独、オランダ、ベルギー、サウデイ、バハレーン、カタルに転電した。（了）

外 務 省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08-016

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

北経環外査総 博
大大ア 察括 代
使使大研審審 表

総口対文会厚情オ

察人①在儀警史

外
報
官

参報際内外

文
長

審一二

長

参政保対旅外

長

審地中東
参北東西

北
米
長

審一二①地

中
南
長

参一二

欧
長

審西ソ洋
二西東
二

近
ア
長

参①アア
一二

経
長

次総経途博
審経漁国
経エ国
安ネ二

経
協
長

審海 審準

審政国開無

参調技有理

条
長

審条協規

国
長

審政経人
参軍社

科
審

科原

情
調
長

参①研調
企図

総 番 号 R081933

主 管

月 22日

ア 首 連 発

近 1

平成 3年 4月 22日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

米 山 大 使

わが国そう海てい派遣（仏そう海てい艦長発言：報道）

第583号 至急

貴電近一合第7371号に関し、

22日付当地ハリージ・タイムズ紙ならびにガルフ・ニュース紙は、ベルシャ湾機らい処理に関するフォーニオル仏軍そう海ていサジテイル艦長の発言の模様を報じているところ、右発言要旨とりまとめ次の通り。

（1）イラク軍は、1、157の固定型機らいならびに250のふゆう型機らいをふ設した。WEUチームは、サウデイ領海からクウェイトおき合を經、シャット・ル・アラブへとゆみ状に絡る長さ50Km、水深15m以上の外洋の10エリアを担当しており、この20日間で、これらの内、固定型機らいを455、ふゆう型を250個破かいした。もしもWEUチームに一任するならば、われわれは5月末までにそう海を終えるであろう。ただし、われわれは、機らいを100%処理することにはならないであろう。

（2）WEUチームには、2-3日中にオランダ船が作戦行動参加予定である他、更に3せきのマイン・ハンターが合流予定である。

（3）仏軍マイン・ハンター、「サジテイン」は、18ヶ月前に建造された最新式マイン・ハンターで、REMOTE-CONTROLLED VEHICLES等を装備している。右機器は、機らい処理に一時間と、せん水夫のばいの時間を要するが、諸々のリスクを考慮すると、これら機器に頼らざるを得ない。なお、機らい爆破の際、マインハンターは、爆破地点から500m以上離れることが必要である。

（4）現在、米、英、仏、イタリア、オランダ、ベルギー、サウデイの8ヶ国がそう海ていを派遣しているが、各国とも自国軍の存在をこ示したがっており、湾がん北部海域は、政治的かけ引きの場と化している。また、ベルシャ湾は、20せきのかん船にはせまずぎ、せん水夫を送る際には、その度、他のかん船に連絡をとらねばならない。

外 務 省

電信写

(5) 各国の技術の差は、(作戦の) 進行をそ害し、危険をもたらしている。例えば、米国のそう海ていは、機らいふ設海域を、機爆機をけん引しながら航海しなければならない状況であるし、米そう海へりが(予定より遅れて) そう海作業を行つている為に、われわれは右地域をう回しなければならないこともあつた。米、英、独、仏、オランダ、イタリア、ベルギー、サウデイ、バハレーン、カタルに転電した。(了)

極秘

大 政事外外儀官
大 務務 典房
臣 秘 官 官 審 審 長 長
北 經 外 査 總 博
大 大 察 括 代
使 使 研 審 表

総口対文会厚情オ
察人電在儀歴史

外報官	参報際内外
文書	密一二
移長	参政保対旅外
長	密地中東 参北東西 一
北米長	密一二保地
中南長	参一二
欧	密西ソ洋 西東 一
近ア	参一二アア 一二
経	次総経途博 密経漁国 経エ国 安ネ二
長	参海 密準
経協長	密政国開無 参調技有理
条長	密条協規
国	密政経人 参軍社
科密	科原
情調長	参情析調 企安

総 番 号 R 0 7 6 3 6 9

月 1 3 日

平成 3 年 4 月 1 4 日

外 務 大 臣 殿

サウディアラビア 発

本 省 着

恩 田 大 使

主 管

中近東アフリカ局長

わが国そう海ていの派遣

第 1 1 6 2 号 極秘 大至急

(限定配布)

貴電近ア長第 4 9 8 号に関し、

1. 1 3 日、ベント独大使及び同大使館シュルツ中さより、同国のそう海てい派遣に至る経緯及び現状等につきちよう取したところ次の通り。

(1) 独の場合は、米国よりの要請に基づきそう海ていの派遣を行つた。現在、7 隻のそう海ていと補助艦 1 隻を派遣中で、既にその一部は作業海域に入つている。近く、更に、機らいそうさく用ヘリコプター 3 機が到着の予定である。派遣される要員は陸上支援要員及びヘリコプター関係要員を含め約 6 0 0 名である。海上スタッフ (約 3 0 0 名) については 6 週間毎のローテーションを組むこととしているが、作業の習じゆくという観点からは、3 ヶ月交替位の方が良いと考える。後方補給及び休養のための基地はサウディ東部では得られないので、バハレーンのマナーマに置くとともに、そう海作業のための基地としてクウェイトの港を使うこととしている。

(2) 現在そう海作業に参加しているのは米、英、仏、オランダ、ベルギー、独の 6 ケ国で、クウェイト、サウディは能力の問題もあり実質的には全く参加していない。そう海対象地域はクウェイトおきあいに限定されている。イラクは、クウェイトおき合からシャトル・アラブおき合にかけて、機らいをこ状の線にならべてふ設したので、これを取り除くのが目的である。シャトル・アラブおき合等イラク領海の機らいについては同国との関係もあり対象としていない。クウェイトの機らいの大半がクウェイト領海の内側にあるため、形の上では、そう海作業はクウェイト政府が音頭をとつていることになっている。しかし、実際は、米海軍がイニシアティブをとりまた調整をしている。4 月 1 日、クウェイトおきの米艦船上において、上記 6

ケ国が会議を行い、今次作業の区域割を行つた。独に割当てられたのは、約300個がふ設されたと見込まれる機らい水域で3ヶ月から最長6ヶ月の予定で処理することとなつている（当館注：別途同中さよりクウェイトおきにイラクがふ設した機らい地区の地図を入手の予定）。クウェイトおき合の機らいふ設水域には、約1,100個（3分の2がアンカード・マインで、3分の1がグランド・マイン）の機らいがふ設されたと見込まれているが、現在までにオランダは自国担当区域内にあつた約300個の機らいを処理したとしており、二、三週間後には帰国の予定である。また、一部のふゆう機らいがクウェイト・イラクおきから港の南方に流れ出ている可能性は否定し得ないが、その様な機らいは航行する船により見付けられたら処理するという対応をとる以外にない。実際、サウデイおき合にまで多くの機らいが流れ出ている可能性は少ないと思われる。

（3）独の場合、派遣のアレンジは、基本的に軍ベースで行なつた。独は、在バハレーン大使館及び在サウデイ大使館に武官が居り、彼等が先ずクウェイト軍当局より派遣への同意と作業基地港の使用許可を得た。更に、今次、そう海作業の米側き艦であるラサール（バハレーンを基地としている）に独軍関係者（L.T. COMMANDER）を乗船させ、調整連絡に当つている。バハレーン政府に対して、補給休養のための港としてマナマ港の使用を申し入れたが、外国軍が長期に同地に滞在することについては同政府は内政上の観点から積極的ではなく、要員の上陸は短期間で回数も少なくすることで許可を得た。他方、多国籍軍派遣国は、湾がん諸国全ての上陸許可をすでに有しており問題はなさそうである。サウデイについては、機らいからのきよういをあまり感じていないこともあり、全体的にそう海作業に対する関心は予期したほど強くなく、独そう海ていの今次派遣を通報した際も、反応ははかばかしくなく、更に同ていのジェッダ寄港についても、サウデイ部内での連絡の遅れから、第一じんについては、寄港当日まで特権免除の同意が得られなかつた。

（4）日本によるそう海てい派遣については、大勢でやればそれだけ早く作業が終るわけだかん迎したい。しかし、既に作業区域の割り当てが了しているので、作業が遅延している区域の支援を行なつてもらふことになるのではないかと思う。独の経験からのアドバイスは次の通りである。

（イ）派遣自体については、上記（2）の事情もあり、まずクウェイト政府に対しその受入れにつき協議する必要がある。また、同時に実際の作業の中心となつている米軍との協議が必要である。

（ロ）補給休養基地としてはバハレーンが考えられるが、外国軍駐留に対する同国の事情、作業地域へのき

よ離の問題がある。ヘリコプターを利用する場合はジュベイルに基地があれば有用。ただし、サウデイ政府による受入れについては、サウデイ側が強い関心を持っていないという問題がある。また、クウェイトについては、物資補給面での問題もあり得る。

(ハ) 今後、湾がん地域の気おんが上しようするので作業が夏場までのびる場合はそう海ていにれいほう装置を付けることが極めて重要である。

(ニ) 実際の派遣準備については当該国の軍関係者との詳細なつめが必要であるので、準備に当つては担当する武官の派遣が不可欠。

(5) サウデイ東部おき合におけるふゆう機らいの危険性については、場所が限定されないので処理は困難である。北海にも第二次世界大戦中にふ設した機らいが時々ふゆうしているのが見付かるが、その度に処理に出かけるという対応を取らざるを得ない。そう海ていで2ヶ月間そうさくして機らいが全く発見されなかつた地域で、そのよく日に商業船が触らいした例もあり、ふゆう機らいへの対応は難しい。従つて、今次作業はイラクの資料をベースにふ設水域に限らざるを得ない。もつとも、係留されているものが、あらし等により流れ出すケースもあり、更に、イラン、イラク紛争中のふるい機らいの問題もあり、イラク・クウェイトおき合以外の区域の問題を別途検討する必要がある。

2. 本件に関する米側との協議については、当地米大使の本使に対する示さもあり、CENTCOMの海軍責任者との面会を要請中である。

3. (1) 上記1. の説明にもある通り、今次作業がクウェイトおき(対象機らいの大半はクウェイト領海内にある)となることから、わが国そう海ていの派遣に当つては先づ「ク」政府の了解を得ることが必要と思われる。ついては、本件に関する当地米軍当局の意向をも確認する予定であるが、在京「ク」大あるいは、在クウェイト大使を通じた同国政府との本件に関する協議を進めることを御検討願いたい。

(2) 寄港地ないしは補給地としてはバハレーンが適当と考えられるところ、同国政府とも協議が必要と考えられる。なお、作業水域からのきよ離の問題もあり、サウデイ北部の港(ジュベイル港または場合によりカフジ港)を利用することも検討しておく必要があると考えられる。

(3) また、本件派遣が決定された際は、その受入れ準備を行うに当たり防衛庁関係者の関係国への派遣が必要となると思われるところ右御検討たまわりたい。

極秘

(4) 当館としては、「サ」外務省に対し、口上書をもつて、本件に関し本使と「サ」側責任者とのアポイントを要請中である。しかし、当国政府が既にラマダン明け休かに入っていることもありアポイント取付けには時間を要すると思われるが、右御了承願いたい。

(5) GCCについては、ビシラ事務局長がほ国クウェイトに帰国中であり、在「ク」大使を通じて接触方御検討願いたい。別途当地にても、マスカリ政務担当次長にも接触方努力中である。

米に転電した。お見込みによりバハレーン等関係公館に転電願いたい。(了)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

取扱注意

組

電信写

08-030

大 政 外 信
務 典 房
次 次
臣 秘 官 官 審 審 長 長

北 経 外 査 博
大 大 ア 察 括 代
使 使 大 研 審 表

対 文 会 厚 情 オ

察 人 在 儀 警 史

外 報
官

参 報 際 内 外

文 長
一

密 一 二

参 政 保 対 旅 外

参 政 保 対 旅 外

密 地 中 東

密 地 中 東

参 北 東 西

参 北 東 西

密 一 二

密 一 二

中 南 長

参 一 二

密 西 洋

密 西 洋

密 西 東

密 西 東

次 総 経 途 博

次 総 経 途 博

密 経 海 国

密 経 海 国

密 経 海 国

密 経 海 国

参 海

密 海

密 政 国 開 無

密 政 国 開 無

参 調 技 有 理

参 調 技 有 理

密 条 協 理

密 条 協 理

密 政 経 人

密 政 経 人

参 国 社

参 国 社

科 原

科 原

参 調 調

参 調 調

総 番 号 R080864

主 管

月 19日

オ ラ ン ダ 発

近 1

平成 3年 4月 20日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

藤 田 大 使

わが国そう海ていの派遣（回訓）

第404号（取扱注意） 至急（ゆう先処理）

貴電合第7213号に関し、

ラン外務省武器・民間防衛課オーステロム次長及びラン海軍ランベラース中さよりイトウがちよう取したところ、要旨次の通り。なお、先方は以下につき全て公表可能としている。

1. 機らいふ設状況

諸情報を総合すると計1200-1500個の機らい（係留機らいに限られない）がクウェイトおき合にふ設されたものと見られる。（イラクより提供された地図別FAX信P1。実線で囲まれた部分が機らいふ設区域を指す）

2. 各国の作業状況

既に別FAX信P2の四かくく囲まれた部分1-6が作業区域と決められており、ランは仏、白と共に3の下半分を担当する。3の上半分は独が担当する。

ランの3隻のそう海てい（人員40-45名に加え、ロジスティック要員数十名）は、本土の海軍本部より一般的な作戦司令を受けつつも、現地では白の司令官の戦術司令に従う。

参加国は米、英、仏、イタリア、独、白、ランとサウデイの計8ヶ国である。

既に全体で訳600個の機らいを処理したと聞いている。ランは昨日作業を開始し2-3個処理したばかりだが、白は既に致週間前より1日約10個の機らいを処理しているとの由。

（なお、19日付当地各紙の報道によれば、本件そう海作業に参加する艦てい数は約25、作業期間は2-3ヶ月の見込みの由。）

3. その他の関連情報

外 務 省

電信写

(1) 各国間の作業の調整は現地司令官より上のレベル、恐らくWEUで成されている模様。従つて、日本が参加する場合も、右調整に関し予め考えて置く必要がある。

(2) ランは白が既にバハレーンに設置したロジスティック・サイトを使用。新たに右サイトを設置するには3-4週間を要する。

(3) ランはそう海ていをペルシヤ湾に移動する為、別FAX信P3の輸送船を利用した。

(4) 当該機はいは水面下の比較的あさい所に設置されている為、旧式のそう海てい(MINE SWEEPER)による作業は危険である。ランは3隻とも新式(MINE HUNTER)である。

本電のみ米、英、独、白、仏、GCCに転電した。(了)

F A X 信

取扱注意

総 番 号 R080865

月 19日

平成 3年 4月 20日

外 務 大 臣 殿

オ ラ ン ダ 発
本 省 着

藤田 大使

主 管

近 1

わが国そう海での派遣(回訓)

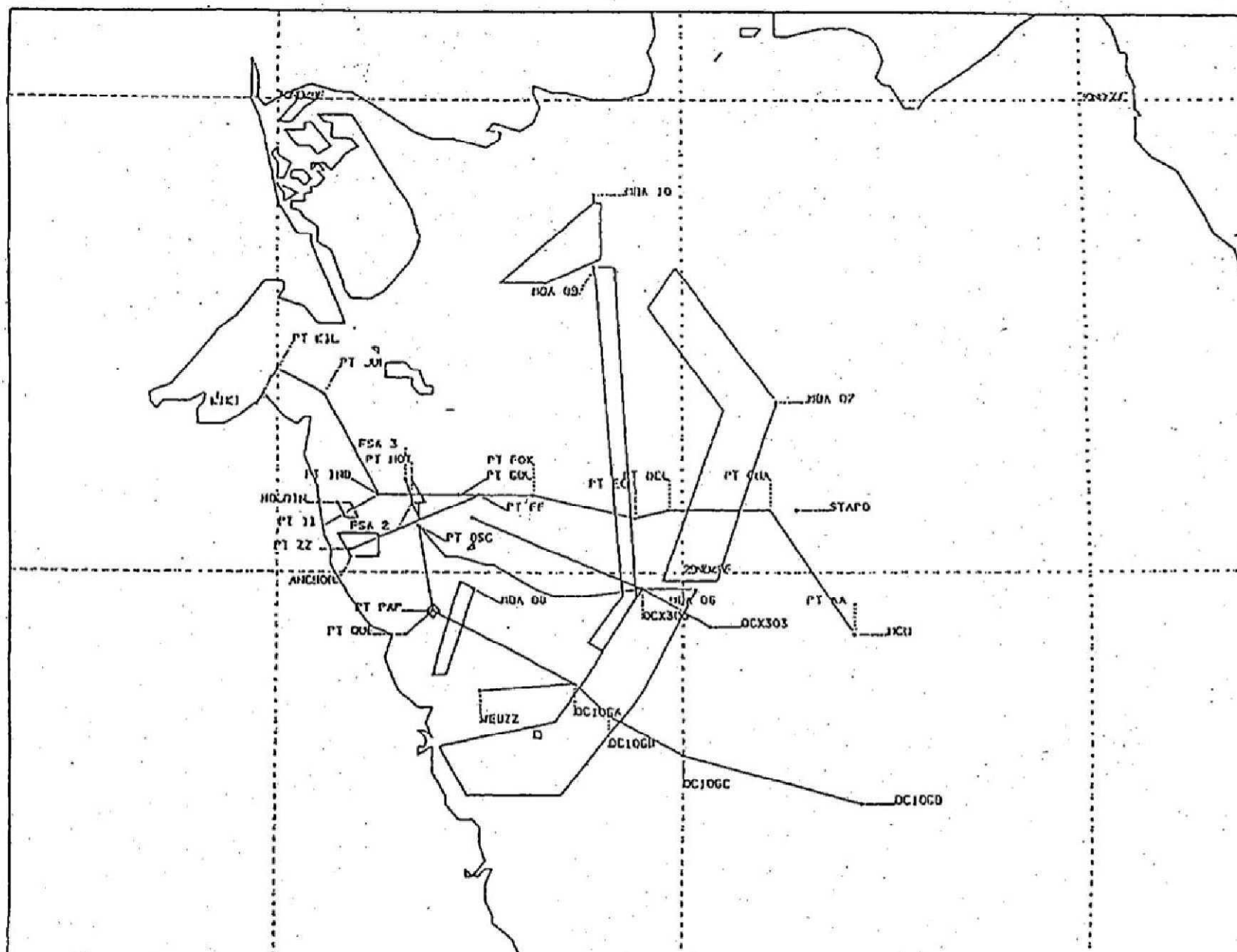
F A X 信 (取扱注意) 至急(ゆう先処理)

(以下FAX送信 HG2609-03)

Urg PC USER 1
031120APR91

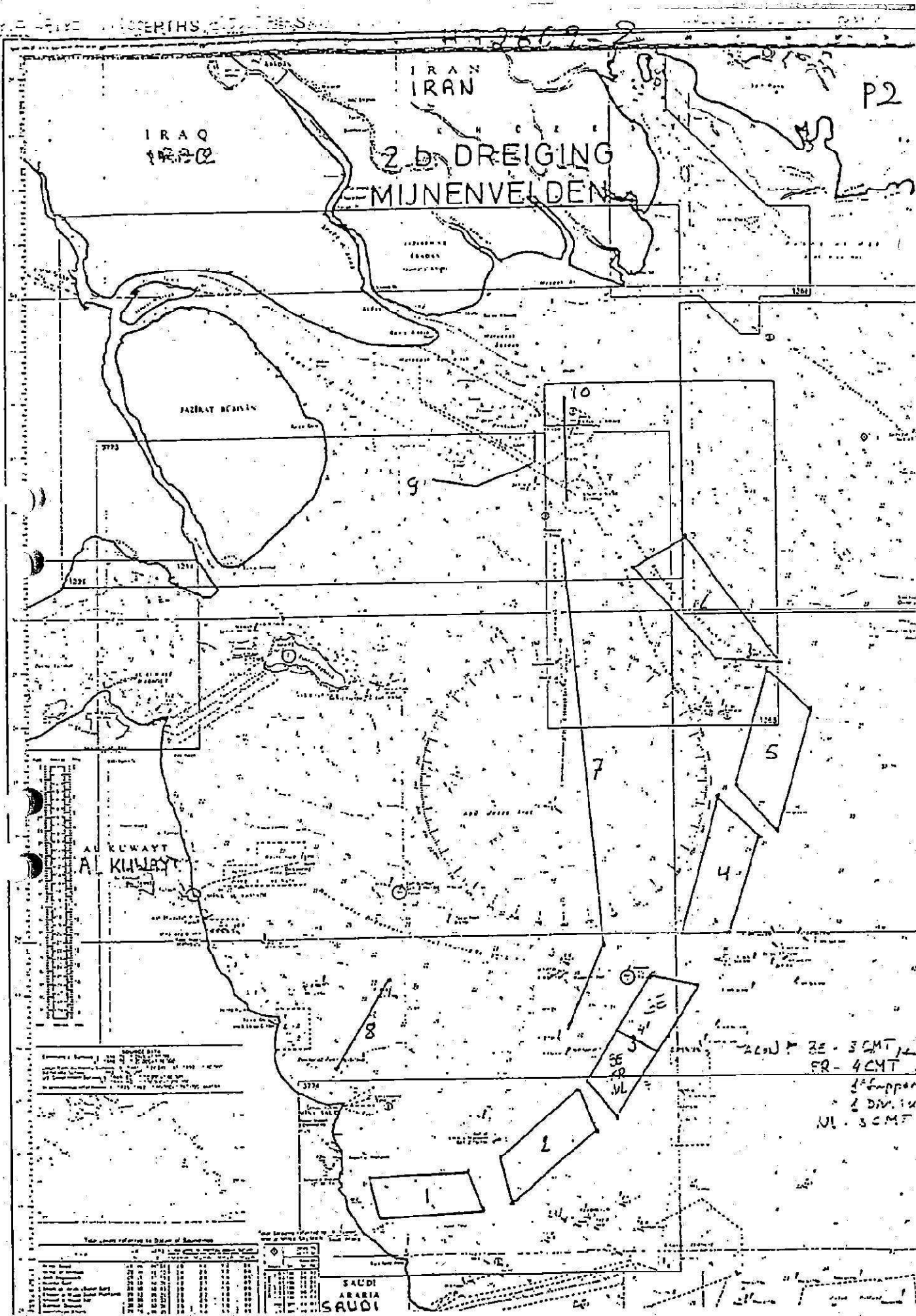
Centre 2911N 1852E

/ DP PLOT From DHR 25 OPS ROOM
Dt Ref BENS1.3792
Radius 60 Scale 1 : 9260590



HG2609-1

P1



IRAQ
198202

IRAN
IRAN

2. DREIGING
MIJNENVELDEN

P2

JABAL KHAYN

AL KUTAYT
AL KUTAYT

Legend
Symbol
Meaning
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10.
11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20.
21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30.
31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40.
41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50.
51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60.
61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70.
71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80.
81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90.
91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.
101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108. 109. 110.
111. 112. 113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120.
121. 122. 123. 124. 125. 126. 127. 128. 129. 130.
131. 132. 133. 134. 135. 136. 137. 138. 139. 140.
141. 142. 143. 144. 145. 146. 147. 148. 149. 150.
151. 152. 153. 154. 155. 156. 157. 158. 159. 160.
161. 162. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170.
171. 172. 173. 174. 175. 176. 177. 178. 179. 180.
181. 182. 183. 184. 185. 186. 187. 188. 189. 190.
191. 192. 193. 194. 195. 196. 197. 198. 199. 200.
201. 202. 203. 204. 205. 206. 207. 208. 209. 210.
211. 212. 213. 214. 215. 216. 217. 218. 219. 220.
221. 222. 223. 224. 225. 226. 227. 228. 229. 230.
231. 232. 233. 234. 235. 236. 237. 238. 239. 240.
241. 242. 243. 244. 245. 246. 247. 248. 249. 250.
251. 252. 253. 254. 255. 256. 257. 258. 259. 260.
261. 262. 263. 264. 265. 266. 267. 268. 269. 270.
271. 272. 273. 274. 275. 276. 277. 278. 279. 280.
281. 282. 283. 284. 285. 286. 287. 288. 289. 290.
291. 292. 293. 294. 295. 296. 297. 298. 299. 300.
301. 302. 303. 304. 305. 306. 307. 308. 309. 310.
311. 312. 313. 314. 315. 316. 317. 318. 319. 320.
321. 322. 323. 324. 325. 326. 327. 328. 329. 330.
331. 332. 333. 334. 335. 336. 337. 338. 339. 340.
341. 342. 343. 344. 345. 346. 347. 348. 349. 350.
351. 352. 353. 354. 355. 356. 357. 358. 359. 360.
361. 362. 363. 364. 365. 366. 367. 368. 369. 370.
371. 372. 373. 374. 375. 376. 377. 378. 379. 380.
381. 382. 383. 384. 385. 386. 387. 388. 389. 390.
391. 392. 393. 394. 395. 396. 397. 398. 399. 400.
401. 402. 403. 404. 405. 406. 407. 408. 409. 410.
411. 412. 413. 414. 415. 416. 417. 418. 419. 420.
421. 422. 423. 424. 425. 426. 427. 428. 429. 430.
431. 432. 433. 434. 435. 436. 437. 438. 439. 440.
441. 442. 443. 444. 445. 446. 447. 448. 449. 450.
451. 452. 453. 454. 455. 456. 457. 458. 459. 460.
461. 462. 463. 464. 465. 466. 467. 468. 469. 470.
471. 472. 473. 474. 475. 476. 477. 478. 479. 480.
481. 482. 483. 484. 485. 486. 487. 488. 489. 490.
491. 492. 493. 494. 495. 496. 497. 498. 499. 500.
501. 502. 503. 504. 505. 506. 507. 508. 509. 510.
511. 512. 513. 514. 515. 516. 517. 518. 519. 520.
521. 522. 523. 524. 525. 526. 527. 528. 529. 530.
531. 532. 533. 534. 535. 536. 537. 538. 539. 540.
541. 542. 543. 544. 545. 546. 547. 548. 549. 550.
551. 552. 553. 554. 555. 556. 557. 558. 559. 560.
561. 562. 563. 564. 565. 566. 567. 568. 569. 570.
571. 572. 573. 574. 575. 576. 577. 578. 579. 580.
581. 582. 583. 584. 585. 586. 587. 588. 589. 590.
591. 592. 593. 594. 595. 596. 597. 598. 599. 600.
601. 602. 603. 604. 605. 606. 607. 608. 609. 610.
611. 612. 613. 614. 615. 616. 617. 618. 619. 620.
621. 622. 623. 624. 625. 626. 627. 628. 629. 630.
631. 632. 633. 634. 635. 636. 637. 638. 639. 640.
641. 642. 643. 644. 645. 646. 647. 648. 649. 650.
651. 652. 653. 654. 655. 656. 657. 658. 659. 660.
661. 662. 663. 664. 665. 666. 667. 668. 669. 670.
671. 672. 673. 674. 675. 676. 677. 678. 679. 680.
681. 682. 683. 684. 685. 686. 687. 688. 689. 690.
691. 692. 693. 694. 695. 696. 697. 698. 699. 700.
701. 702. 703. 704. 705. 706. 707. 708. 709. 710.
711. 712. 713. 714. 715. 716. 717. 718. 719. 720.
721. 722. 723. 724. 725. 726. 727. 728. 729. 730.
731. 732. 733. 734. 735. 736. 737. 738. 739. 740.
741. 742. 743. 744. 745. 746. 747. 748. 749. 750.
751. 752. 753. 754. 755. 756. 757. 758. 759. 760.
761. 762. 763. 764. 765. 766. 767. 768. 769. 770.
771. 772. 773. 774. 775. 776. 777. 778. 779. 780.
781. 782. 783. 784. 785. 786. 787. 788. 789. 790.
791. 792. 793. 794. 795. 796. 797. 798. 799. 800.
801. 802. 803. 804. 805. 806. 807. 808. 809. 810.
811. 812. 813. 814. 815. 816. 817. 818. 819. 820.
821. 822. 823. 824. 825. 826. 827. 828. 829. 830.
831. 832. 833. 834. 835. 836. 837. 838. 839. 840.
841. 842. 843. 844. 845. 846. 847. 848. 849. 850.
851. 852. 853. 854. 855. 856. 857. 858. 859. 860.
861. 862. 863. 864. 865. 866. 867. 868. 869. 870.
871. 872. 873. 874. 875. 876. 877. 878. 879. 880.
881. 882. 883. 884. 885. 886. 887. 888. 889. 890.
891. 892. 893. 894. 895. 896. 897. 898. 899. 900.
901. 902. 903. 904. 905. 906. 907. 908. 909. 910.
911. 912. 913. 914. 915. 916. 917. 918. 919. 920.
921. 922. 923. 924. 925. 926. 927. 928. 929. 930.
931. 932. 933. 934. 935. 936. 937. 938. 939. 940.
941. 942. 943. 944. 945. 946. 947. 948. 949. 950.
951. 952. 953. 954. 955. 956. 957. 958. 959. 960.
961. 962. 963. 964. 965. 966. 967. 968. 969. 970.
971. 972. 973. 974. 975. 976. 977. 978. 979. 980.
981. 982. 983. 984. 985. 986. 987. 988. 989. 990.
991. 992. 993. 994. 995. 996. 997. 998. 999. 1000.
1001. 1002. 1003. 1004. 1005. 1006. 1007. 1008. 1009. 1010.
1011. 1012. 1013. 1014. 1015. 1016. 1017. 1018. 1019. 1020.
1021. 1022. 1023. 1024. 1025. 1026. 1027. 1028. 1029. 1030.
1031. 1032. 1033. 1034. 1035. 1036. 1037. 1038. 1039. 1040.
1041. 1042. 1043. 1044. 1045. 1046. 1047. 1048. 1049. 1050.
1051. 1052. 1053. 1054. 1055. 1056. 1057. 1058. 1059. 1060.
1061. 1062. 1063. 1064. 1065. 1066. 1067. 1068. 1069. 1070.
1071. 1072. 1073. 1074. 1075. 1076. 1077. 1078. 1079. 1080.
1081. 1082. 1083. 1084. 1085. 1086. 1087. 1088. 1089. 1090.
1091. 1092. 1093. 1094. 1095. 1096. 1097. 1098. 1099. 1100.
1101. 1102. 1103. 1104. 1105. 1106. 1107. 1108. 1109. 1110.
1111. 1112. 1113. 1114. 1115. 1116. 1117. 1118. 1119. 1120.
1121. 1122. 1123. 1124. 1125. 1126. 1127. 1128. 1129. 1130.
1131. 1132. 1133. 1134. 1135. 1136. 1137. 1138. 1139. 1140.
1141. 1142. 1143. 1144. 1145. 1146. 1147. 1148. 1149. 1150.
1151. 1152. 1153. 1154. 1155. 1156. 1157. 1158. 1159. 1160.
1161. 1162. 1163. 1164. 1165. 1166. 1167. 1168. 1169. 1170.
1171. 1172. 1173. 1174. 1175. 1176. 1177. 1178. 1179. 1180.
1181. 1182. 1183. 1184. 1185. 1186. 1187. 1188. 1189. 1190.
1191. 1192. 1193. 1194. 1195. 1196. 1197. 1198. 1199. 1200.
1201. 1202. 1203. 1204. 1205. 1206. 1207. 1208. 1209. 1210.
1211. 1212. 1213. 1214. 1215. 1216. 1217. 1218. 1219. 1220.
1221. 1222. 1223. 1224. 1225. 1226. 1227. 1228. 1229. 1230.
1231. 1232. 1233. 1234. 1235. 1236. 1237. 1238. 1239. 1240.
1241. 1242. 1243. 1244. 1245. 1246. 1247. 1248. 1249. 1250.
1251. 1252. 1253. 1254. 1255. 1256. 1257. 1258. 1259. 1260.
1261. 1262. 1263. 1264. 1265. 1266. 1267. 1268. 1269. 1270.
1271. 1272. 1273. 1274. 1275. 1276. 1277. 1278. 1279. 1280.
1281. 1282. 1283. 1284. 1285. 1286. 1287. 1288. 1289. 1290.
1291. 1292. 1293. 1294. 1295. 1296. 1297. 1298. 1299. 1300.
1301. 1302. 1303. 1304. 1305. 1306. 1307. 1308. 1309. 1310.
1311. 1312. 1313. 1314. 1315. 1316. 1317. 1318. 1319. 1320.
1321. 1322. 1323. 1324. 1325. 1326. 1327. 1328. 1329. 1330.
1331. 1332. 1333. 1334. 1335. 1336. 1337. 1338. 1339. 1340.
1341. 1342. 1343. 1344. 1345. 1346. 1347. 1348. 1349. 1350.
1351. 1352. 1353. 1354. 1355. 1356. 1357. 1358. 1359. 1360.
1361. 1362. 1363. 1364. 1365. 1366. 1367. 1368. 1369. 1370.
1371. 1372. 1373. 1374. 1375. 1376. 1377. 1378. 1379. 1380.
1381. 1382. 1383. 1384. 1385. 1386. 1387. 1388. 1389. 1390.
1391. 1392. 1393. 1394. 1395. 1396. 1397. 1398. 1399. 1400.
1401. 1402. 1403. 1404. 1405. 1406. 1407. 1408. 1409. 1410.
1411. 1412. 1413. 1414. 1415. 1416. 1417. 1418. 1419. 1420.
1421. 1422. 1423. 1424. 1425. 1426. 1427. 1428. 1429. 1430.
1431. 1432. 1433. 1434. 1435. 1436. 1437. 1438. 1439. 1440.
1441. 1442. 1443. 1444. 1445. 1446. 1447. 1448. 1449. 1450.
1451. 1452. 1453. 1454. 1455. 1456. 1457. 1458. 1459. 1460.
1461. 1462. 1463. 1464. 1465. 1466. 1467. 1468. 1469. 1470.
1471. 1472. 1473. 1474. 1475. 1476. 1477. 1478. 1479. 1480.
1481. 1482. 1483. 1484. 1485. 1486. 1487. 1488. 1489. 1490.
1491. 1492. 1493. 1494. 1495. 1496. 1497. 1498. 1499. 1500.
1501. 1502. 1503. 1504. 1505. 1506. 1507. 1508. 1509. 1510.
1511. 1512. 1513. 1514. 1515. 1516. 1517. 1518. 1519. 1520.
1521. 1522. 1523. 1524. 1525. 1526. 1527. 1528. 1529. 1530.
1531. 1532. 1533. 1534. 1535. 1536. 1537. 1538. 1539. 1540.
1541. 1542. 1543. 1544. 1545. 1546. 1547. 1548. 1549. 1550.
1551. 1552. 1553. 1554. 1555. 1556. 1557. 1558. 1559. 1560.
1561. 1562. 1563. 1564. 1565. 1566. 1567. 1568. 1569. 1570.
1571. 1572. 1573. 1574. 1575. 1576. 1577. 1578. 1579. 1580.
1581. 1582. 1583. 1584. 1585. 1586. 1587. 1588. 1589. 1590.
1591. 1592. 1593. 1594. 1595. 1596. 1597. 1598. 1599. 1600.
1601. 1602. 1603. 1604. 1605. 1606. 1607. 1608. 1609. 1610.
1611. 1612. 1613. 1614. 1615. 1616. 1617. 1618. 1619. 1620.
1621. 1622. 1623. 1624. 1625. 1626. 1627. 1628. 1629. 1630.
1631. 1632. 1633. 1634. 1635. 1636. 1637. 1638. 1639. 1640.
1641. 1642. 1643. 1644. 1645. 1646. 1647. 1648. 1649. 1650.
1651. 1652. 1653. 1654. 1655. 1656. 1657. 1658. 1659. 1660.
1661. 1662. 1663. 1664. 1665. 1666. 1667. 1668. 1669. 1670.
1671. 1672. 1673. 1674. 1675. 1676. 1677. 1678. 1679. 1680.
1681. 1682. 1683. 1684. 1685. 1686. 1687. 1688. 1689. 1690.
1691. 1692. 1693. 1694. 1695. 1696. 1697. 1698. 1699. 1700.
1701. 1702. 1703. 1704. 1705. 1706. 1707. 1708. 1709. 1710.
1711. 1712. 1713. 1714. 1715. 1716. 1717. 1718. 1719. 1720.
1721. 1722. 1723. 1724. 1725. 1726. 1727. 1728. 1729. 1730.
1731. 1732. 1733. 1734. 1735. 1736. 1737. 1738. 1739. 1740.
1741. 1742. 1743. 1744. 1745. 1746. 1747. 1748. 1749. 1750.
1751. 1752. 1753. 1754. 1755. 1756. 1757. 1758. 1759. 1760.
1761. 1762. 1763. 1764. 1765. 1766. 1767. 1768. 1769. 1770.
1771. 1772. 1773. 1774. 1775. 1776. 1777. 1778. 1779. 1780.
1781. 1782. 1783. 1784. 1785. 1786. 1787. 1788. 1789. 1790.
1791. 1792. 1793. 1794. 1795. 1796. 1797. 1798. 1799. 1800.
1801. 1802. 1803. 1804. 1805. 1806. 1807. 1808. 1809. 1810.
1811. 1812. 1813. 1814. 1815. 1816. 1817. 1818. 1819. 1820.
1821. 1822. 1823. 1824. 1825. 1826. 1827. 1828. 1829. 1830.
1831. 1832. 1833. 1834. 1835. 1836. 1837. 1838. 1839. 1840.
1841. 1842. 1843. 1844. 1845. 1846. 1847. 1848. 1849. 1850.
1851. 1852. 1853. 1854. 1855. 1856. 1857. 1858. 1859. 1860.
1861. 1862. 1863. 1864. 1865. 1866. 1867. 1868. 1869. 1870.
1871. 1872. 1873. 1874. 1875. 1876. 1877. 1878. 1879. 1880.
1881. 1882. 1883. 1884. 1885. 1886. 1887. 1888. 1889. 1890.
1891. 1892. 1893. 1894. 1895. 1896. 1897. 1898. 1899. 1900.
1901. 1902. 1903. 1904. 1905. 1906. 1907. 1908. 1909. 1910.
1911. 1912. 1913. 1914. 1915. 1916. 1917. 1918. 1919. 1920.
1921. 1922. 1923. 1924. 1925. 1926. 1927. 1928. 1929. 1930.
1931. 1932. 1933. 1934. 1935. 1936. 1937. 1938. 1939. 1940.
1941. 1942. 1943. 1944. 1945. 1946. 1947. 1948. 1949. 1950.
1951. 1952. 1953. 1954. 1955. 1956. 1957. 1958. 1959. 1960.
1961. 1962. 1963. 1964. 1965. 1966. 1967. 1968. 1969. 1970.
1971. 1972. 1973. 1974. 1975. 1976. 1977. 1978. 1979. 1980.
1981. 1982. 1983. 1984. 1985. 1986. 1987. 1988. 1989. 1990.
1991. 1992. 1993. 1994. 1995. 1996. 1997. 1998. 1999. 2000.
2001. 2002. 2003. 2004. 2005. 2006. 2007. 2008. 2009. 2010.
2011. 2012. 2013. 2014. 2015. 2016. 2017. 2018. 2019. 2020.
2021. 2022. 2023. 2024. 2025. 2026. 2027. 2028. 2029. 2030.
2031. 2032. 2033. 2034. 2035. 2036. 2037. 2038. 2039. 2040.
2041. 2042. 2043. 2044. 2045. 2046. 2047. 2048. 2049. 2050.
2051. 2052. 2053. 2054. 2055. 2056. 2057. 2058. 2059. 2060.
2061. 2062. 2063. 2064. 2065. 2066. 2067. 2068. 2069. 2070.
2071. 2072. 2073. 2074. 2075. 2076. 2077. 2078. 2079. 2080.
2081. 2082. 2083. 2084. 2085. 2086. 2087. 2088. 2089. 2090.
2091. 2092. 2093. 2094. 2095. 2096. 2097. 2098. 2099. 2100.
2101. 2102. 2103. 2104. 2105. 2106. 2107. 2108. 2109. 2110.
2111. 2112. 2113. 2114. 2115. 2116. 2117. 2118. 2119. 2120.
2121. 2122. 2123. 2124. 2125. 2126. 2127. 2128. 2129. 2130.
2131. 2132. 2133. 2134



WIJSMULLER TRANSPORT B.V.

STOWAGE PROPOSAL 4 HCM V's

SCALE: 1:500

DATE: 14/3/40

A3

BY: FVH

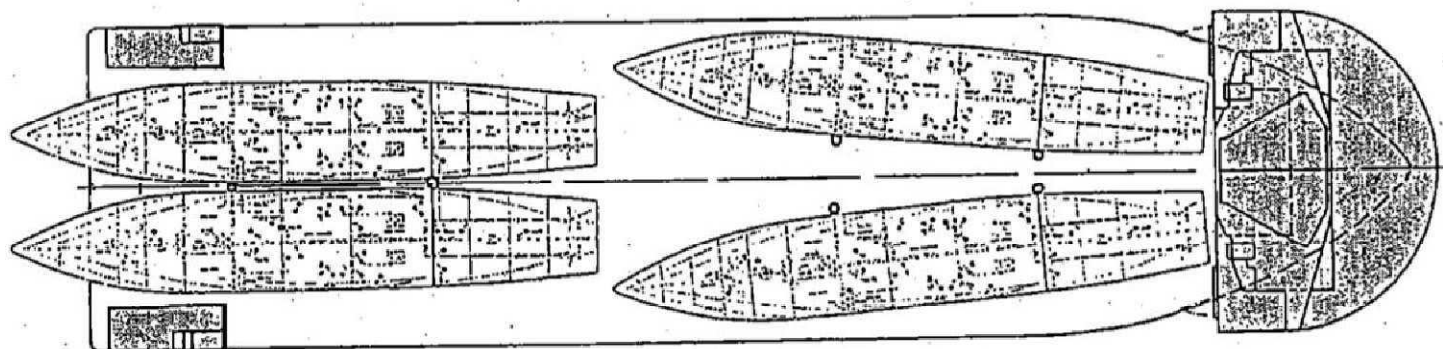
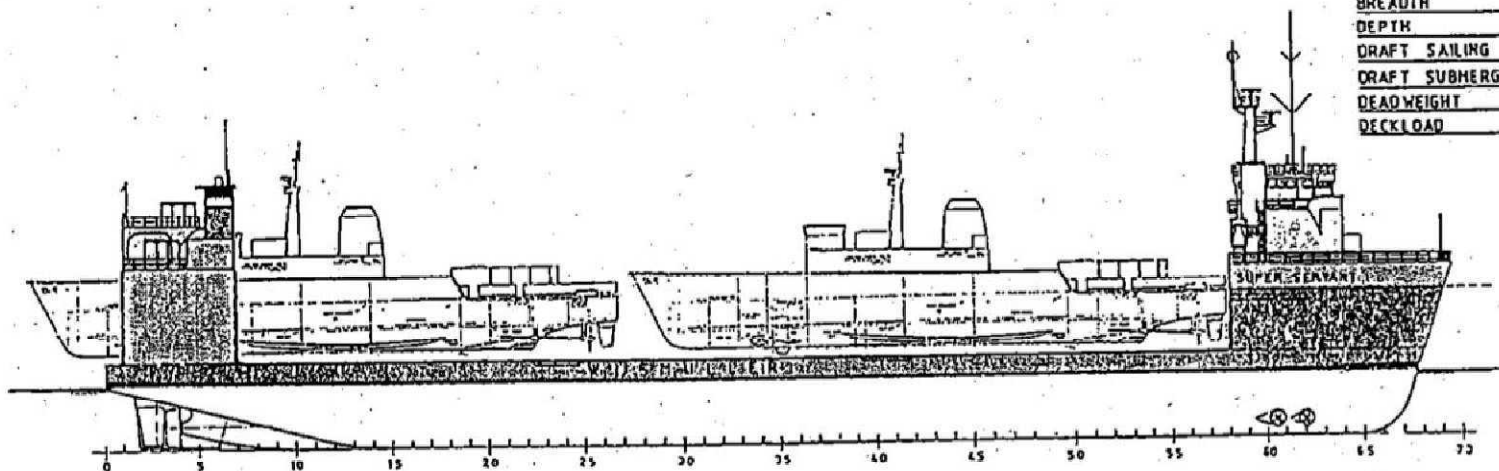
MODIFICATION

NUMBER OF SHEETS:

COPYRIGHT WIJSMULLER TRANSPORT B.V. The contents of this drawing is the property of Wijsmuller Transport B.V. and may not be brought to the knowledge of third parties in original nor by reproduction of parts or whole.

GENERAL PARTICULARS

LENGTH OVERALL	139.80 M.
LENGTH BETW. PERP.	130.00 M.
BREADTH	32.00 M.
DEPTH	8.50 M.
DRAFT SAILING	6.26 M.
DRAFT SUBMERGED	14.50 M.
DEAD WEIGHT	16667 T.
DECK LOAD	15 1/2



HG2609-3

P3

131

SEMI - S 9 RISIBLE DECKLOAD SHIP "SUPER SERVANT"

秘

電信写

;MINENSUCHBOOT X 2隻 (PADERBORN, SCHLESWIG)

@補給艦 X 1隻 (FREIBURG)

@シーキング・ヘリ X 3機 (輸送中)

(3) 処理済機らい数

@全体数; 4月16日現在441個 (公表は約450個とされたい)

@独軍担任地域での処理数; 4月12日から18日の間に機らい X 14個と不発弾 X 1個 (公表は10-15個とされたい)

(4) 作業期間見込み; 約6ヶ月と見込んでいる。

3. 調整要領

現場での調整イニシャティブはWEUとは直接関係は無く、現在は英国がにぎって行っている。各国持ち回りとなる予定であり、独も何時かは順番が来ようが、現時点では承知していない。

4. 現地での特権免除等

現在、そう海部隊の支援基地のあるバーレーンとの協定を準備中であるが、未調印である。

5. 派遣に至る経緯

(1) 米からの要請の有無; 米からの要請の有無は承知していない。われわれは国連の平和維持活動の一かんとして、人道的な援助活動として行っている。

(当館注; 米側は独の国内事情に対する配慮から公式には要請しなかったが、希望をほのめかした (AND EUTEN) ところ、これと湾がん終了直後から派遣の可能性につき独自に検討を行ってきた独のイニシャティブが合致した結果、派遣が実現することになったと思われる)

(2) 派遣決定後の野党の反発の有無; 湾がん戦争後の、人道上の派遣であり、野党の反発は無い。

6. その他

(1) 触らい等による船舶のひ害は現時点では無い。

(2) ふゆう機らいはあるが、数、設置場所等に関しては承知していない。

7. 往電第1075号も参照願いたい。

本電のみ米、英、仏、白、オランダ、サウジ、バーレーン、カタール、アブダビに転電した。(了)

FAX信

秘

総番号 R080997

月 19日

平成 3年 4月 20日

ドイツ 発
本 省 着

主 管

近 1

外務大臣殿

木村大使

わが国そう海ていの派遣 (回訓)

FAX信 秘 至急 (ゆう先処理)

(往電第1112号別FAX信)

(以下FAX送信 BO5058-01)



GE/US
(米)

GE/US

GB(米)

GE/NL
(南)

FR/BE
(白)

FR/BE

秘
無期限

050581

ALBUZIRI/120X1000

8207 08/08 P01 R081100

1. 本電の取扱いには慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

担

08-030

木内大使

外 務 省

別FAX信とも再送願乙

品乙 清

大政官外
務次典
臣秘官官審審長長
北經環外
大大了
使使大
公
察
密
博代
表

才情厚会对口

察人^④在儀警史

外報官

参報際内外

文長

二一

長

参政保对旅外

長

審地中東
參北東西

北樂長

卷一

中環

参一二

西東

四一

●●●丁丁

一

博途徑總次

長

國一
國二
經一
經二
審一
審二

参海	審準
----	----

經協長

審政開無
參調技有理

學

審条協規

國
最

審政怪人
参團社

和

科原

醫學

参茸燕调

電信写

めのもので、この時期までに121個の機らいを破かいした。第3段階は、その後続いているわけで、仏もこの段階から参加をした。

(4) 17日現在、総数656個の機らいを破かいした。内訳は、ふゆう機らい48%、深海機らい20%、その他の種類20%、かくざした機らい12%となつている。また、仏、ベルギー担当エリア(エリア6)では、17日までに総数452個破かいしており、内訳はふゆう機らい325、深海機らい125、その他2となつている。

(5) 仏、ベルギーが15日までに破かいした機らいの種類(この部分秘)

・LUGM145(ふゆう機らい)271個、イラク製(ソ連製のコピー)、直けい80CM、145KGのチャージ、接触型

・MYAM(ふゆう機らい)47個、ソ連製、接触型

・UDM(深海機らい)78個、ソ連製、645KGのチャージ、音感反応型

・KMD500(深海機らい)43個、ソ連製、300KGのチャージ、じ気または音感反応型

・MR80(形式不明)4個

3. その他

(1) 港湾の開港

・AL SHUAIBA港 3月12日

・MINA AL AHMADI港 3月20日

・MINA SAUD港 間もなく

・BAS QUAYAH港 4月20日の見込

・クウェート港 3月17日に開始、未定

港湾近べんのそう海は、陸上からダイバーがゴムボートでアブローチし、そう海を行つている。

(2) 触らいによる事故

2月18日2件(USSトリポリ及びUSSプリンストン)。3月22日1件(USSリーダー)のみである。このうちそう海ていの触らいはUSSリーダーのみである。

(3) 今後の作業見込

秘

電信写

3月当初は、概ね6ヶ月近く必要だと見込まれていたが、現在までのそう海の進ちよく状況を判断すると、あと1ヶ月もあればほぼそう海は終了するのではないかと見込まれる。

本電のみ米、英、独、オランダ、ベルギー、サウデイ、バハレーン、カタール、ア首連に転電した。(了)

F A X 信

秘

総 番 号 R081056

月 19日

平成 3年 4月 20日

フ ラ ン ス 発

本 省 着

主 管

近 1

外 務 大 臣 殿

木 内 大 使

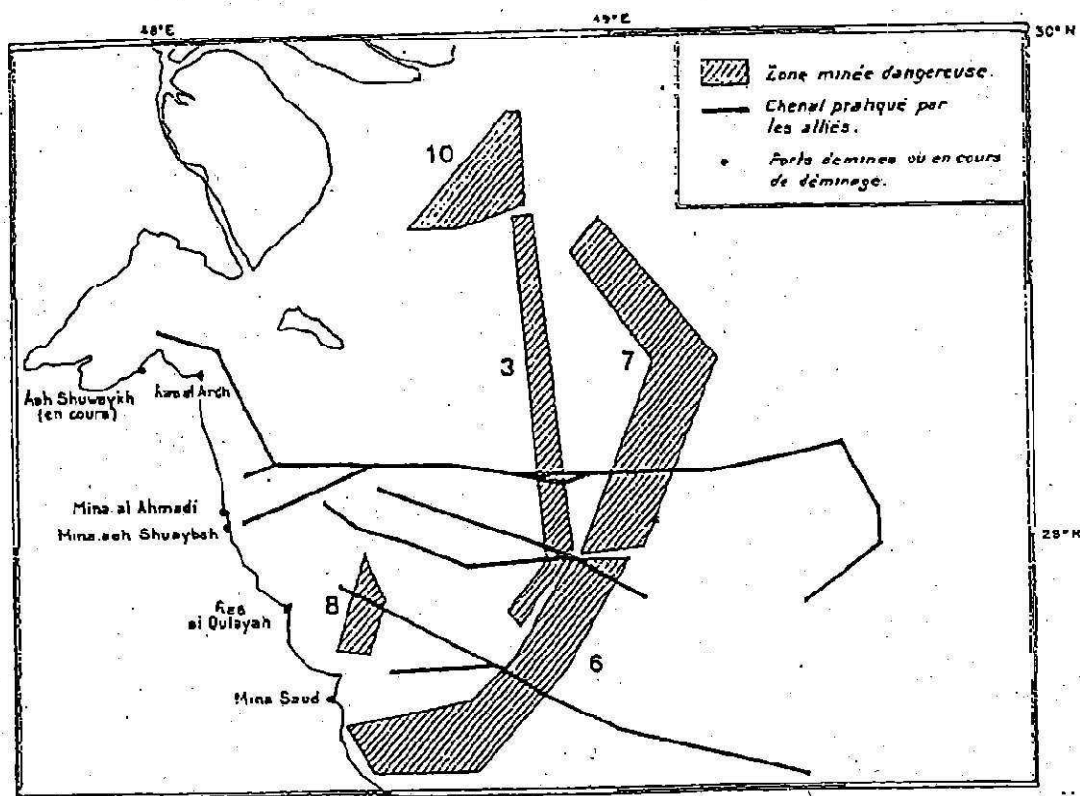
わが国そう海ていの派遣（回訓）

FAX信 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信PS5093-01）

往電第2059号別FAX信

PS5093



(3)



幻米

米

(付米説明)

極 秘
無 期 限
部 の 内
号

※総第

※平成

午時

月分

日
秒受付

電 信 案

電信課長

大 臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官 房 長

主管
北米局長
審 議 官
安全保障課長
首席事務官

※発電係 1 2
起 案
平成 3 年 4 月 16 日
起案者 電話番号
上井 2498

(※印欄内は電信課記入)

協議先
総務課長 法規課長 中近東アフリカ局長 地位協定課長
中近東第一課長

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在	米	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件 名	我が国 掃海艇の派遣			
主管・文書記号	※電番	大至急 普通	至急 (優先処理)	パターン・コード
北米長				
転電 転送 在 転報	※転電番号	大至急 普通	至急 (優先処理)	大至急 至急 普通 (優先処理)
[限定配布]				
※				

(昭和六三・六・三十改正)

GB-1

外 務 省

回覧番号

政府としては、下記１．の考え方に基づいて今般掃海艇の派遣に向けて所要の準備を進めることとし、近くこれを正式に決定の上、公表する予定である。現在、検討中のオペレーションの概要については下記２．の通りであるが、我が国が掃海艇を派遣するに当たっては米国の全面的な協力を得ることが不可欠であると考えている。

特に、我が方としては、下記３．にある諸点について米側よりできる限り詳細な情報を入手すると共に、本件諸点についての各種支援並びに我が方として参考となるアドバイス等を得たいと考えている。

については、米側に対して下記１．の我が方の考え方につき適宜言及しつつ、下記２．の検討中のオペレーションの概要につき説明の上、下記３．の諸点につき米側に照会すると共に、米側の全面的な協力を要請ありたく、判明したものから逐次大至急回電ありたい。

また、本件については、現在あくまで内々に所要の準備を進めているものであり、日本国内においては機微な問題であるので正式の決定がなされるまで取扱いにつき特段の配慮を要請ありたい。

なお、本件については、現在のところ、２４日の安全保障会議、閣議において政府として決定し、２４日又は２５日に国会に報告し、２６日にも掃海艇が出航するとの日程が考えられているところ、右厳に貴使お含みまで（右日程は変更もあり得る）。

１．（我が方の考え方）

（１）昨年８月２日のイラクによるクウェート侵攻によって引き起こされた湾岸危機は、今般イラク政府が国連安保理決議６８７を受諾したことに伴う正式停戦の効力の発生により８か月ぶりに終結し、湾岸の事態は、平和維持と復興の局面を迎えるに至った。

しかるに、ペルシャ湾北西部には、約１２００個の機雷がイラクにより敷設され、そのうちの相当数が現在なお残存しており、我が国を含む諸外国の船舶の安全航行の重大な妨げとなっている。このような状況の下で国際的な掃海作業の強化による残存機雷の早期の除去は、湾岸地域における通商の正常化と復興のための緊急の課題となっている。

(2) 我が国船舶の航行の安全の確保は、本来、我が国自らの責任において努力すべきものであるが、本件掃海艇の派遣は、まさに、このような我が国が当然負わなくてはならない責任を果たすためのものであると同時に、現在行われている国際的な掃海努力に協力することを通じ、湾岸地域における通商の正常化と復興に貢献するという意義を有する。

2. (オペレーションの概要)

具体的なオペレーションは内々以下のラインで検討している（但し今後変更の可能性あり）。

(1) 掃海艇（490トン又は440トン）4隻、掃海母艦（2000トン）1隻、補給艦（8300トン）1隻。

(2) 派遣要員：乗組員約500名。

(3) 業務内容：関係国と協力しつつペルシャ湾北西部において掃海作業を行う。

(4) 根拠地：ミナ・サルマン（バハレーン）、ダンマン（サウディ・アラビア）、ドーハ（カタール）又はアブダビ（ア首連）

(5) 中継地：掃海艇は長距離航行能力に制約があるため、途中数か所に半日程度（シンガポールには1日）寄港し、燃料等の補給を行う必要がある。現時点で考えている寄港予定地は次のとおり。（その他緊急寄港地についても関係国に照会の予定。）

比国：スービック米海軍基地	5月上旬（日本出発後9日目）
シンガポール：シンガポール港	5月中旬（日本出発後16日目）
マレーシア：ペナン港	5月中旬（日本出発後18日目）
スリランカ：コロombo港	5月下旬（日本出発後25日目）
バキスタン：カラチ港	5月下旬（日本出発後32日目）

(6) 出発時期：4月下旬（根拠地到着予定5月末又は6月初め）

3. (調査等依頼事項)

(1) 関係各国との関係：

(イ) 各国派遣掃海部隊間の調整（情報交換体制、掃海区域の分担、調整機関の有無等）

(ロ) 各国が根拠地としている沿岸国との関係（各国掃海部隊が得ている支援の内容、特権免除等に関する取極の有無等（なお、特権免除に関する事項については、より具体的な調査訓令を追って発出する予定））

(ハ) 領海内の掃海を行う際の、当該沿岸国の同意の取り付け

(2) 各種支援

(イ) スービック海軍基地における補給等支援（スービック基地の使用については別途比国に照会中）

(ロ) ミナ・サルマン（バハレーン）又はダンマン（サウディ・アラビア）等における米軍による各種支援

(ハ) その他、わが国が掃海艇を派遣する場合、参考となる事項

(3) 関連情報の提供

(イ) 掃海作業の状況（掃海作業の現状、機雷敷設状況、機雷作業の見積もり等）

(ロ) 流出原油の状況（流出原油の分布状況、油膜の厚さ等）

(ハ) 油井火災の影響（発生ガスの種類、人体への影響、対策、掃海作業への影響等）

(了)

主管課緊急処理用

極秘

大 政 事 外 儀 官
大 務 務 典 房
臣 秘 官 官 審 審 長 長
北 経 環 外 査 総 博
大 大 ア 察 括 代
使 使 大 研 審 審 表

総 番 号 R081416
月 19日
平成 3年 4月 20日

米 国 発
本 省 着

主 管
北 米 局 長

外 務 大 臣 殿

村 田 大 使

総 口 対 文 会 厚 情 オ

察 人 電 在 儀 警 史

外 報 官	参 報 際 内 外
文 長	審 一 二
移 長	参 政 保 対 旅 外
長	審 地 中 東 参 北 東 西
北 米 長	審 一 二 保 地
中 南 長	参 一 二
欧	審 西 ソ 洋 西 東
近 東	審 一 二 保 地
経 長	次 総 経 途 博 審 経 漁 国 経 工 国 安 ネ 二
経 協 長	参 海 審 準 審 政 国 開 無 参 調 技 有 理
参 長	審 条 協 規
国 長	審 政 経 人 参 軍 社
科 審	科 原
情 調 長	参 情 析 調 企 安

わが国のそう海ていの派遣（防衛情報）

第4604号 極秘 大至急

（限定配布）

貴北米長第2406号及び往電第4437号に関し、

1. 19日、冒頭貴電関連調査事項の処理状況について当館道家より米国防省担当官（統参本部（J-5）、海軍省（作戦部））に問い合わせたところ、取りあえずの先方の返答次の通り。

（1）現場所在中のCOMNAVCENT（アーサー中将（第7艦隊司令官）USSブルーリッジ乗艦）に細部問い合わせ中であり、現時点で回答を得ていない。

（2）ペルシャ湾の各国そう海部隊は、お互いに調整し合つて作業を実施しており、指き関係はない。全般の調整責任者はCOMMID EASTFORCE（テラー少将、USSラサール乗艦）である。

（3）現在ペルシャ湾を大きく北と南に分けて作業を実施しており、現在のベースでは、この夏までには、作業完了の見込み。

（4）流出油の本作業に対する影響は殆どない。

（5）クウェイト油せい火さいのけむりについては、北よりのかせがふく時は、乗員のめをし激（けい度）している。

2. なお、これまでに当館が得た関係情報については往電第4036号及び往電第4489号を参照されたい。（了）

主管課緊急処理用

極秘

主 管

中近東アフリカ局長

総 番 号 R081662

月 20日

平成 3年 4月 21日

米 国 発
本 省 着

外 務 大 臣 殿

村 田 大 使

大 政 事 外 外 儀 官
大 務 務 典 房
臣 秘 官 官 審 審 長 長

北 経 関 外 審 總 博 代
大 大 ア 察 括 表
使 使 大 研 審 審

総 口 対 文 会 厚 措 オ

察 人 電 在 儀 警 史

外 報 官
参 照 際 内 外

文 長
密 一 二

出 移 長
参 政 保 衛 旅 外

長
審 地 中 東
参 北 東 西

北 米 長
密 一 二 保 地

中 南 長
参 一 二

欧
密 西 ソ 洋
西 東
二

近 ア 長
参 一 二 ア ア
二 二

経 長
次 総 密 途 博
密 経 密 國
経 エ 國
安 ネ 二

審 海 審 準

経 協 長
密 政 国 開 無
参 調 技 有 理

条 長
密 条 協 規

国 長
密 政 経 入
参 軍 社

科 審
科 原

情 調 長
参 情 析 調
企 安

わが国そう海艦の派遣

第4635号 極秘 至急 (ゆう先処理)

(限定配布)

黄電近ア長第2476号に関し、

19日、当館カワイが米国防省パクソン日本課長に問合わせたのに対し、先方の述べたところ、とりあえず次のとおり。

1. 米国の場合、バハレーンに米艦船が寄港することに関連する地位協定を以前より有しているが、今回日本の艦船が根拠地として一時的に寄港するケースと異なるので必ずしも同列には論じられないと思う (当方より、バハレーンとの地位協定テキストの入手方依頼しおいたので、入手次第送付する)。

2. (当方より、クウェイト領海に入つて作業を行う関係で何等かの取極の有無を質問したのに対し) 念のため再確認するが、クウェイトとの間で取極が結ばれているとは承知していない。

バハレーン、サウデイ、カタール、ア首連に電した。(了)

中継地

中継地

極秘
無期限
部の内
号

※ 平成 年 時 月 分 日 秒 受付

電 信 案

限定配布

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 小和田 外務審議官 外務審議官 官房長	主管北米局長 審議官 安全保障課長 首席事務官	※発電係 1 2 起案 平成 3 年 4 月 16 日 起案者 電話番号 山本 2479
	協議先 総務課長 アジア局長 地域政策課長 南東アジア一課長 南東アジア二課長 南西アジア課長	地位協定課長 法規課長 中近東アフリカ局長 中近東才一課長 中近東才二課長

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います

在	別紙 7/8 公館	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件名 我が国掃海艇の派遣				
主管・文書記号	※電番 ☆	大至急 普通 (優先処理)	至急	パターン・コード [Redacted]
北 米 領 事 長	※転電番号	大至急 至急 普通 (優先処理)		
転電 転送 転報	在 ハバ、カ、ミ、プ、 カ、ル、グ、ア、セ、 英、仏、伊、独	大使・総領事あて	大至急 至急 普通 (優先処理)	
(限定配布)				
※				

(昭和六三・六・三十改正)

1. 今般政府は、以下の考え方にに基づき、ベルシャ湾に掃海艇を派遣することについて内々に所要の準備を進め、近く正式に決定の上、これを公表する予定である。

(1) 昨年8月2日のイラクによるクウェート侵攻によって引き起こされた湾岸危機は、今般イラク政府が国連安保理決議687を受諾したことに伴う正式停戦の効力の発生により8か月ぶりに終結し、湾岸の事態は、平和維持と復興の局面を迎えるに至った。しかるに、ベルシャ湾北西部には、約1200個の機雷がイラクにより敷設され、そのうちの相当数が現在なお残存しており、我が国を含む諸外国の船舶の安全航行の重大な妨げとなっている。このような状況の下で国際的な掃海作業の強化による残存機雷の早期の除去は、湾岸地域における通商の正常化と復興のための緊急の課題となっている。

(2) 我が国船舶の航行の安全の確保は、本来、我が国自らの責任において努力すべきものであるが、本件掃海艇の派遣は、まさに、このような我が国が当然負わなくてはならない責任を果たすためのものであると同時に、現在行われている国際的な掃海努力に協力することを通じ、湾岸地域における通商の正常化と復興に貢献するという意義を有する。

2. 我が方としては、具体的なオペレーションについては、内々以下のラインで検討している(但し今後変更の可能性あり)。

(1) 掃海艇(490トン又は440トン)4隻、掃海母艦(2000トン)1隻、補給艦(8300トン)1隻。

(2) 派遣要員：乗組員約500名。

(3) 業務内容：関係国と協力しつつベルシャ湾北西部において掃海作業を行う。

(4) 根拠地：ミナ・サルマン(バハレーン)、ダンマン(サウディ・アラビア)、ドーハ(カタル)又はアブダビ(ア首連)

(5) 中継地(避泊地)：掃海艇は長距離航行能力に制約があるため、途中数か所に半日程度(シンガポールには1日、但し、いずれの場合も乗務員の上陸は原則として補給作業等に必要な最小限の範囲にとどまる予定。)寄港し、燃料等の補給を行う必要がある。現時点で考えている寄港予定地は次のとおり。(なお、以下の寄港予定地

には海自艦艇の遠洋航海の機会にこれまで寄港した実績がある。)

比国：スービック米海軍基地	5月上旬(日本出発後9日目)
シンガポール：シンガポール港	5月中旬(日本出発後16日目)
マレーシア：ペナン港	5月中旬(日本出発後18日目)
スリランカ：コロombo港	5月下旬(日本出発後25日目)
パキスタン：カラチ港	5月下旬(日本出発後32日目)

(6) 緊急寄港地：航海中特に問題がなければ、寄港する予定はないが、掃海艇の航行能力の制約から、航行中気象等の状況により荒天を避けるため、または急患発生等緊急事態が発生した場合これに対処するため、付近の港湾または錨地に緊急に入港することも排除されない。現時点で考えている緊急寄港地は次のとおり。

ブルネイ：ムアラ港	5月上旬頃付近を航行
インド：ガンジス・ハーバー(泊地)	5月中旬頃付近を航行
マンガロア港	5月下旬頃付近を航行
ボンベイ港	5月下旬頃付近を航行
ア首連：フジャイラ港	5月下旬から6月上旬頃付近を航行

(7) 出発時期：4月下旬(根拠地到着予定5月末又は6月始め)

(8) 航路については、別FAX信(高デ公館のみ)又はFAX公信するので、接収後、極秘に指定ありたい。

3. その場合、現時点において以下の項目につき調査する必要がある

(1) 中継地(スービック米海軍基地を含む)への寄港は許可されるか。

(2) 緊急時における避泊地への寄港は許可されるか。

(3) 必要が生じた場合、乗組員のIDカード(海上自衛隊発行)による上陸は許可されるか。

4. 更に、中継地への寄港が許可される場合には、次の諸点について必要に応じ責任国より支援を得たいと考えている(詳細は追電する)。

(1) 領域への立ち入り及び入国手続き

(2) 検疫手続き

(3) 岸壁、錨地の確保

(4) 水先案内人、タグボート及びラインハンドラー（艦が接岸する際の岸壁における作業員）等の手配

(5) 燃料の補給（ベナン、コロンボ、カラチを除く）

(6) 真水の補給

(7) 食糧の補給

(8) その他所要の事項

5. ついては、本件運用の実施可能性の検討にあたって、責任国による協力がどの程度得られるか早急に承知したいので、責任国政府に対し内々に上記1.の我が方の考え方、及び上記2.のオペレーションの概要につき適宜紹介しつつ、以下に指定する上記3.の諸点のうち責任国に関連する調査項目につき聴取の上、取り敢えずの感触なりとも、大至急回電ありたい。なお、本件はあくまで事務レベルでの技術的可能性の検討の段階であり、最終的決定を得たものではないところ、関係者に接触する際には、この点を明確にするとともに、本件打診が対外的に明らかとなる場合には当方にとり種々困難が生じることとなるので、先方に対し本件の取り扱いにつき特段の配慮を得たい旨要請ありたい。

(1) 在比大、在シンガポール大、在マレーシア大、在スリ・ランカ大及び在パキスタン大については、上記3. (1) 及び、(3)。

(2) 在ブルネイ大及び在インド大については、上記3. (2) 及び、(3)。

本電あて先 インド他7公館

本電のみボンベイ、カラチ、ベナン、米、（葉、仏、秘、伊、）ア首連、カタル、サウディ・アラビア、バハレーンに転電した。

(了)

在外公館発電宛先一覧表

大代
108
6
65
2
(別館)
1
(5)

182公館

電信用

金在外公館宛	駐在官事務所を除く全公館	182公館
	駐在官事務所、併設の総領事館を除く全公館	176公館

平成3年1月24日

◎アジア地域(33)		ホノルル 総	オーストリア 大	ニュー・ジーランド 大
イラン 大	○	ロス・アンジェルス 大	オランダ 大	オークランド 大
カタル 大		ガナ 大	ギリシャ 大	パプア・ニューギニア 大
カンベ 大		ヴァンクーヴァー 大	スイス 大	(ポートモレスビー 大)
マドラス 大		ウィニペグ 大	スウェーデン 大	フィジー 大
インドネシア 大		エドモントン 大	スペイン 大	
(ジャカルタ 大)		トロント 大	バルセロナ 大	◎中近東地域(16)
ウジュン・パンダン 大		モントリオール 大	ラス・パルマス 大	アラブ首長国連邦 大
スラバヤ 大		国連 大	ソ連 大	イエメン 大
メダナ 大			ナホトカ 大	イスラエル 大
ヴィエトナム 大		◎中南米地域(32)	レニングラード 大	イラク 大
シガ 大	○	アルゼンティン 大	チェコスロヴァキア 大	イラン 大
スリランカ 大	○	ヴェネズエラ 大	デンマーク 大	オマーン 大
タイ 大		ウルグアイ 大	ドイツ 大	カタール 大
大韓民国 大		エクアドル 大	デュッセルドルフ 大	クウェイト 大
大日本 大		エルサルバドル 大	ハンブルグ 大	サウジアラビア 大
中華人民共和 大		キューバ 大	フランクフルト 大	ジュルダン 大
人民共和 大		グアテマラ 大	ベルリン 大	シリア 大
朝鮮民主主義 大		コスタリカ 大	ベルリン 大(別館)	トルコ 大
民主主義 大		コロンビア 大	ミュンヘン 大	イスタンブール 大
民主主義 大		ジャマイカ 大	ノールウェー 大	バハレーン 大
民主主義 大		スリナム 大	ハンガリー 大	レバノン 大
民主主義 大		チリ 大	フィンランド 大	
民主主義 大		ドミニカ(共) 大	仏国 大	◎アフリカ地域(23)
民主主義 大		トリニダード・トバゴ 大	マルセイユ 大	アルジェリア 大
民主主義 大		ニカラグア 大	ブルガリア 大	エジプト 大
民主主義 大		ハイチ 大	ベルギー 大	エチオピア 大
民主主義 大		パナマ 大	ポーランド 大	ガーナ 大
民主主義 大		パラグアイ 大	ポルトガル 大	ガボン 大
民主主義 大		エンカルナシオン 大	ユーゴスラヴィア 大	カメルーン 大
民主主義 大		ブラジリア 大	ルーマニア 大	ギニア 大
民主主義 大		クリチバ 大	ルクセンブルグ 大	ケニア 大
民主主義 大		サンパウロ 大	英 大	ザンビア 大
民主主義 大		ベレーン 大	(ロンドン 大)	ジンバブエ 大
民主主義 大		ポルトアレグレ 大	エディンバラ 大	スーダン 大
民主主義 大		マナオス 大	ブリュッセル 大	セネガル 大
民主主義 大		リオ・デ・ジャネイロ 大	オランダ 大	象牙海岸 大
民主主義 大		レシフェ 大	(ジュネーブ 大)	タンザニア 大
民主主義 大		ベルギー 大	東京 大	中央アフリカ 大
民主主義 大		(リマ 大)	大阪 大	チュニジア 大
民主主義 大		ボリヴィア 大	名古屋 大	ナイジェリア 大
民主主義 大		ホンデュラス 大	京都 大	マダガスカル 大
民主主義 大		メキシコ 大	神戸 大	モロッコ 大
民主主義 大		◎欧州地域(15)	横浜 大	リビア 大
民主主義 大		アイランド 大	福岡 大	リベリア 大
民主主義 大		イタリヤ 大	札幌 大	ブレストリア 大
民主主義 大		ミラノ 大		
民主主義 大		ヴァチカン 大		

(注：×印は一時閉鎖中)

駐在官事務所(10) ()内表示は親公館

デンバサル (スラバヤ 大)	※	チュンマイ (タイ 大)	※	済川 (韓国 大)	※	グバオ (フィリピン 大)	※
サイパン (アガナ 大)	※	サンタクルス (ボリビア 大)	※	クライストチャーチ (NZ 大)	※	アデ (イエメン 大)	※
				アレキサンドリア (エジプト 大)	※	ケーブタウ (プレトリア 大)	※

- (注) 1. 宛先は、公館名右口に○印を付して表示する。
2. ()内表示は大使館内所在の総領事館
3. 駐在官事務所は、「金在外公館宛」の宛先には含まれない。但し、必要な際はその旨表示する。
4. ※印は漢字印刷機未設置公館
5. は高デ公館

※総第

※平成 年 月 日 秒受付

電 信 案

秘 無 期 限

電信課長

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 北米局長 審 議 官 安全保障課長 首席事務官	※発電係 1 2 起 案 平成 3 年 4 月 16 日 起案者 電話番号 山本 2479
協議先 総務課長 アジア局長 地域政策課長 東アジア課長 南東アジア課長 南西アジア課長 地位協定課長 中近東アフリカ局長 中近東第一課長		

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

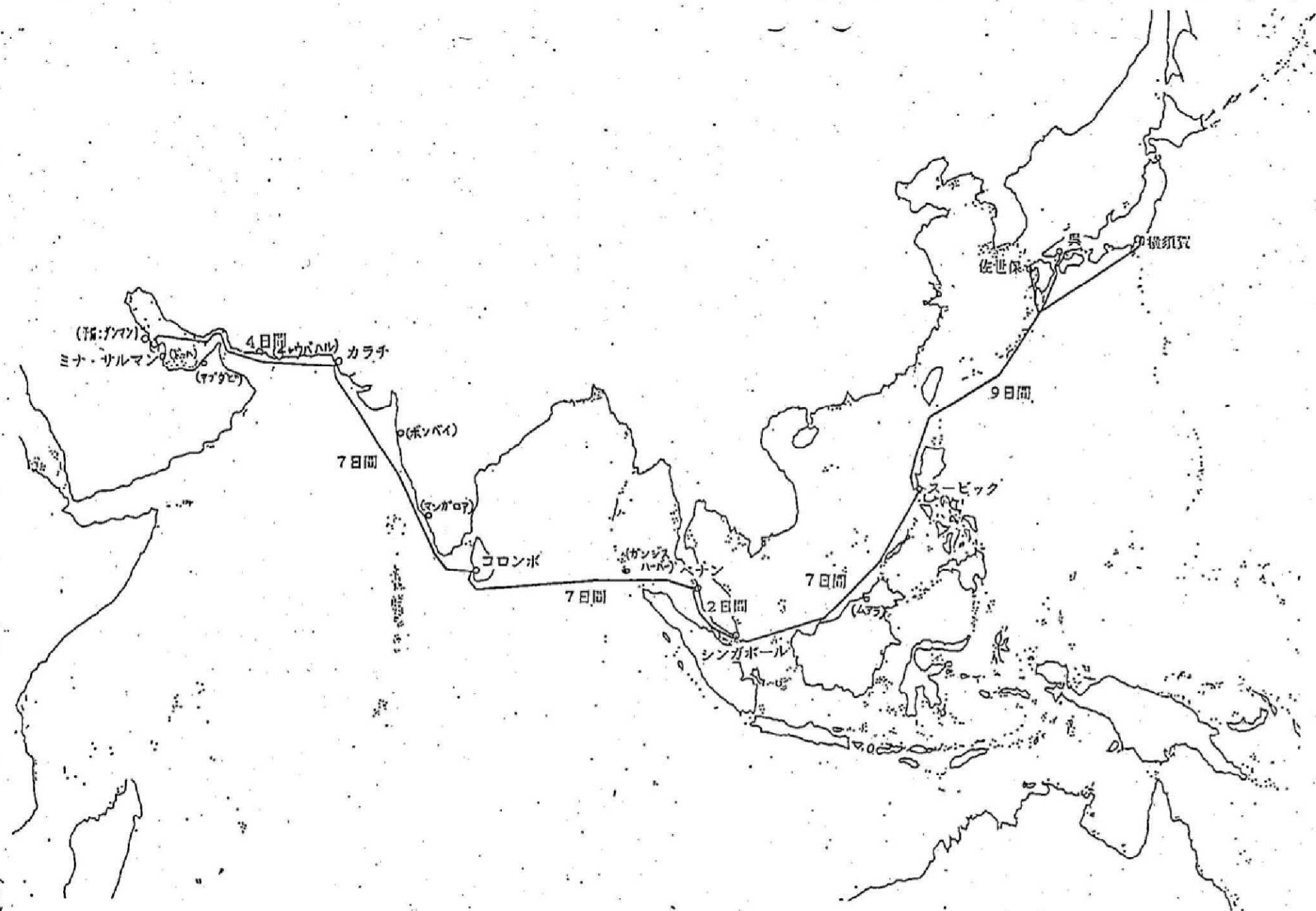
在 インド、シンガポール、スリピン、マレーシア		大使 総領事 あて		外務大臣 発	
件 名					
我が国 掃海艇の派遣					
主管・文書記号		※電番		パターン・コード	
北米保				大至急 至急 普通 (優先処理)	
転電 転送 在 転報		※転電番号		大至急 至急 普通 (優先処理)	
往電北米保第 号別 FAX 信。					
↓					
※					

(昭和六三・六・三十改正)

GB-1

外 務 省

回覧番号



※受付番号

F A X 公 信 案

文
書
課
長大 臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官 房 長主 管
北 米 局 長
密 議 官
安全保障課長
首席事務官起 案
平成 3 年 4 月 16 日
起 案 者 山本
電話番号 2479※受付日
年 月 日
※発信日
年 月 日
※入力係
※送信係

(※印欄は文書課記入)

協議先
総務課長
アジア局長
地位協定課長
中近東アフリカ局長
中近東第一課長
南西アジア課長在 スリランカ、パキスタン、ブルネ 大 使 殿 外 務 大 臣
総領事

件名

我が国掃海艇の派遣

主管・文書記号

※FAX公信番号

※FAX公信日付

別紙

平 ☐
取注 ☒

北米保

F 第

号

本信送付先

写送付先

往電北米保局長第 号に 関し、

本件 我が国掃海艇の派遣に際しての 航路に 関し
て別紙のとおり送付する。(3)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

04-046

極秘

大 政 務 省 外 務 省
 秘書官 審 査 長
 印 経 外 総 務 大 臣 官 署 審 査 長
 使 使 大 研 審 査 表
 口 対 文 会 厚 情 団
 察 人 團 在 儀 警 史

総 番 号 R079656

主 管

月 18日

イ ン ド 発

北 米 保

平成 3年 4月 18日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

小 林 大 使

わが国そう海ていの派遣

第662号 極秘 至急（ゆう先処理）

貴電北米局長合第7103号に関し

18日、公ていにおいてドウベイ外務次官とちゆう食をはさんでこん談した機会に、本使より、本件については別途担当局長を館員が往訪の上正式に申し入れを行なう手はずになっているが、ご感触なりともうかがいたいとして、冒頭貴電及び貴電ア地政合第7105号に基づいて作成したトーキング・ペーパーを手交し、わが国の立場を説明したところ、同次官が取りあえずの反応として述べた諸点大要次のとおり（同席者なし）。なお、冒頭貴電記載の地名のうち、ミナ・サルマン及びムアラは、世界アトラスにも見当らなかつたため、適ぎ表記しておいた。

1. 当国領内の港湾等への緊急入港は、全く問題がない。
2. 乗組員のIDカードによる上陸は、関係部局に確認の必要があるが、最大限の便ぎを供与したい。
3. 当国政府が本件便ぎ供与につき日本政府に了解を与えたことは、表さたになつても一向に差し支えないが、インド側で積極的に発表することはしない。

比、シンガポール、マレーシア、スリランカ、パキスタン、ブルネイ、米、ア首連、カタール、サウディ、バハレーン、ボンベイ、カラチ、ベナンに転電した。（了）

外 務 省

参 照 官 参 照 際 内 外
 文 長 審 一 二
 参 政 保 対 旅 外
 地 東 一
 地 西 一
 米 長 一 二 三 四
 中 南 長 参 一 二
 西 洋 一
 西 東 一
 参 一 二 三 四
 次 総 経 途 博
 審 経 源 国
 経 工 国
 安 一 二
 参 海 参 準
 参 政 国 開 無
 参 調 技 有 理
 参 協 規
 参 政 経 入
 参 国 社
 科 原
 参 国 調
 参 国

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

0.8-032

大 政事外外儀官
大務務 典房
臣秘官官審審長長

北経環外査総 博
大太ア 察括 代
使使大研審審 表

対文会厚情団

察人團在儀警史

参報際内外

審一二

参政保対旅外

審地中東

審北東四

審一二三四

参一二

審西ソ洋

西東

参一二アア

次総経途博

審経漁国

経エ国

安ネ二

参海 審準

審政国開無

参調技有理

審経協規

審政経人

参軍社

科原

参経調

企安

総 番 号 R079722

月 18日

平成 3年 4月 18日

イ ン ド

本 省 着

主 管

北 米 保

外 務 大 臣 殿

小 林 大 使

避難民のための自衛隊機派遣（政令廃止に伴う関係国への謝意表明）

第664号 秘 至急

貴電北米保合第7095号に関し

18日、印外務省東アジア局ラオ部長（局長代行）に対しイシイが往訪の上、本件謝意表明を行なったところ、先方は先般日本政府が印に対し内々に打しんされた際の印側の協力的立場を評価されて、かかる謝意を伝えていただいたことを多とするものであると述べていた。（了）

主管課緊急処理用

極秘

大 政 事 外 務 省
大 務 次 官
臣 秘 官 官 審 審 長 長

北 経 緯 外 査 総 博
大 大 ア 察 括 代
使 使 大 研 審 表

口 対 文 会 厚 情 オ
察 人 電 在 儀 審 史

外 報 官 参 報 際 内 外

文 長 審 一 二

領 長 参 政 保 対 旅 外

ア 審 地 中 東
参 北 東 西

北 米 長 審 一 二 保 地

中 南 長 参 一 二

欧 審 西 ソ 洋
西 東

ア 審 一 二 保 地

経 次 総 経 途 博
長 審 経 漁 国
経 エ 国
安 ネ 二

参 海 密 準

経 協 長 審 政 国 開 無
参 調 技 有 理

各 長 審 条 協 規

国 密 政 経 人
長 参 軍 社

科 審 科 原

情 調 長 参 情 折 弱
企 安

総 番 号 R079665

月 18日

平成 3年 4月 18日

外 務 大 臣 殿

スリランカ 発

本 省 着

高 田 臨時代理大使

主 管

北 米 局 長

わが国そう海ていの派遣

第298号 極秘 至急 (ゆう先処理)

(限定配布)

貴電北米長合第7103号に関し

18日、本官よりテイラカヲナ外務次官及びア・アルウイスギ典長に申し入れたところ、先方の感觸次の通り。

1. そう海ていのコロンボ港寄港については、何ら問題はない。日本側で正式決定次第、口上書にて許可申請願いたい。(申請に必要な諸事項に関する「ス」外務省口上書を別途FAX公信する。)

2. 乗組員はIDカードの他にパスポートを所持すると思料するところ、必要が生じた場合に簡便な手続きによる上陸許可の発行は如何様にもアレンジ可能である。(了)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

04-043

大 政 外 儀 官
因 務 務 典 房
次 次
臣 秘 官 官 審 審 長 長

印 経 外 査 総 博
大 大 ア 察 括 代
使 使 大 研 審 表

対 文 会 厚 情 オ

察 人 在 儀 警 史

参 参 参 参 参 参
参 参 参 参 参 参

参 参 参 参 参 参
参 参 参 参 参 参

参 参 参 参 参 参
参 参 参 参 参 参

参 参 参 参 参 参
参 参 参 参 参 参

参 参 参 参 参 参
参 参 参 参 参 参

参 参 参 参 参 参
参 参 参 参 参 参

参 参 参 参 参 参
参 参 参 参 参 参

参 参 参 参 参 参
参 参 参 参 参 参

参 参 参 参 参 参
参 参 参 参 参 参

参 参 参 参 参 参
参 参 参 参 参 参

参 参 参 参 参 参
参 参 参 参 参 参

参 参 参 参 参 参
参 参 参 参 参 参

参 参 参 参 参 参
参 参 参 参 参 参

参 参 参 参 参 参
参 参 参 参 参 参

参 参 参 参 参 参
参 参 参 参 参 参

参 参 参 参 参 参
参 参 参 参 参 参

総 番 号 R079409

月 18日

平成 3年 4月 18日

インドネシア 発

本 省 着

外 務 大 臣 殿

国 広 大 使

主 管
亜 地 政

自衛隊そう海ていの派遣（対アジア説明）

第737号 極秘 大至急

貴電ア地政合第7105号に関し、

本件が発表された場合の当地の受け取り方は、日本が国際こうけんを果そうとしているということよりも経済大国日本が国際社会で政治的・軍事的影響の増大を図ろうとする最初の試みということであろうと予想される。その観点から、東京におかれても、当地においても次の諸点につき明確な説明を行うことが需要と考えるので、具体的説明振りを御回電願いたい。

1. そう海ていの作業はわが方海上自衛隊が独自に行うのか、既に行われている国際的努力（具体的には如何なるものが実施されているか）に合流して行うのか。

2. 本件作業は公海においてのみ行うのか。

（仮に他国の領海ないし経済水域内で行う場合には、当事国から要請を受けて行うのか）

3. 国連決議との関係づけが可能か。

ASEANに転電した。（了）

極秘

北米局長

審議官

北米一長 外儀官
事務次長 典房
官審審長長

北米保長 査査 博代
ア 査査 表
大研審審

北米地長 対文会厚情オ

久枝首席 電在儀警史

官家首席 参報際内外

参謀補佐

山 本 参一二

冷 木 参政保対旅外

島 田 参中東

片 江 参北東西

参一二 保地

参一二

参西ソ洋

参西東

参一二 参一二

次総経途博

参経漁国

経エ国

安ネ二

参海 参準

参政国開無

参調技有理

参条協規

参政経人

参軍社

科原

参情析調

企安

総番号 R079612

月 18日

平成 3年 4月 18日

外務大臣殿

フィリピン 発

本省 着

後藤大使

主管

中近東アフリカ局長

北米長

わが国のそう海ていの派遣 (対比申し入れ)

第747号 極秘 大至急

(限定配布)

貴電北米局長合第7103号及びア地政合第7105号に関し

1. 18日、本使は本件に関しアングラプス外務長官を往訪、理解を求めると共に協力方要請を行つたところ、概要以下の通り。(先方オン・外務省アジア太平洋局長、当方ハマダ同席)。

(1) まず本使より冒頭貴電に基づき、次の通り説明した。

(イ) 日本政府は湾がん戦争終了後の同地域の平和維持と復こうの為に日本として如何なる役割を果たすことができるかを検討してきた。戦争中も最終的には実施には至らなかったものの難民救済の為の自衛隊機の派遣を検討した際比政府より同機の比上空通過につき了解をいただいた経緯があるところ、ここにあらためて右協力に謝意を表したい。

(ロ) 今回検討しているのは、ペルシャ湾に残存する機らしいの国際的なそう海作業に協力する為の海上自衛隊のそう海ていの派遣である。

右は、現在の情勢の下、憲法のわく内で、かつ貴国ははじめASEAN等の各国のわが国にの果す役割に対する従来からの関心をしん重にふまえた上で検討されるものであること理解と協力をお願いするものである。

(ハ) 先般来わが国の政治家がアキノ大統領に表けいた際にも大統領は湾がん戦争との関係での日本のこうけん策については日本が自ら決めることだと話しておられたが、あらためて理解を得たいとするものであると付言。

(ニ) 次に比側の理解をいただける場合には、より具体的に、4隻のそう海ていならびにそう海ば艦、補給艦各1そうの計6そうのスピーック基地におけるねん料等の補給の為の半日程度の寄港ならびに右作業に必

要な乗組員のIDカードによる上陸を許可願いたい。

(2) これに対し、マンガラプス長官は次の通り述べた。

(イ) まず、今回このような形で事前に協議いただいたことに謝意を表したい。今回のお話は日本が正しい意図と最高の誠意をもつて考えらおられることの表れと考える。現在日本が平和憲法の下アジアにおいて有しておられる素晴らしいイメージを維持されることが大事であり、今回のお話がかかる日本のイメージに影響を与えるものでないことを保証するもの(ASSURING)であると理解する。

(ロ) 本件については早速アキノ大統領のミミにも入れ、関係者と相談した上でお答えせねばならないが、取りあえずの自分(「マ」)の個人的な質問と反応として、何故スービックなのか、マニラ湾ではいけないのかということである。御承知のとおり現在、在比米軍基地をめぐる米との交渉が極めて微みような段階となっており、また比上院等において在比米軍基地の第3国による使用が批判されているということもあり、自分としては出来ればスービックにあまり国民の関心を向けたくないところである。(当館注：比国内においては比米基地交渉との関連で最近在比米軍基地を加等第三国が勝手に使用しているのはまさに比の主権侵害であり、米との交渉においても今後の基地使用について何らかの条件を付ける等の対応が必要であるとの声がサロンガ上院議長をはじめ上院関係者等から出されている。往電第735号御参照)。また、タイミング的には5月の上旬であれば海部総理の訪比とも重なる可能性もあろう。スービックに比べればマニラ港の方がより問題がないのではないかという気が個人的にはする。(これに対し、本使より、仮にマニラ港という場合補給等の上で技術的に問題はないかと指摘しおいた。)

(ハ) (比以外にはどこに寄港するかとの問いに対し本使より冒頭往電をふまえ適き説明したところ、) 本件についてはASEANの他の国々の考え方もあらうと思われるので、要すればこれら関係各国とも相談の上、可及的速やか(出来れば明日、遅くとも来週月よう日まで)に回答したい。なお、仮に貴政府の要請を受け入れる場合でも、本件は国民一般への説明のし方が重要になるとと思われるので、比政府として日本政府が本件を発表された場合に十分な準備をもつて対応できるよう、今後本件をどのようなタイミングで取り進められるのかを承知したく、また公表前にぜひそのタイミングと内容につき御連絡いただきたい。(これに対し、本使より、今後関係各国駐在の各大使からの報告を待つて検討の上決定されると思うが、今述べたことについては本国に伝えたい旨応答した。)

(3) 最後に本使より、本件の取扱についてはくれぐれも内密に願いたく、本使が本日貴長官にお会いしたのも総理訪比関係の表けい、御相談ということにしたい旨述べたところ、先方もこれを了承した。

2. ついては、上記1. (1) (2) (ロ)で先方が述べたマニラ港における補給の可能性につき、その技術的可能性を含め本使として心得べき点あれば、先方からの回答接到前にも至急御回示いただきたく、また本件の今後の取進め方についてのタイミングについてもあわせ御回示いただくとともに、本件決定、実施の際には先方の要望に応え、本邦での発表前に比側への事前通報方御配慮たまわりたい。

シンガポール、マレーシア、ブルネイ、米に転電した。(了)

主管課緊急処理用

極秘

主 管

北米局長

総 番 号 R080883

月 20日

平成 3年 4月 20日

フィリピン 発
本 省 着

外 務 大 臣 殿

後 藤 大 使

大 政 事 外 務 省
大 務 務 典 房
次 次
臣 秘 官 官 審 密 長 長

北 経 緯 外 査 査 博
大 大 ア 察 括 代
使 使 大 研 審 表

総 口 対 文 会 厚 情 オ
察 人 電 在 儀 警 史

外 報 官	参 報 際 内 外
文 長	審 一 二
長	参 政 保 対 旅 外
長	参 地 中 東 参 北 東 西
北 米 長	審 一 二 保 地
中 南 長	参 一 二
欧 長	審 西 ソ 洋 西 東
北 米 長	次 総 経 途 博 審 経 諸 国 経 エ 国 安 ネ 二
経 長	参 海 参 準
経 協 長	審 政 国 開 無 参 調 技 有 理
長	審 条 協 理
国 長	審 政 経 入 参 軍 社
科 審	科 原
情 調 長	参 情 析 調 企 安

わが国のそう海ていの派遣 (意見具申)

第764号 極秘 至急 (ゆう先処理)

(限定配布)

(限定配布)

貴電北米局長合第7103号及び往電第747号に関し

1. 本件そう海ていの派遣については現在4月末ごろ本邦出発の方向でえい意検討中と承知するところ、
現在当方申し入れに対する比政府よりの正式回答待ちの状況にあるが、仮に比側がわが方要請を受け入れた
場合には本件そう海ていの当国立ち寄りが5月上旬となるものと思料される。

2. その場合には右立ち寄りが5月4日から6日まで予定されている海部総理の当国訪問と重なる可能性
があるところ、冒頭往電のマンガラプス比外務長官の米比基地交渉への影響への懸念ならびに自衛隊の海外
への派遣に対する当国の国民感情等にかんがみ、本件そう海ていの当国立ち寄り総理訪比が重なることに
より、自衛隊の海外派遣に対する当国国民の関心を殊の他増ふくし、また、総理当地御滞在中のプレス (T
Vインタビュー) の関心が本件に集中することも予想されるところ、本件御如さいなきことながら御留意
願いたい。

3. ついては、本件そう海ていの当国立ち寄りが総理当国御滞在と重なることは可能ならばお避け
いただくことがけん明と思料する。(了)

- 注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

極秘

電信写

限定配布

大政事外儀自
大務修典房
次次
臣秘官官審審長長
北経環外査博
大大ア察括代
使使大研審表

総口対文会厚情オ
察人雪在儀警史

外報官	参報際内外
文長	審一二
領移長	参政保対旅外
ア	審地中東 審北東西
長	審一二保地
北米長	審一二保地
中南長	審一二
欧長	審西ソ洋 西東 二
近ア長	審二アア 二
経長	次総経途博 審経海国 経エ国 安ネ二
	審海 審準
経協長	審政国開無 参調技有理
条長	審条協規
国長	審政経人 参軍社
科審	科原
情調長	参情析調 企安

総番号 R081540

月 20日

平成 3年 4月 20日

シンガポール 発

本省 着

主管

アジア局長

外務大臣殿

山口大使

自衛隊そう海ていの派遣（ウオン外相への申入れ）

第409号 極秘 大至急

（限定配布）

貴電ア地政合第7105号及び北米局長合第7103号に関し、

1. 20日、本使はウオン・カン・セン外務大臣を往訪し、冒頭貴電に基づき説明及び申入れを行つたところ、ウオン外相の回答次の通り（先方ビラハリ・カウシカン外務省第一・三局長、当方上野、シングウリョウ同席）。

（1）貴使の説明により、貴国が、平和憲法の下に専守防衛に徹し、軍事大国にならないとの基本理念に従い、日米安保体制を日本の安全保障政策の根幹として今後とも維持せんとしていること、更に文民統制を確保し、非核に関するこれまでの原則を守つていこうとする日本の方針について確認出来たことはよろこばしい。

（2）今回のそう海てい派遣は、日本が国際社会が行っている一連の諸努力と、きを一にすると共に、国連が行っている諸努力とも一致するものであり、「シ」としては、日本のそう海ていの寄港については全く問題なく、これを受け容れる。なお、IDカードによる乗組員の上陸の問題については、自分は詳細を承知しないが米海軍その他の国々が実施している通常の手順と同様の取扱を与えることになるう。

2. 同会談後、同席していたビラハリ局長が本使に対し、既にフィリピン、ブルネイ等ASEAN諸国から日本そう海てい派遣につき連絡協議があつたが、比では大統領の決済待ちである由であつた旨内話したことから見て、ASEAN諸国間では本件につき十分連絡が行われているやにうかがわれた。

3. シングウリョウが、上記往訪の後にIDカードによる上陸についてリー領事局長に照会のところ、国防省と検討の後早急に回答するとの返事を得た。本件については、回答を得次第追つて報告する。

ASEAN各国、インド、スリランカ、パキスタン、米に転電した。（了）
外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08-032

大 政事外外儀官
大 大務務 典房
次 次 次
臣 秘官官審審長長
北 経環外査総 博
大 大ア 察括 代
使 使大研審審 表

④口対文会厚情④

察人團在儀警史

④報官	参報際内外
文長	審一二
移長	参政保対旅外
長	④地中④ ④北東西
④米長	④日二保④
中南長	参一二
欧	審西ソ洋 西東
近ア長	参一二アア 一二
経長	次総経途博 審経漁国 経エ国 安ホ二
	審海 審準
経協長	審政国開無 参調技有理
④長	④経協規
国長	審政経人 参軍社
科審	科原
情調長	参情調 企安

総 番 号 R081545

月 20日

平成 3年 4月 20日

シンガポール 発

本 省 着

主 管
北 米 保

外 務 大 臣 殿

山 口 大 使

避難民輸送のための自衛隊機派遣（政令廃止に伴う関係国への謝意表明）

第410号 秘 大至急

貴電北米保合第7095号及び往電第409号に関し、

冒頭往電の本使・ウォン・カンセン外相会談の際、本使より冒頭貴電に従つて事情の説明及び謝意を表明した。（了）

外 務 省

主管課緊急処理用

極秘

大 政 務 外 務 省
大 務 次 官 典 房
次 長 官 官 審 密 長 長
北 經 環 外 査 総 博 代
大 大 ア 察 括 表
使 使 大 研 審 審
総 口 対 文 会 厚 情 オ
察 人 電 在 儀 警 史

総 番 号 R 0 8 2 0 0 6
月 2 2 日
平成 3 年 4 月 2 2 日
外 務 大 臣 殿

主 管
ブ ル ネ イ 発
本 省 着
北 米 局 長
吉 田 大 使

外 報 官	参 報 際 内 外
文 長	審 一 二
領 事 長	参 政 保 対 旅 外
ア 長	密 地 中 東 参 北 東 西
北 米 長	密 一 二 密 地
中 南 長	参 一 二
欧 長	密 西 ソ 洋 西 東
ア 長	密 一 二 密 地
経 長	次 総 経 途 博 審 経 漁 国 経 エ 国 安 ネ 二
経 協 長	密 海 密 準 審 政 国 開 無 参 調 技 有 理
参 長	密 条 協 規
国 長	密 政 経 人 参 軍 社
科 審	科 原
情 調 長	参 情 折 調 企 安

わが国そう海ていの派遣 (ブルネイよりの回答)

第 2 0 2 号 極 秘 至 急 (ゆう先処理)
(限定配布)

往電第 1 9 8 号に関し、

2 2 日、マイデイン外務省政務局長よりヨネダに対し、ブルネイ政府は、緊急時の自衛隊そう海ていのムア
ラ港寄港に同意する。また貴信北米保F第 1 0 4 5 号の調査項目については、2 - 3 日内に回答しうであ
ろう旨連絡越した。

フィリピン、シンガポール、マレーシア、スリ・ランカ、パキスタン、インド、米、ア首連、カタル、サ
ウディ・アラビア、バハレーン、ボンベイ、カラチ、ペナンに転電した。(了)

根
款
也

根
款
也

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

09-023

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次 次 次
臣 秘 官 官 審 審 長 長
北 経 環 外 査 総 博
大 大 大 察 括 代
使 使 大 研 審 表
総 口 対 文 会 厚 情 オ
察 人 在 儀 警 史

総 番 号 R081699

主 管

月 21日

オ マ ー ン 発

近 2

平成 3年 4月 21日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

小 原 大 使

わが国そう海ていの派遣（報道）

第307号 至急（ゆう先処理）

△△◎A日本、GCC◎B210、220◎C330、380◎E20日TVニュース及び21日当地紙◎

S

1. 20日よるオマーン国営放送ニュースは、本件を湾がん関係ニュースとしてそう海ていのえいぞうととも大きく報じた。

2. 21日当地政府系オマーン紙は、東京発ロイター電を引用し、第1面に「日本のそう海ていガルフに」の見出しで本件につき要旨以下の通り報じた。

日本のメディアが報ずるところによれば、海部総理は、ガルフ湾内から機らいを除去する作業を支援するため日本のそう海ていの派遣を決定した。正式決定は早ければ来たる26日におこなわれるが、右決定により、日本の軍艦が第2次世界大戦後初めて海外の活動に派遣されることになる。△△

GCC（除ク）、イランに転電した。

（了）

外報官	参報際内外
文長	審一二
領移長	参政保対旅外
ア	審地中東 参北東西
長	審一二(地)
北米長	参一二
中南長	参一二
欧	審西ソ洋 西東
長	審西ソ洋 西東
ア	審西ソ洋 西東
長	審西ソ洋 西東
経	次総経途博 審経漁国 経エ国 安ネ二
長	審経漁国 経エ国 安ネ二
	審海 審準
経協長	審政国開無 参調技有理
図長	審条協規
国	審政経人
長	参軍社
科審	科原
調長	参信調 安

外 務 省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08-027

大 政 務 外 儀 官
 外 務 省 典 房
 臣 秘 信 官 密 審 長 長

北 経 関 外 査 總 博 代 表
 大 大 了 察 括
 使 使 大 研 審 審

ロ 対 文 会 厚 情 オ

察 人 在 儀 警 史

外 報 官

報 際 内 外

文 長

審 一 二

移 長

参 政 保 対 旅 外

長

審 地 中 東
 参 北 東 西

北 米 長

審 一 二 保 固

中 南 長

参 一 二

欧

審 西 洋
 西 東

ア 丁

審 一 二 丁 二

経 長

次 総 経 途 博
 客 経 淵 国
 経 工 国
 安 二

審 海

審 準

経 協 長

審 政 国 開 無
 参 調 技 有 理

図 長

審 条 協 規

国 長

審 政 経 人
 参 國 社

科 審

科 原

調 長

参 審 調
 審 審

総 番 号 R081681

月 21日

平成 3年 4月 21日

外 務 大 臣 殿

ハハレーン

発

本

着

小 串 大 使

主 管

近

1

わが国そう海ていの派遣

第424号 秘 至急（ゆう先処理）

貴電近一合第7371号及び往電第384号に関し、

本使20日ラサール号艦上におけるデイラー中東艦隊司令長官主催の第7艦隊かん送レセプション（5月ヨ
 コスカに帰任の予定）で同長官とこん談する機会があつたところ、その際同長官が冒頭往電の諸点に加えて
 述べた主要点次のとおり。

1. 先日戦争終結直後の機らい1200個の中500個が処理済みで、700個が残存していると申し上げ
 たが、その後中東艦隊ではあくしている機らい処理数は現在までに690個に達している。

2. 機らい処理はじよじよにはあるが着実に進んでいるので5月末か6月始めには全体の93%は処理が
 完了する見込である。つまりそのころには残存機らい数は100個を可成り下回ることとなる。

3. しかしこの100個足らずの処理が最も困難で、かつこれを終了しない限り航行の危険は消めつしない
 という意味で極めて重要なし事であるので、日本のそう海ていがこの作業に取組むことは大きな意義がある。

4. 正直のところ今回の日本のそう海てい派遣は確かに遅過ぎたといわざるを得ない。現地に到着するこ
 ろにはそう海作業の中の最も派手な部分は終つており、極めて地味で、根気を要する割には余り注目されない
 損な役割しか残っていないが、ペルシャ湾の航行安全への寄与という観点からは十分に評価されるのではな
 かるうか。

米、サウデアラビア、カタール、ア首連、オマーンに転電した。（了）

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
 3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08-027

大 政事外外儀官
 大務務 典房
 臣秘官官審審長長

北怪項外査総 博
 大大ア 察括 代
 使使大研審審 表

口刘文会厚情オ

察人①在儀警史

外 報 官 参 報 際 内 外

文 長 審 一 二

移 長 参 政 保 対 旅 外

審 地 中 東
 参 北 京 西

長 審 一 二 ① ②

中 南 長 参 一 二

政 審 西 ① 洋
 西 東 ②

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

次 総 経 途 博
 審 経 漁 国
 経 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

審 海 審 準

經 協 長 審 政 国 開 無
 参 調 技 有 理

① 長 審 条 協 規

国 長 審 政 経 人
 参 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

科 審 科 原

① 長 参 信 調 ① ②

総 番 号 R081690

主 管

月 21日

サウディアラビア 発

近 1

平成 3年 4月 21日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

恩 田 大 使

わが国そう海ていの派遣

第1202号 秘 至急（ゆう先処理）

往電第1162号に関し、

20日、当地独大プールマン中さが往訪せるアサコに述べたところ次の通り。

同大さよりイラク軍による機らしいし設水域の地図（イラク軍の資料を基に作成したもの）を入手したので別FAX信する。

1. し設された機らしいの総数は約1100個（アンカード・マイン840、グランドマイン283）と言われており、現時点までに処理された機らしいの数については詳細な数を承知していないが、少なくとも600台の数にのぼっていると思う。米のペイル司令官が発表したという735という数字については承知していない。

2. 機らしい原はお渡しした地図の実線で囲まれ、黒くぬられた部分である。そう海作業の区域割は右地図をベースに、ベルギー（1、2、及び3の下半分）、独（3の上半分、4、5及び9の下半分）、米（6及び9の上半分）、英、仏（8及びシュワイブ港への中央航路を中心としたクウェイト領海内）の間で担当水域が決められた。オランダがどこの水域を担当するのかは承知していない（当館注：冒頭引用往電1、（2）後段の「オランダ」は「ベルギー」の誤りと思われる）。英、仏が担当する「ク」領海内及びベルギーが担当する区域の作業はかなり進んでいるが、独及び米の担当となつている公海部分の処理はほとんど手がついていない。独は作業を始めたばかりであるが、米はそう海技術の問題もあるようだ。各国の間で別に競争がある訳ではないが、お互いに他国の作業の進ちよく状況を気にしながらやつていることは事実である。イタリヤはWEU（現在は仏に代わり英が中心で、き艦のヘクラーで定期的に会議を行なつている）の会議には参加しているがそう海ていは今のところ派遣しておらず、フリゲート艦を有しているのみである。

外 務 省

秘

電信写

3. 米とWEUは協調しながら作業を進めているが、そう海作業の達成目標について意見の相違がある。即ち米はある程度長期になつても100%の処理をすべきであるとの立場に対し、WEUの方は作業コストの問題もあり、85%の処理を目標にすべきであり、そうすれば作業期間も短縮し得るとの立場である。独としては最大6カ月の作業期間を見積つているところ、作業の効率が高いと見ており、本格的作業が始まれば予想より早く終了する可能性もある。他方、シャトル・アラブおき合いの機らいについては、今回の対象とはしないとの点で双方に立場の相違は無い。更に英、仏は自この担当水域は「ク」領海内に限定するとしており、公海部分についてはコストを負担し得ないとしている。

4. 独の場合は、現在5隻のそう海てい（マインハンター）と2隻の補給艦を有しているが、現場に出ているのはそう海てい1隻のみ（19日までに機らい14個を処理）で、残りは近く到着予定のREMOTE CONTROL VEHICLE 6隻を待つためバハレーンに待機中である。右が到着した後、本格的な作業を開始する予定である。作業中は海上10日、陸上5日のローテーションでバハレーンを補給基地として要員の交代を行つていくが、他方クウェイトのシュワイバ港の海軍基地を毎日のや間のていはく地として利用する予定。同基地は現時点では補給の問題があるが、長いがんべきと水深の深い港であるので、ていはく地としては有効である。サウデイのジュベイルの軍港を補給基地として利用する計画もあつたが、米軍からの情報で、戦争中、米艦船でさえ同港を利用する際に、サウデイ政府の一般的了解があつたにもかかわらず、現場での諸手続に大変なく労をしたとの由であつたので、バハレーンを選んだものである。

5. バハレーンとの間では、マナマを補給基地として利用することにつき、両国間で覚書を交すことになつており、早ければ本日中（20日）にもバハレーンにて署名が行なわれる予定である。右については、当初独の方から、港湾施設の利用や乗組員の上陸に対する協力を得るための交渉を行なつていたところ、途中でバハレーン側より同覚書案を提示越したものである。右覚書の内容の詳細については、交渉中のことでもあり、お伝えできないが、独艦船の外交特権が一応認められており、独海軍のIDでの上陸が許可されている他、乗組員は上陸中、独政府保有ないしは独政府がリースする車をIDと独の運転免許で運転できる等かなり前向きの条項も認められており、基本的には問題の少ない内容である。

また、ていはく地たるクウェイトについては、独艦船の外交特権が認められている。クウェイトについては特段の覚書等はない。

秘

電信写

6. 日本のそう海てい派遣について外交ルートでは既に関係国と接触されていると思われるが、作業は日に日に進んでおり、その進ちよく状況をはあくするためには一日も早く機らいそう海の専門家をして、米き艦ラサールのテイラー提とく及び現在WEUの中心者たる英国き艦ヘクターに乗船中の作戦司令官に接触せしめられることをお勧めする。

本電のみ米、英、仏、独、ベルギー、オランダ、バハレーン、ア首連、カタールに転電した。(了)



我が国の掃海艇派遣

4月22日

1. 22日、アル・シャリク在京クウェイト大使は、渡辺近ア局長を往訪し、標記につきクウェイト政府の立場を回答越したところ、概要次の通り。

(1) クウェイト政府は、日本政府の掃海艇をペルシャ湾に派遣しようとする意向を歓迎する。日本政府のこの意向は、日・クウェイト二国間の友好関係と平和を希求する日本国の政策に合致するものとする。

(2) クウェイト政府としては、日本国の派遣する掃海部隊の任務遂行に資するあらゆる可能な事を行なう用意がある。

2. なお、同大使は、本件に関するクウェイト政府の歓迎の意を表明する声明文(別添)を持参し、渡辺局長に手交したところ、官邸と協議の上、**同声明は、我が国の本件派遣正式決定後に発出することとなった。**

折田秘書官
塩口秘書官
上村秘書官

大臣秘書官
政務次官
事務次官
小和田外密
官房長
総括審
総務課長
近ア局長
参事官
近一長
近二課長
北米局長
審議官
米一長
米保長
米地長
条約局長
条規長
外務省
報道官
参事官
報局長

馬室長
山崎審議官
藤田審議官
防衛庁
大臣官舎

防衛省
大臣官舎

極 秘
無 期 限
部の内
務

3. 4. 21 の刻接頭

在クウェート大使館 FAX (同大には電信機器がないため
コンピューターを利用して 近一宛てに送付のあったもの)

掃海艇の派遣

1. 20日午後 外務省に対して本件を口頭説明の上、国防次官を
直接往訪し、本件へのクウェート政府の同意表明を要請したところ
(1. 現在掃海行動中の各艦との共同作業であり、2. クウェート領海
での作業も含まれること、3. クウェート側には各種便宜供与は
お願いするが経費は発生しないこと、に言及)。同日夜 次官より
国防大臣の了承をとりつけたとして、クウェート政府が日本政府に
よる掃海艇の派遣を歓迎する旨 回答越した。
2. ビシャラ GCC 事務局長の所在地は当国外務省でも不明。
その他関連調査事項については鋭意努力中。

(3)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

04-022

大 政事外儀官
太 務 典 房
次 次 典 房
臣 秘 官 官 審 審 長 長
北 経 環 外 査 総 博
大 大 ア 察 括 代
使 使 大 研 審 審 表

総 番 号 R081984

主 管

月 22日

イ ラ ン

近 1

平成 3年 4月 22日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

斎 藤 大 使

口対文会厚情オ

察人國在儀警史

外 報 官	参報際内外
文 長	審一二
月 長	参政保対旅外
マ ー 長	審地中東 参北東西
北 米 長	審一二
中 南 長	参一二
欧 長	審西〇洋 西東 一二
山 々 長	〇〇〇アア 一二
経 長	次総経途博 審経漁国 経エ国 安ネ二
	審海 審準
経 協 長	審政国開無 参調技有理
〇 長	審条協規
国 長	審政経人 参團社
科 審	科原
調 長	参信研調 〇〇

わが国そう海ていの派遣（事前説明）

第1587号 極秘 大至急

貴電近1第314号に関し、

22日、本使より冒頭貴電をふまえ、セファット外務省アジア大洋州局長に対し本件事前通報（クログより別途タバソリ極東第一部長代行にも説明）を行つたところ、先方は、通報を謝すると共に、関係方面に連絡の上、コメントあらば連絡する旨述べた。（了）

裁
無 期 限

報 告 ・ 供 覧

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 北米局長 審 議 官 安全保障 首席事務官	保 存 期 間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 3 年 9 月 11 日 完結 平成 年 月 日 起案者 電話番号 上月 2490
---	---------------------------------------	--

回 覧 先

中近東アフリカ局長

参事官

中近東第一課長代

④sw

② 全社一課
② 200-820

地位協定課長

下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。

件 名

招 迎 自 来 水 派 遣

(別紙の要点等)

11日、松浦北米局長と岡山防衛

局長とやりとり。

掃海艇の派遣

1991年9月11日

北米保

イラン水域での日米の掃海活動を認めないとするイラン側の連絡を受け、11日午前、松浦北米局長が昌山防衛局長と連絡を取ったところ、やりとり概要次の通り。

1. 当方より、イラン側の回答を説明した。先方より、米側の反応につき^{照会}紹介越したので、当方より、米側は、我が方が米側の要請を受け、掃海作業の延長を含め積極的に対応し、また、イラン側から了解を得るべく最後まで努力したことを高く評価している旨説明した。

2. また、先方は、これをもって米側が我が方に掃海作業の延長につき更に依頼越す可能性はないかと質したので、当方より、イラン側の回答がハメネイ最高指導者の決定を踏まえたものであることに鑑み、イラン側の態度を変更することは困難と考えており、また、イラン水域での掃海活動を行うことを断念することを米側に連絡し、米側の理解を求めたところである等説明した。

(なお、10日深夜、イラン側の連絡を受け、直ちに小沢米保長より藤島防衛課長に対しイラン側の決定を通知し、防衛庁の協力を謝すると共に、残念ながら実現はしなかったが、米側は我が方の姿勢、努力を高く評価している等説明した。これに対し、藤島課長は、イラン^側の了解が得られなかったことは残念であるが、やはり我が国としてぎりぎりの努力を最後まで行ったこと^よ正しい選択であった等述べた。)

秘
無期限

報告・供覧

。コピー配布
(済)

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管	保存期間
	北米局長	1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年)
	審議官	起案 平成 3 年 9 月 9 日
	安全保障課長	完結 平成 年 月 日
	首席事務官	起案者 電話番号 米保長

回覧先

。野上孝一
。中近東第一課長

。米一長
地位協定課長

下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。

件名

イラン公使海移移肉 38 米側要請

(別紙の要点等)

9日、米保長 入江 油谷 石川 副次長と
急見 文相と行、たてこす。

仍し領海 瑞海 に関する米側要請

9日

1. 米側より 海幕 石川 防衛部長 に次のとおり 要請 要請 1 点。

(1) 米側の要請は、米仍し国保という并版かつ政治的に重要

な問題が絡むため、仍しこれに 回答するにあたって 3 月 21 日 22 日 23 日の必要があり、日米 3-4 月 9 日 時を要すると思われる。

(2) 撤退作戦と率協的に話をしていく必要があることはよく理解
解される。本件について 余り率協的な対応を要する、国際政治

の中で大きな政治問題が絡んでいるだけに、日米内政（こ）を
残すことに なるかねることに留意して頂きたい。

運用の

(3) ついては、率協的な話をして行うにあたっては、できる限り率力
的な対応が可能なように話をして頂ければ ありがたい。既に「安全省

高」とし、安全省はもと定まり、海洋内閣中に 帰国形（10 月米）と 9 日
後から内定している中において 米側から要請があったという事情は

よく理解している。大きな政治問題には、政治的な対応の
需要を考慮する必要があることも理解願いたい。

(4) 代米局としては、防衛庁、海幕からの情報不足であるため
に日本としての判断を誤ったという事態だけは回避する必要がある。

あつと承知している。在米イラシイ使の内部では、残条2個の降海は、
形式的に、日本も指揮をとり、米側がこれに協力する という fiction

を以てほしいとの条件つき許可となる可能性もあり得る由である。何
れにせよ、イラシイからの回答が早くこないとはいけないことはよく知

っている。今後は、近ア局からイラシイ側に督促していく必要がある。

2. これに対し、米政府からの回答を待つ。

情報の提供を急ぐ。新指摘の要は理解するが、軍用
上の限界もあり、何れにせよ早くイラシイの回答を得ることが重要であ

る。回答が来たりおきい場合には、隊員の気象の問題もあり、軍
用上対応して貰うべき可能性はある。